



もくじ CONTENTS

2018年度政府予算と地方財政

菅原 敏夫（公益財団法人地方自治総合研究所委嘱研究員）	3
-----------------------------	-------	---

講演録

.....	47
-------	----

【資料】

茨城県

平成30年度茨城県当初予算案 ～「新しいいばらきづくり」へのチャレンジ～	62
---	-------	----

平成30年度当初予算案参考資料	91
-----------------	-------	----

総務省

平成30年度地方財政対策のポイント	150
-------------------	-------	-----

平成30年度地方財政対策の概要	152
-----------------	-------	-----

2018年度政府予算と地方財政

公益財団法人地方自治総合研究所 委嘱研究員 菅原敏夫

2018年3月3日

目次

1. 県議会が開会した	2
2. 茨城県の18年度当初予算案	6
3. 自治体予算編成の手順	8
4. 編成スケジュール	10
5. 制度改正は無風	11
6. 17年地方自治法改正	12
7. 大臣折衝（財務大臣と総務大臣）	14
8. 18地方財政対策-論点の整理	17
9. 地方財政対策の概要	19
10. 経済財政諮問会議（1月23日）	22
11. 18年度政府予算案 各歳出分野	24
12. 社会保障予算	26
13. 地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等	28

1. 県議会が開会した

2月27日茨城県議会が開会した。昨年夏の知事選による知事交代。大井川知事にとって初めての予算編成になる。県議会の議長が急逝した。

県の当初予算案の発表は2月23日だった。発表に合わせて、記者会見が行われている。記者会見の記録は、記者の質問や疑問も現れるので、有用な機会になると思う。18年度の地方財政の断面を知る上で、まず茨城県予算の論点について少しだけ見ておこう。

知事：平成30年度の茨城県の当初予算についてでございます。

まず、基本方針でございますが、日本全体で急速に人口減少や少子高齢化が進行し、社会経済のグローバル化や情報通信事業・技術の劇的な進歩など、大きな時代の転換期に差しかかっている中、本県が大きく飛躍できるかどうかは、これから約10年間が極めて重要な期間になると考えております。

こうした状況下において、未来に希望が持てる新しい茨城づくりを進めるため、昨年末、「新しい茨城づくり政策ビジョン」を発表させていただきました。

そこで示しました基本理念の「活力があり県民が日本一幸せな県」を実現するため、1つ目、「新しい豊かさ」へのチャレンジ、2つ目、「新しい安心安全」へのチャレンジ、3つ目、「新しい人財育成」へのチャレンジ、4つ目、「新しい夢・希望」へのチャレンジの新しい4つのチャレンジに係る施策に積極的かつ大胆に取り組んでまいりたいと考えております。

また、財源やマンパワーに限界がありますので、前例にとらわれないゼロベースでのスクランブル・アンド・ビルトを徹底し、施策の選択と集中、メリハリのある予算編成に努めました。

次のスライドでございますが、全体の予算規模でございます。今までご説明した考えに基づき編成を進めた結果、一般会計の予算規模1兆1,117億円と、前年度とほぼ同額となる見通しでございます。

東日本大震災の関連部分を除きますと、伸び率は前年度比1.3%の増となっております。

次に、新しい茨城づくりへのチャレンジのポイントについてご説明いたします。平成30年度当初予算において、私自身が特にポイントとして力強く打ち出したいと考えているものについてご説明申し上げます。

まず、新しい豊かさへのチャレンジでございます。

質の高い雇用創出に向けた産業育成が必要だと考えております。最先端の技術が集まっているつくばや東京圏に近接している地理的な優位性、農業の産出額全国第2位の本県農業を最大限に活用した企業誘致や産業育成が重要であると考えております。

1つ目、AIやIoTなどの新しい成長分野の研究所や、本社機能等の県内移転を強力に促進する最大50億円の新しい補助制度を創設いたします。

次に、2つ目、優れた技術シーズの発掘、事業化から県内に定着するまでを一貫して支援するベンチャー企業支援も創設する予定でございます。

茨城発、儲かる農業として、農地集約化を加速化する政策モデルを確立します。100ヘクタールを超える大規模水稻經營体を3年で育成する支援制度を創設し、農業の成長産業化を促進するとともに、新たな政策モデルとして国にも提案していきたいと考えています。

次に、新しい安心安全へのチャレンジです。新たな発想により、あらゆる手段を講じて、まずは県民一丸となって医師確保対策に取り組むことが重要であるため、医師不足緊急対策行動宣言に基づき施策を展開したいと考えております。

医師不足緊急対策行動宣言は、この後ご説明します。

医師確保のために、私が先頭に立って足で稼ぐ営業を展開するということで、まずは1つ、いばらき医療大使を任命する、私が営業を展開することが1つ目の施策です。全国の医科大学や本県ゆかりの県外医師に積極的なリクルーティングを展開します。

2つ目が、全国初、実質金利ゼロの医学部進学者向け教育ローンを創設します。常陽銀行など県内金融機関と連携し、医学部進学者に対して在学中の借入金利息の支払いを支援します。

3つ目、子育て医師をみんなで応援。病児保育支援体制を県内の全域に拡大ということで、医師が県内に定着するためのハードルが何になっているかという中で、最も大きな問題になっているのが女性医師の子育て環境ということなので、子育て中の女性医師が、朝、電話1本で病気になったお子さんを預けられる緊急コール体制を構築するということに集中して対策を立てたいと考えています。

次に、新しい人財の育成です。新しい人財に適応できる教育の推進、環境の充実ということは最も今求められているものの一つだと思っています。

特に、これからはグローバル化が進み、さらには、AI、IoTなど、ITが全ての社会の隅々にまで行き渡る、そういう時代にあって、茨城の未来を支える人財のためのしっかりととした制度を確立したいと思っています。

目玉として、1つ目が、グローバル人財育成。これは、トップレベルの英語学習の機会を提供したいと考えています。英語の学習意欲、能力の高い中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの学習、イングリッシュキャンプへの参加などのプログラムを提供したいと考えています。

2つ目、トップ層育成と、すそ野拡大のため、プログラミングを学べる機会を提供したいと思っています。インターネットを活用して、全国のトップレベルのプログラミング能力を持つ中高生を育成する、トップの能力の高い中高生を育成するということに加えて、多くの学生がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供することを目指して、来るべきIT社会に備えた人財を育成する環境をつくっていきたいと思っています。

3つ目が、茨城型就学支援、就職支援、奨学金助成制度と入学一時金貸付制度の創設でございます。

給付型奨学金になるような形で、(企業版の)ふるさと納税も活用しながら、本県にUターン就職、地元就職を選択した学生に対して、返済免除の奨学金、それから、入学一時金の貸付制度を設けることによって、学生たちの支援をしていきたいと思っています。

4つ目,新しい夢・希望へのチャレンジです。魅力度 No.1 プロジェクトを推進するという旗印で,本県の多様な魅力を国内外に積極的かつ戦略的,効果的に発信するということを狙っていきます。

豊富な地域資源があるにもかかわらず,必ずしもそれが知られていないという反省から,その魅力を多くの人に見ていただけます。それも国内にとらわれずに,世界に向けて発信していける,そんな戦略の第一歩を,今回,目指したいと思っています。

1つ目,プレミアムなホテル・旅館誘致で,最大 10 億円の補助制度を創設します。茨城県の観光資源の中で特に欠けているものというのが,フラッグシップになるような宿泊施設がないということは多くの方から指摘されております。ホテルというのは観光の顔でありますし,あるいは,ホテル自身が観光地にもなり得るものでございますので,本県の新たなイメージアップの戦略として,このホテル誘致で,特にプレミアムなホテルに対象を絞って誘致するという制度をつくって,観光振興に大きくインパクトのあるものを目指したいと思っています。

2 つ目がビジット茨城ということで,ターゲットに応じた戦略的な海外誘客プロモーションを展開したいと思っています。国内にとらわれず,海外をターゲットにすることで,海外のどんな観光客なのか,団体客なのか,個人客なのか,そういうことによって対象を分けながら,きめ細かく戦略を立てて誘客を展開する,そういう体制を整えることが必要だということで,台湾やそのほかの東南アジアのお客様に向けて,観光レップの設置や海外の有名オンライン旅行サイトの活用による情報発信の強化など,新たな旅行商品の造成も含めて,トータルに戦略的に攻めていきたいと思っています。

さらには,銀座にあります茨城マルシェ,アンテナショップの情報発信を大幅に見直したいと思っています。全面リニューアルをして,内装や商品のラインナップを高付加価値化し,新たな商品,新たなコンセプトで厳選された一品を,日本,あるいは世界に発信していく,そういう茨城ブランドの実験場にしていきたいと考えています。

次のスライドが事業の見直しについてでございます。

限られた財源とマンパワーの中で,どうメリハリをつけるかということが私が最も気をつけたことでございます。施策の中でも,何が一番重要なことをきちんと全員で議論をして,その一番大事なポイントに最も資源を集中するということもやってきましたし,それ以外に,スライドにありますように,ゼロベースで 2,000 の事業を総点検して,1割の 207 事業,約 18 億円の削減効果を出すことができました。

活力があり,日本一幸せな県の実現ということで,最初のステップとしての予算の原案をつくることができたと自負しております。

次に,組織改正は,お手元の資料によってご説明をいたします。

一度,記者会見でも話が出たと思いますが,平成 30 年度の組織体制,これも予算とあわせて今回の第 1 回定例議会に提出させていただきます。

今回の組織改正は,政策ビジョンに掲げる 4 つの柱を推し進めるための,職員が新たな発想

で積極的に挑戦することができる組織体制を確立する。それから、スピード感ある事務執行体制を整備する。それから、選択と集中などメリハリのある組織体制を整備するという3つの基本理念のもと組織体制の整備を目指しました。

名は体をあらわすということでございますので、形を変えることによって職員の意識も大きく変わって、スピード感のある政策実行ができるものと考えています。

ポイントとしましては、次のスライド以降にございますが、一つの目玉として、営業戦略部の設置があります。企業誘致や企業の海外展開支援、観光誘客、県産品の販路拡大、港湾の利活用促進など、全ては茨城の魅力、茨城の営業だと考えています。これまで、それぞればらばらにやってきた茨城の魅力をアピールしていく、プロモートしていくということについて、統一した部署を設けて、それぞればらばらでなく、お互いに連携しながらトータルで茨城の魅力をどう売り込むかということをできる部署で、かつ機動的に動ける部署を目指しております。

2つ目のポイントが、知事直轄の廃止です。知事直轄を廃止して、政策企画部を増強したということでございます。基本は、各部に仕事をきちんと位置づけたいということと、知事直轄という言葉が、逆に、知事直轄の部署にある事業が重要ではないかとか、職員がそこにいるのは非常にいいのではないかとか、変な誤解を招いていたという反省も含めて知事直轄を廃止して、各部を強化する。特に、政策企画部に総合計画や地方創生総合戦略など、県の重要な計画の立案の機能を集中させて、しっかりと機能を持たせるということを目指しております。

そのほか、今後の医療問題、福祉関係の政策の増加ということを踏まえて、保健福祉部の増強や、県民生活環境部の新設など、さまざまございますが、この後、資料をごらんいただければと思います。

この後、「茨城県医師不足緊急対策行動宣言についてご説明させていただきます。

茨城県医師不足緊急対策行動宣言でございますが、もう皆さんご存じのとおり、茨城県は、人口（10万人）当たりの医師数全国46位、ただし、47位の埼玉県は東京に非常に近いこともあって、県民の本当の不便度という意味では、茨城県は一番厳しい環境にあるのではないかと考えております。」と緊急対策行動宣言の説明があって、質疑の時間がとられている。抜粋しているが、県単独補助金の大幅増の話はなぜか県道の除草から始まっている。

朝日：歳出の中の公共事業のことでお伺いしたいのですが、全体では少し下がったと思うのですが、県単独では15%近く増やしていますね。この狙いを教えていただきたいのですけれども。

知事：公共事業についてですが、必要性のあるものについてはしっかりとお金をつけようということです。特に、今回、私、選挙を通じて、県民からの一番大きな声は、県道の草を何とかしてくれと。除草を何とかしてくれと。これは、どこに行っても、時期が夏だったということもあるのでしょうかけれども、ものすごく言われました。

今まで、予算を節約するために、50センチ幅の草刈りということで留め置いたのを、それだ

と全然子どもたちの安全ということ,あるいは便利さということも含めて非常に不十分だった。そういう反省も踏まえて,今回,きちんと拡充して,70センチにするわけですが,そういうことでありますとか,あるいは,道路の冠水対策,橋梁の耐震補強など,今までのインフラである程度補修が必要になってきているというのをきちんと客観的に評価して,必要性の高いものについては,今のうちにきちんと手を打たないといけないということで,県単の13.5%の増加という結果になりました。

最後の方で、産経の記者が朝鮮学校への補助金について聞いています。

産経: 発表にはなかったのですが,水戸市の朝鮮学校の運営補助金について,計上をしたか,しなかったのかという点についてお願ひします。

また,その理由について,知事のお考えを聞かせてもらえればと思います。

知事: 朝鮮学校への補助金については,今回,計上しておりません。現在,北朝鮮との密接な関係を有する朝鮮総連の朝鮮学校への関与の問題など,現在のような状況が続いている間は補助金の計上は困難だと考えております。

共同: 予算関連の質問は,ほかにありますか。

毎日: まず, (朝鮮学校への) 補助金の関係ですが,今後の復活に関して,状況が変われば復活するのかどうか,どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

知事: 今後の状況を踏まえながら,そのときに判断したいと思います。

毎日: 政治と教育の関係というのも, (政治の問題を教育に) 持ち込むということに関して反発も学校のほうからあると思うのですが,その辺はどのようにお考えでしょうか。

知事: それは関係部署から聞いていますが,現在の立場は変わっておりません。

2. 茨城県の18年度当初予算案

茨城新聞は県の予算案について次のように伝えている。(2018.02.24 朝刊)

県予算案 県税収入6年連続増

■通常県債残高、307億円減

県が23日発表した2018年度当初予算案は、企業収益改善などにより県税収入が前年度当初比121億円(3.3%)増の3844億円となり、当初予算としては6年連続の增收を見込んだ。地方交付税代わりの臨時財政対策債などを除く通常県債の残高は、18年度末見込みで1兆1757億円となり、17年度末比で307億円減と縮小を続け、財政状況は改善基調に乗っている。

■歳入

一般会計は、県税のうち法人住民税と法人事業税の法人2税が4.7%増の973億円。個人県民税は、課税所得の増加などで2.1%増の1125億円となった。地方消費税精算後の実質

的県税は4.4%増の4633億円で過去最高を更新した。

地方消費税は売上高の上昇で3.4%増の690億円。自動車取得税は減税対象の縮小が大きく29.8%増の46億円となる。

地方交付税は県税収入増の反動で3.4%減の1848億円。臨時財政対策債は3.2%減の641億円となり、実質的地方交付税は1.8%減の2348億円となる。

借金に当たる県債は、1.5%減の1230億円。このうち通常県債は公共投資の起債増で0.5%増の589億円となった。予算額に占める県債の割合「県債依存度」は11.1%で0.1ポイント低下した。

県債管理基金からの繰り替えや財政調整基金からの繰り入れはなく、財政健全化に向け前進している。

■歳出

一般会計の目的別内訳は、教育費が1.5%減の2744億円、保健福祉費が1.9%減の2003億円、公債費が3.7%増の1462億円で続いた。公債費は臨時財政対策債の元金償還が膨らんだ。土木費は0.3%増の1108億円、警察費はつくば警察署（仮称）建設工事により3.9%増の620億円。

性質別内訳は、義務的経費が4914億円で0.6%増えた。次いで一般行政費が2.6%減の3390億円、投資的経費が0.0%減の1460億円。ゼロベースでの事務事業総点検や東日本大震災復興緊急融資の残高減少などにより一般行政費が減る結果となった。

行政サービスに必要な経費が県債などを除く歳入で賄えるかどうかを示すプライマリーバランスは、臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合で227億円の黒字。14年度以降黒字を維持している。

2月26日には水戸市も当初予算案を発表した。26日は月一回の定例記者会見の日であったが、予算案発表の記者会見ということではなかった。同様に茨城新聞は次のように予算案を伝えた。（2018.02.27 朝刊）

水戸市予算案 「命と健康」に重点 一般会計 1300億 1300万円

水戸市は26日、2018年度当初予算案を発表した。一般会計は1300億1300万円で前年度当初比4.0%増となり、8年連続で過去最大を更新した。基金の繰り入れを増額することで本格化する4大プロジェクトや中核市移行、茨城国体の各事業に配分し、医療や教育など市民サービスの充実を維持した。

高橋靖市長は記者会見で、新年度予算案について「命と健康を守り、人を育む予算」と説明。投資的経費の増額に触れながら「将来を見据えた地域医療体制の充実や子育て支援など、市民生活の向上にも重点配分した」と強調した。

一般会計の歳入は景気の回復基調により、全体の3割強を占める市税が微増の419億7千万円となる見通し。一部企業の事業整理などに伴い法人市民税は同5.5%減の51億6千

万円となったが、人口増により個人市民税は同 2.7% 増の 164 億円に膨らんだ。

借金に当たる市債は同 14.5% 減の 167 億 5 千万円。新市庁舎建設が最終年度を迎えたのが大きな要因。一方、特別会計などを含めた 18 年度末の市債残高は 2324 億 1 千万円と、過去最大を更新する見込み。

歳出は、投資的経費のうち普通建設事業費が同 5.0% 増。事業の進展により 4 大プロジェクト関連は前年度を下回ったものの、中核市移行や国体準備などの費用が膨らんだ。医師不足を見据えた修学資金貸与や医療機関の開設支援、待機児童解消に向けた民間保育所支援など、市民サービス拡充にも手厚く配分した。

義務的経費は、保育所拡充や障害者自立支援の給付増などで扶助費が同 4.2% 増えるほか、人件費も同 3.1% 増加。一般会計に占める割合は 0.1 ポイント増の 45.9% となった。

特別会計と公営企業会計を含めた 18 年度当初予算の総額は同 0.5% 減の 2129 億 2 千万円。3 年連続で 2 千億円を突破した。

県も水戸市も景気回復による税収増を挙げている。これは何も茨城県だけに限った話ではなく、18 年度予算の全国的な特徴だ。水戸市は特殊事情で、起債が減る予定だが、税収増、起債の増加で過去最大か高水準の予算規模となっているところは多い。

茨城県内の状況を入口に 18 年度政府予算と地方財政について考えていく。

3. 自治体予算編成の手順

きょうお話しする「地財対策」「地財計画」というものは、一年近くをかけて作り上げられてくる。それを読み解き批判する側もそれに付き合う必要があるというものだ。

最初のエポックは経済財政諮問会議によって作られる。次年度の政府予算、地方財政の枠組みを作る議論は、まだ年度も始まっていない（17 年）3 月 30 日に開かれた経済財政諮問会議（平成 29 年第 4 回経済財政諮問会議）で始まっている。（暦年が変わると第 1 回が始まる。17 年は 17 回開催された。後で出てくるが、18 年の第 1 回は 18 年 1 月 23 日だった。）

経済財政諮問会議の議論を見ておこう。

平成 29 年第 4 回経済財政諮問会議

開催日時：平成 29 年 3 月 30 日（木曜日）17 時 15 分～18 時 05 分

開催場所：官邸 4 階大会議室

【国・地方の財政の在り方】

- ・社会保障の徹底した効率化とともに、非社会保障分野予算における経済・物価動向等

を踏まえた対応(経済社会の生産性を上げる政策の充実)が不可欠

- ・国・地方を通じたアウトカム重視のインセンティブ設計、効率的な行政サービス等の横展開、徹底したEBPM(確かな根拠に基づく政策立案)の導入等によるワイススペンドィングの徹底

その次の会合(4月12日)では、民間議員(伊藤元重学習院大学教授経済学者 榊原定征 経団連会長東レ1943年生まれ横須賀市出身 高橋進日本総研理事長住友銀行出身 新浪剛史 サントリー社長ローソン出身)の提案という形をとて、たとえば、生活保護について期限を設けて措置を求めていた。厚労省は実際そのように動いた。

【生活保護等】・生活保護制度全般の見直し(2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせて検討)

- ・生活困窮者自立支援制度の在り方(2017年度まで)

「厚生労働省は12月22日、生活保護基準の見直しで世帯類型ごとの影響額を発表した。食費や光熱費など生活費相当分(生活扶助費)に子育て世帯や母子世帯に対する加算を加えた受給額は、推計で67%の世帯が減額となった。

見直しは5年ごとに実施。受給者以外の低所得者層の消費実態と均衡するよう算定した生活費は当初、最大13.7%減だったが最終的には最大5%の減額に抑えた。18年10月から3年かけて段階的に引き下げ、国費分で年160億円(1.8%)を削減する。」(毎日)

第7回は5月11日。民間議員がまた連名で地方財政について提案している。このテーマは17年最大のテーマになった。

「・社会保障改革や公共施設の再編・集約化や老朽化対策等への計画的な取組を促すとともに、将来不安等から基金の積増しにつながらないよう、総務省及び関係府省が協力し、各分野における将来見通しと各自治体への影響を明らかにすべき。

・近年増加の著しい基金(基金積立残高21兆円、2015年度)について、総務省は、その現在高や増加幅が顕著な自治体(例えば基金残高対基準財政需要額の直近の水準が安倍政権以前の10年間の平均と比べて1.5倍以上など)を中心に、その背景・要因について、実態を把握・分析するとともに、各自治体において説明責任を果たすよう促すべき。また、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映等の改善方策を検討すべき。

・地方交付税の重点課題対応分(2017年度2,500億円)やまち・ひと・しごと創生事業費(同1兆円)について、関係府省庁が協力して、自治体による取組の成果を把握・検証し、PDCAを着実に実施すべき。」

安倍政権になって復活した経済財政諮問会議が課題のセッターの役割を果たす仕組みが

定着している。その仕組みを使いながらも、各省は 5 月の連休明けくらいから、いろいろな観測気球を、マスコミを使ってリークしながら瀕踏みをする。

経済財政諮問会議は 6 月 2 日に「骨太の方針」の素案を提示している。自治体でいえば、予算編成方針にあたる。自治体に対しても政策の枠組みや交付税のあり方などが示される。6 月 9 日には、「経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」として、骨太の方針が決定されている。そこには人づくり革命と生産性革命が予告されている。予算編成作業は進み、8 月末に締め切られる、「概算要求」となってまとめられる。各省が予算要求をまとめ財務省に提出する。そこから先は財務省の査定が始まる。

かつては財務省と各省との間に「復活折衝」という協議があったがいまはない。骨太の方針というのは名前の印象とは違ってかなり詳細なものなので、方針の段階でそこにはないものは復活しようがないという事も働いているかもしれない。

現在は、政府予算原案の直前に行われる大臣折衝で各省の政策のアジェンダ・セッティングが行われると思われるので、これを後で見てみよう。

12 月 22 日政府予算案は閣議決定された。

18 年度の国的一般会計予算の規模は、97 兆 7, 128 億円(前年度比 2, 581 億円、0.3% 増)で、基礎的財政収支対象経費は 74 兆 4, 108 億円(前年度比 4, 846 億円、0.7% 増)となっている。

財政投融資計画の規模は、14 兆 4, 631 億円(前年度比 6, 651 億円、4.4% 減)となっている。また、「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成 30 年度の国内総生産は 564.3 兆円程度、名目成長率は 2.5% 程度、実質成長率は 1.8% 程度となるものと見込まれている。

4. 編成スケジュール

これまでのところを整理しておこう。

18 年度の地方財政を読み解く、というためには、

- (1) 経済財政諮問会議
- (2) その「骨太の方針」
- (3) 各省の概算要求
- (4) 各省の研究会等の動向
- (5) 自民党税制調査会、税制改正大綱（17 年の場合は 12 月 14 日、自民・公明の与党税調として決定した）
- (6) 予算案への大臣折衝（折衝後大臣記者会見 12 月 18 日など）
- (7) 政府予算案の閣議決定（12 月 22 日）

- (8) 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（という名前になっている。かつての全国都道府県総務部長・指定都市財政局長会議。18年1月25日。いわゆる「内かん」。）
- (9) 経済財政諮問会議第1回会議（18年1月23日。テーマは18年度予算案。18年に取り組むテーマ）
- (10) 各都道府県・市町村・特別区の予算案発表（早いのは東京都。18年1月26日。都道府県の場合、記者会見において発表することが多い。特別区が次に早くて、1月末から2月初旬。市町村が続く。記者会見がないことが多い。）

この10段階を踏めば、他人に解説を求めなくともご自分で読み解くことができる。

5. 制度改正は無風

今年は大きな地方財政上の制度改正もなく、無風の年明けだ、といわれている。確かに総務省がこの通常国会（196国会）に提出しようとしている法律案は以下のように小粒なものだ。

※ 地方税法等の一部を改正する法律案

現下の社会経済情勢を踏まえ、平成30年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、地方のたばこ税における税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の変更、地方団体共通の電子納税の手続の整備等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。（2月上旬）

※ 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総額について改正を行うとともに、地方交付税の算定方法の改正等を行う。（2月上旬）

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（略）
(3月上旬)

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案 公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講ずる。(3月上旬)

(※は予算関連。日程は国会提出予定時期)

6. 17年地方自治法改正

対決法案などは予定されていないようだ。2017通常国会で、ここしばらくの大型の法改正はすんでしまったように見える。しかしそんなことはない。17年の法改正が施行の時期を迎える。施行のためには条例の制定や改正を必要とすることが多い。17年改正を思い起こしておこう。

地方自治法等の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るために、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

1. 地方自治法等の一部改正

① 内部統制に関する方針の策定等

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(他の市町村長は努力義務)

- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

② 監査制度の充実強化

- 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表(監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施)

- そのほか、監査制度について以下の見直しを実施 勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和・監査専門委員の創設

条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和等

③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と 認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表
- ④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等
 - ・ 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、 その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して それ以上の額を免責する旨を定めることを可能に (条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定)
 - ・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の 放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

2.地方独立行政法人法の一部改正

- ①地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加
 - ・ 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務)を追加
- ②地方独立行政法人における適正な業務の確保(国の独立行政法人制度改革(平成 26 年度)を踏まえた改正)
 - ・ 地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

3.施行期日

- ・ 1.は 20 年 4 月 1 日(②の一部及び③は 18 年 4 月 1 日) [④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用]
- ・ 2.は 18 年 4 月 1 日②の一部は 20 年 4 月 1 日)

地方財政制度、議会に関する重要な改正が目白押しだった。議会の判断が問われていることにかわりはない。

18 年度の地方財政そのものにも問題がなくなったわけではないだろう。通り一遍の総務省の解説から離れて、課題を発見することから、この話を始めたい。

課題発見の手っ取り早い方法の一つは、政府予算案の閣議決定、発表直前の総務大臣の記者会見を覗いてみることである。決定の直前には、各省大臣と財務大臣の閣僚折衝が行われており、その案件の合意で政府予算案が決まるのだ。つまり、閣内で、事前にはまとまらず、閣僚同士の折衝で決まるという政府の課題を示しているのだ。もちろん、筋書きのない折衝が行われることはほとんどなく、儀式の側面が強いが、それでもなお、課題のありかは示している。昨年末は、12 月 18 日に財務大臣と総務大臣の閣僚折衝が行われた。折衝後総務省に帰ってきた大臣が記者団との会見を行っている。記者の質問も併せて見ることで、課題がよりよく見えるという効果もある。

7. 大臣折衝（財務大臣と総務大臣）

野田総務大臣予算折衝・地方財政対策関係記者会見の概要（12月18日）

冒頭発言（野田総務大臣）

【30年度地方財政に係る大臣折衝状況】

先ほど、財務大臣と地方財政対策について折衝し、合意をいたしました。その内容についてお話しします。

平成30年度の地方財政対策は、概算要求時点で、地方交付税は0.4兆円の減、臨時財政対策債は0.5兆円の増となり、大変厳しい状況からのスタートとなりました。

また、地方団体の基金の増加についても、財政制度等審議会や経済財政諮問会議等において、様々な議論もございました。

【一般財源総額の確保】

こうした中、平成30年度の一般財源総額については、地方団体が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、前年度を上回る62.1兆円程度を確保することいたしました。

【交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑制】

また、できる限り「地方交付税を確保」するとともに、「臨時財政対策債を抑制」するため、精算額の繰り延べ、機構（地方公共団体金融機構）の準備金のさらなる活用など、様々な工夫を行うことにより、地方交付税については、16.0兆円程度を確保しつつ、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円の減に抑制することができました。

【公共施設等の老朽化対策】

地方財政計画の歳出については、将来の財政面での不安を背景に、公共施設等の老朽化対策に備えた基金の積立が増加していることを踏まえ、公共施設等の老朽化対策に関して、対象事業を追加するなど内容を拡充した上で、事業費を0.1兆円増額することいたしました。

【歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保】

一方、公共施設等の老朽化対策や、社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠、これは平成29年度0.2兆円について、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止をいたしました。

【まとめ】

このように、平成30年度地方財政は、地方が自由に使える一般財源総額をしっかりと確保した上で、地方交付税の総額を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度比マイナスに抑制しております。

地方団体におかれでは、今回の地方財政対策を踏まえ、様々な地域の課題に積極的に対応していただくことを期待しております。

【地方の基金】

なお、基金の増加については、今回の地方財政対策において、基金の残高の増加を理由として地方交付税等を削減するといったことは行っておりません。

今回の基金の調査結果を踏まえて、

- ・ 財政面での将来不安の要因となっている臨時財政対策債の抑制、
- ・ 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築、
- ・ 公共施設の老朽化対策などを適切に行うことができる環境の整備に努めてまいります。

【予算重要項目】

あわせて、地方財政対策以外の予算重要項目についての折衝を行いました。

IoT の普及や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、サイバーセキュリティの確保は必須です。

昨今、特に IoT 機器の普及に伴い、IoT 機器を狙ったサイバー攻撃が急増していることから、早急に対策を実施するため、「IoT セキュリティ総合対策の推進」事業について 6 億円を確保し、その実現への大きな道筋をつけることができました。

また、サイバーセキュリティの確保を担う人材の育成は、着実に取組む必要があるため、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体などを対象とした実践的サイバー防御演習の強化、
- ・ 東京大会の適切な運営に向けた演習の実施、
- ・ 若手セキュリティエンジニアの育成に取組む「ナショナルサイバートレーニングセンターの構築」、この事業について、15. 1 億円を確保いたしまして、その着実な実施にしつかりとした道筋をつけることができたところです。

なお、現段階においては、予算の編成作業にあわせて計数整理中でありまして、詳細については、22 日に予定されている政府予算案の閣議決定後に事務方から説明させます。

私の方からの報告は、以上です。

質疑応答

【一般財源同水準ルールが切れる平成 31 年度以降の取組】

問： 今、御説明ありましたとおり、この大臣折衝を経て、平成 30 年度の一般財源総額も正式に維持されることに決まりました。ただ、現在のところ、平成 31 年以降の一般財源の扱いは決まっていません。いわゆる一般財源を確保するというルールも保証されていない状況ですけれども、今後、地方の財源確保に向けてどのように取組んでいかれるか、どのような姿勢でやられていかれるかお聞かせください。

答： 平成 31 年度以降については、当然しっかりと検討されていくわけですけれども、いずれにしても 30 年度と 31 年度は大きく違うわけではなく、来年度、しっかりと予算を確保させていただいたんですけども、当然、今後も地方においては、安定的な財政運営をし

ていただくよう、また、一般財源総額の確保が必要ありますから、それに向けてしっかり取組んでいきたいと思っています。

【基金の現状と分析を踏まえた今後の考え方】

問： 基金の増加を利用とした地方交付税の削減はなかったということですけれども、そうした議論がまだ終わってないのではないかという印象もあるかと思うんですけれども、そもそも地方交付税と基金の議論は、どういった決着を得られたと考えているんでしょう。

答： 今回、いずれにしても皆さんお懸念されていた基金の残高が増加していることを理由に、地方交付税等を削減するということは、なかったわけですね。

それを踏まえて、私たちは調査の結果、また、いろいろな議論を踏まえて、次の3点が重要だと考えています。

1点目は、財政面での地方の将来不安を取り除くこと。

今回、やはり大きな要因になっているのが臨時財政対策債。これは概算要求段階でも0.5兆円の増になっていましたが、これをしっかりと0.1兆円の減にもっていくことができました。

そして、2点目は、不交付団体の基金の増加が全体の3分の1を占めています。引き続き、偏在性が小さくて安定的な税収の地方税体系の構築が、必要ということはよく分かりました。

与党の税制改正大綱においては、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得るとされており、これに向けてしっかりと検討してまいります。

3点目は、基金を見ると将来への不安を背景に、公共施設等の老朽化対策に備えた積立が増加していることへの対応をしていかなければいけないということで、今回は公共施設等の老朽化対策について、対象事業を追加するなどして内容を拡充して、そして、事業費を増額することとしたわけです。

いずれにしても、この3つをしっかりとこれからも推進してまいりたいと思っています。

【地方消費税の清算基準の見直しによる地方交付税への影響】

問： 地方消費税の見直しが、税制改正で決定されましたけれども、交付税に与える影響というものが、あったかどうかお伺いします。

答： 地方消費税の清算基準の見直しというのは、昨年度の税制改正大綱に沿ったもので、これは適切な税収帰属を図るために行いました。

これによって、結果として交付団体において税収が増加すると0.1兆円ですけれども見込まれることから、財源不足が縮小して、地方交付税と臨時財政対策債がそれぞれ約500億円ずつ減少することとなります。

いずれにしても、今回の見直しは適切な税収帰属を図るために行ったものでありまして、地方交付税等の減収は結果として生じているものです。

これまでいろいろ同様の対応をしているところです。

【地方税収の上振れ時の地方交付税への反映】

問： 地方交付税についてお尋ねしたいんですが、地方税収の上振れがあった場合に、地方交付税の総額に反映させるべきだという考え方があるが、財務省の審議会だったり、あるいは経済財政諮問会議で出ていると思うんですが、これについて今日、大臣折衝で話は出たんでしょうか。

答： ございません。なかつたです。

問： 改めて、財務省としては、それを導入したいという考え方があるやに聞いているんですが、これについての大蔵のお考えはいかがですか。

答： 私は、財務省から直接その話を聞いておりませんけれども、何度も申し上げるように、安定的な地方の財源を確保するために何をするべきかということで、総務省としては今回のような結果を出したということを踏まえていただければいいかと思います。

8. 18 地方財政対策-論点の整理

ちょっと論点を整理しておこう。

大臣の見解とそれを補う補足を交えて論点を整理すれば、

(1) 概算要求時点（8月末に各省が財務省に対して予算要求を行う。これを概算要求という。その要求に対してその後財務省が査定を行い、財務省原案を作る。懸案事項は、最後に閣僚折衝に持ち込まれ決着すれば、政府原案が出来上がる。）では、交付税も減り、臨財債（臨時財政対策債）を増発しなければならないという予想から出発したが、結果的には、交付税微減、臨財債微減に持ち込むことができた。

(2) 財務省との間に16年度、17年度、18年度の3年間は「一般財源総額（地方税と地方交付税などの合計額）確保」の合意があったが、それを守りきり、微増まで持って行けた。19年度以降もその線でがんばる。

(3) 地方交付税総額は、▲0.3兆円の16.0兆円を確保した。地方税収が順調なので、自治体が自由に使える一般財源は総額では確保された。

(4) 臨財債は本来地方交付税でまかなうべき財源であり、赤字地方債なので、総務省としては、抑制の方向に転換しているが、工夫して、前年度比▲0.1兆円（実際は587億円減。四捨五入すると▲0.1兆円。つまりほんのちょっとだが、抑制したといえば抑制した。）、3兆9865億円とした。

(5) 公共施設等の老朽化対策を始め適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」を対象拡充、事業費増額を図った。（この事業のトップランナーと思われ、全国に大きな影響を与えていた神奈川県秦野市の市長選がつい先頃行われ、現職が大差で敗れた。）

(6) リーマンショック（2008年9月）以降の景気対策として行ってきた「歳出特別枠」（2009年度から。ピーク時には1.5兆円程度）を2014年度から平時モードへ移行すると

いう目的で、削減・廃止を図ってきた。18年度で終了する。しかし、地域の元気創造事業費、まちひとしごと創生事業費、公共施設等適正管理推進事業費などに名前を変えて、自治体の一般歳出に事業費として残っている。

(7) 自治体の基金が増加している事に財務省が着目、そんなに基金があるなら、交付税を減らせるだろうと主張。17年度財務・総務両省の最大の争点となっていた。18年度は基金の増加を理由とする交付税の削減は行なわれなかった。その点で今回は総務省が守ったのだが、19年度以降に火種は残っている。基金増加額の1/3は東京都や23区など不交付団体によるもの。

(8) 地方消費税の都道府県間清算基準（小売り年間販売額等（全体の3/4の割合）と人口、従業者数で分割していたのを、人口の構成割合を増やす）に関する税制改正は、東京都等は文句を言っているが適切だ。

その結果、18年度地方財政収支の見通しは次のようになった。

（表1）

18年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分と東日本大震災分の合計）

項目	18年度（見込）	17年度	増減率（見込）
歳入			
地方税	395,022 億円	391,383 億円	0.90%
地方譲与税	25,754 億円	25,364 億円	1.50%
地方特例交付金	1,544 億円	1,328 億円	16.30%
地方交付税	164,312 億円	167,801 億円	▲ 2.1 %
震災復興特別交付税以外	160,085 億円	163,298 億円	▲ 2.0 %
震災復興特別交付税	4,227 億円	4,503 億円	▲ 6.1 %
地方債	92,218 億円	92,068 億円	0.20%
うち臨時財政対策債	39,865 億円	40,452 億円	▲ 1.5 %
歳入合計	約 881,100 億円	879,986 億円	約 0.1%
「一般財源」	626,497 億円	626,328 億円	0.00%
歳出			
通常収支分			
給与関係経費	約 203,100 億円	203,209 億円	約 ▲0.1%
退職手当以外	約 187,300 億円	186,737 億円	約 0.3%
退職手当	約 15,800 億円	16,472 億円	約 ▲4.1%
一般行政経費	約 370,600 億円	365,590 億円	約 1.4%
うち補助分	約 202,400 億円	197,809 億円	約 2.3%
うち単独分	約 140,600 億円	140,213 億円	約 0.3%
うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0%
うち重点課題対応分	2,500 億円	2,500 億円	0.0%
地域経済基盤強化・雇用等対策費	- 億円	1,950 億円	皆減
公債費	約 122,100 億円	125,902 億円	約 ▲3.0%
維持補修費	約 13,100 億円	12,621 億円	約 3.8%
投資的経費	約 116,200 億円	113,570 億円	約 2.3%

うち直轄・補助分	約 58,100 億円	57,273 億円	約 1.4%
うち単独分	約 58,100 億円	56,297 億円	約 3.2%
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0%
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	3,500 億円	37.1%
公営企業繰出金	約 25,600 億円	25,256 億円	約 1.4%
うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,800 億円	15,863 億円	約 ▲0.4%
水準超経費	18,400 億円	18,100 億円	1.7%

東日本大震災分

復旧・復興事業費	約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %
全国防災事業費	1,035 億円	946 億円	9.4%
歳出合計	約 881,100 億円	879,986 億円	約 0.1%
地方一般歳出	約 723,700 億円	719,132 億円	約 0.6%

9. 地方財政対策の概要

1 地方交付税の確保

地方交付税(出口ベース) 16 兆 85 億円(前年度比▲3,213 億円、▲2.0%)

<参考>概算要求時点 15 兆 9,264 億円(前年度比 ▲4,034 億円、▲2.5%)

【一般会計】

① 地方交付税の法定率分等	15 兆 3,606 億円 (a)
・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	14 兆 6,583 億円
・国税減額補正精算分(08、09、16)	14 兆 8,938 億円 ▲ 2,355 億円
②一般会計における加算措置	7,022 億円
・折半対象以外の財源不足における補填(既往法定分等)	5,367 億円
・臨時財政対策特例加算	1,655 億円

【特別会計】

① 地方法人税の法定率分	6,479 億円(b)
②交付税特別会計借入金償還等	6,533 億円
・交付税特別会計借入金償還額	▲4,054 億円
・交付税特別会計借入金支払利子	▲4,000 億円
・交付税特別会計剩余金の活用	▲ 804 億円
③地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用	750 億円
	4,000 億円

【地方交付税】(a)+(b)

16兆85億円

※ 地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない

2 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債 3兆9,865億円(前年度比 ▲587億円、▲1.5%)

<参考>概算要求時点 4兆5,674億円(前年度比 5,222億円、+12.9%)

- ・折半ルール分 1,655 億円(前年度比 ▲4,995 億円、▲75.1%)
- ・元利償還金分等 3兆8,210 億円(同 +4,408 億円、+13.0%)

3 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額

- 公共施設等適正管理推進事業費 4,800 億円(17年 3,500 億円)

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を 250 億円増額

4 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、15年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、18年度においても引き続き 1兆円を確保

5 岁出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保(1,950 億円)した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠(291,950 億円)を廃止

- 岁出の確保 1,950 億円

・公共施設等適正管理推進事業費の増	1,300 億円
・公共施設等の維持補修費の増	250 億円
・社会保障関係の地方単独事業費の増	400 億円

6 財源不足の補填

18 年度における財源不足額 6 兆 1,783 億円(前年度比 ▲7,927 億円、▲11.4%)

うち折半対象財源不足額 3,311 億円(同 ▲9,990 億円、▲75.1%)

○ 17 年度から 19 年度までの国と地方の折半ルールを適用し、以下のとおり 財源不足額を補填

【折半対象以外の財源不足額】 5 兆 8,472 億円

① 財源対策債の発行	7,900 億円
②地方交付税の増額による補填	1 兆 2,362 億円
・ 16 年度国税決算精算繰延べ	2,245 億円
・ 一般会計における加算措置(既往法定分等)	5,367 億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用 750 億円	
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000 億円
③臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分等)	3 兆 8,210 億円

【折半対象財源不足額】 3,311 億円

1 地方交付税の増額による補填(臨時財政対策特例加算) 1,655 億円

2 臨時財政対策債の発行 1,655 億円

<16 年度国税決算精算繰延べ>

16 年度の国税決算が減になったことに伴う精算額 2,245 億円については、18 年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を 22 年度から 26 年度に繰り延べ

<地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用>

「地方公共団体金融機構法」(17 年法律第 64 号)附則第 14 条に基づき、地方 公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付 税特別会計に繰入れ、まち・ひと・しごと創生事業費を中心とした財源に活用

・ 18 年度は 4,000 億円を活用(17 年度 4,000 億円)

※ 17 年度から 19 年度までの 3 年間で総額 9,000 億円以内

10. 経済財政諮問会議（1月23日）

総務大臣所管の地方財政としては以上のようなものである。地方財政（自治体財政）全体について、地方税収、地方交付税、国庫補助金、地方債その他を勘案して、まとめることを「地方財政対策」という。それを精査して国会に報告する文書を「地方財政計画」と呼び慣わしている。

しかし、私たちが自治体の予算議会に臨むに当たっては、これだけでは足りないような気がする。予算議会は、上で述べたような自治体財政の骨格や枠組み、構造を監視し、評価するのはもちろんのこと、具体的な事業についても（審議に費やす時間はその方が多いと思われる）議論される。その具体的な事業についての政府の連携や考え方の手がかりがないと予算審議には十分とはいえない。こうした手がかりは、国会では、予算審議全体を通じて明らかにされるのだから、今の段階では、全部揃っているというわけにはいかない。でも手がかりとして政府の考え方、自治体への役割期待は確かめておく必要がある。いまの仕組みとしては、「経済財政諮問会議」がその役割を担っている。

1月23日に、18年第1回目の経済財政諮問会議が開かれた。そこでは国会に提出する予算案の狙いが確認され、今年のテーマとなるべき問題が提示されている。それを覗いておこう。

安倍内閣の政策の柱は、三本の矢から始まって、18年度は二本の矢になってしまったが、「人づくり革命」と「生産性革命」になった。中身のほとんどについて、実際の仕事をするのは自治体であると気づくだろう。

人づくり革命

保育の受け皿拡大:「新しい経済政策パッケージ」に基づく「子育て安心プラン」の2年間前倒し(32年度までに+32万人分)の実現に向け、+11万人分の保育所等運営費を計上(所要額+1,152億円、うち事業主拠出金+993億円)。

※ 保育所等施設整備(改修含む):29年度補正808億円、30年度当初888億円

保育士・介護人材の待遇改善:保育士について、人事院勧告に伴う賃金引上げ(+1.1%)。※上記に加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、以下の措置。

保育士:31年4月からさらに1%(月3,000円相当)の賃金引上げ。

介護職員:31年10月から公費1,000億円程度を投じて待遇を改善。

幼児教育の段階的無償化(330億円※子ども・子育て支援新制度移行分を含む)。

※ 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育の無償化は31年4月から一部をスタートし、32年4月から全面的に実施。

給付型奨学金について、「社会的養護を必要とする学生、住民税非課税世帯のうち私立・自宅外生のみ」から、「住民税 非課税世帯」に対象を拡充(29年度:0.3万人 ⇒ 30年度:2.3

万人)(105 億円)、無利子奨学金について、29 年度に引き続き、低所得世帯の成績基準を実質的に撤廃し、残存適格者を解消 (+4.4 万人分)(958 億円)。

※ 「新しい経済政策パッケージ」に基づく高等教育の無償化は 32 年 4 月から実施。

生産性革命

地域の中核企業による設備投資等の促進(162 億円)や、事業承継支援のための措置の拡充(21 億円)といった中小企業 向け支援を実施。

十分な賃上げや設備投資を行った企業に対する税額控除、事業承継税制の抜本的な拡充、自社の株式を用いた事業再編(M&A) の円滑化等の税制措置を実施。

Society5.0 の実現に向けて、高効率・高速処理 AI チップの产学官連携での研究開発(100 億円)、量子コンピュータ等の光・量子 技術の研究開発(22 億円)、ナノテク・材料分野のオープンプラットフォームの形成(19 億円)等、イノベーションを促進。

三大都市圏環状道路等の整備加速(2,283 億円)や LNG バンカリング拠点の形成(7 億円)等、生産性向上のためのインフラ 整備への重点化を推進。

* 圏央道、東海環状等については、財投を活用し、重点投資を加速(融資規模 1.5 兆円)。

経済財政諮問会議の（民間）有識者議員が今年に議論すべきテーマについての意見を表明している。それを見ると、社会保障と地域活性化がテーマになるという。どちらにしても、自治体の予算に直結するテーマだと思う。

将来課題のバックキャストを通じた「持続可能な経済財政の基盤固め」

人口が減少し、かつ、団塊の世代が 2022 年から後期高齢者となる中にあっても、ダイナミックな成長を持続し、格差の固定化しない経済社会を実現できるよう、国民一人ひとりの生涯にわたる社会保障の実現に向けた制度設計に着手すべき。また、地方創生に向け、頑張る地方を支援する仕組みづくり、を抜本的に強化すべき。

(1) 「全世代型」の社会保障の実現に向けて

一人当たり医療費・介護費の効率化・地域差半減への取組加速、広域化・制度 間連携(介護制度と後期高齢者医療制度等)強化

医療・介護分野の人手供給の仕組み(スキル強化と高齢労働力の活用等)

子ども子育て支援に当たっての国、都道府県、市町村の連携強化(上乗せ措置の見える化等)

健康・予防、自立支援、在宅診療の徹底推進、効果が見込める研究開発の推進

医療・介護の将来給付の姿とそこから明らかになる政策的対応の検討

(2) 地域活性化に向けた仕組みづくり

自立性を高める地方財政改革 : 税源偏在への更なる対応、意欲ある自治体の事務拡大、地

方単独事業の見える化加速、財源調整・保障機能の検証等

持続可能な社会資本の整備：社会資本の維持管理・更新費用の姿、上下水道・学校等の生活インフラについて人口減少に応じた集約・統合、PPP/PFI 利活用の横展開、生産インフラの選択と集中、ライフサイクルコスト低減に向けた先端技術の利活用等

地域を支える人材の育成や人材が還流する「地域人材エコシステム」の中核としての、高等学校・地方大学(国公私立)の連携強化、大学の再編・統合

各政策分野横断で、会議に報告されたものも一瞥しておこう。

11. 18年度政府予算案 各歳出分野

18年度予算における各歳出分野の特徴

社会保障

社会保障関係費の伸びについて、「経済・財政再生計画」の「目安」を達成(30年度+4,997億円)。 診療報酬改定:本体+0.55% (+588 億円)、薬価▲1.36% (▲1,456 億円)、材料価格▲0.09%(▲99 億円)。 薬価制度の抜本改革(▲310 億円)や大型門前薬局等の調剤報酬適正化(▲56 億円)といった制度改革を実施。 介護報酬改定:+0.54% (+137 億円) / 障害福祉サービス等報酬改定:+0.47% (+57 億円)

生活扶助基準の見直しや医療扶助の適正化を図る一方、生活保護受給者の大学等進学の際の一時金の支給を行うほか、生活困窮者自立支援制度において子供の学習支援等を強化。

教育・文化

新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向け、小学校英語の専科教員など学校の指導・事務体制を強化。

文化芸術立国に向け、文化庁の機能強化を図りつつ、文化資源を活用し、投資拡大の好循環を目的とする文化経済戦略等を推進。

公共事業

公共事業関係費については安定的な確保(5兆9,789 億円)を行い、その中で、1 生産性向上のためのインフラ整備、2 豪雨・台風災害等を踏まえた防災・減災対策などへの重点化を推進。

農業

米の直接支払交付金の廃止にあわせ、農家の所得の向上と安定を図る観点から、水田活

用交付金と農業農村整備事業を増額するとともに、収入保険を創設。「31年の輸出1兆円」目標に向けた農林水産物・食品の輸出の戦略的支援、加工施設の整備や木材の高付加価値化等による林業の競争力強化等を実現。

外交・防衛

外交実施体制を強化しつつ、日米・日露関係の強化やインド太平洋戦略などに予算配分を重点化し、戦略的外交を後押し。ODAも、一般会計予算、事業量とともに増額を確保。中期防対象経費は、「中期防衛力整備計画」を踏まえ+0.8%の伸びを確保し、イージス・アショア(2基分)の整備に要する経費を計上するなど、弾道ミサイル攻撃等に適切に対処。防衛関係費全体としても+1.3%を確保。

※ あわせて、29年度補正において能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE)の調達の前倒し等を実施。

警察・海保

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、テロの未然防止等に向けたセキュリティ向上のための資機材の整備を図るとともに、国境離島等警備用の大型ヘリ(2機分)等を措置。「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、29年度補正予算とあわせ、尖閣対応の大型巡視船を中心に体制強化を引き続き前倒しで実施。

観光

訪日外国人旅行者数32年度4000万人等の目標達成に向け、国際観光旅客税(仮称)の財源を活用しつつ、顔認証ゲート等の最新技術を活用したCIQ体制(出入国管理、税関)の整備、ビッグデータを活用したデジタルマーケティングの導入、文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備等を推進。

地方創生

先端科学や観光・農業といった地方大学の新たなチャレンジを後押しする新たな交付金を創設するとともに、地方の自主的かつ先駆的な取組を支援する地方創生推進交付金を引き続き確保。

復興

復興のステージに応じ、生業の再生等きめ細かな支援とともに、復興拠点整備や風評被害対策等の福島の復興を推進。

地方財政

地方財政について、歳出特別枠の廃止による歳出の重点化・効率化、地方消費税の清算基

準の見直し等により、国・地方を通じた 財政資金の効率的配分を実現。一方、地方一般財源総額について前年度同水準を確保。

行政事業レビュー

秋の年次公開検証の指摘事項を適切(診療報酬(調剤技術料)、物流における省エネルギー対策等)。

この各分野別歳出の自治体版は、各自治体によって示される。それは自治体の当初予算案の発表を待たなければならない。全体としては先行して、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議で総務省の考え方として示される。

経済財政諮問会議は社会保障の行方に並々ならぬ関心を持っている。厚生労働大臣は用があるときだけ呼ばれる臨時議員なので、社会保障の具体的な政策と予算に関しては、先の課題発見の手法を使って、大臣折衝後の記者会見を見ておこう。

12. 社会保障予算

加藤大臣会見（12月18日）

《平成30年度予算編成大臣折衝について》

(大臣)

先ほど、麻生財務大臣等と平成30年度予算編成に関して、社会保障関係費などについて折衝を行いました。まず平成30年度の社会保障関係費の伸びについては、診療報酬改定、薬価制度の抜本改革などにより、概算要求時点の自然増6,300億円から1,300億円程度を削減し、5,000億円程度に収めることといたしました。そして、診療報酬の改定率については、厳しい財政事情の中ではありますが、医療機関の経営状況、医療従事者の方々の賃金の動向などを考慮した結果、診療報酬本体の改定率は0.55パーセントであり、薬価の実勢価格等の改定率は▲1.36パーセント、薬価制度の抜本改革による影響分▲0.29パーセントも含めると▲1.65パーセント、また医療材料の改定率は▲0.09パーセントとなっております。診療報酬改定に合わせ、大臣折衝事項ではありませんけれども、地方自治体から要望を受けている地域医療介護総合確保基金に関して、地域医療構想の実現に資するものであることから、金額は精査中ではありますけれども、国と地方を合わせて30億円程度を、公費ベースでありますが積み増すことを想定しております。また、薬価制度に関しては、新薬創出・適応外薬解消等促進加算の抜本的な見直し、長期収載品の薬価の引下げ等の抜本改革を行うこととしております。また、調剤報酬に関しては、いわゆる大型門前薬局の調剤報酬の適正化などの措置を講ずることといたします。介護報酬改定については、厳しい

財政事情を踏まえ通所介護などの各種の給付の適正化を行うことといったますが、介護事業者の安定的経営の確保などの観点から、改定率は 0.54 パーセントとしております。また、障害福祉サービス等報酬改定についての改定率は 0.47 パーセントとしております。併せて、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリを付けてその中で対応していきたいと考えております。また、今年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、与党からも申し入れがあったことを重く受け止め、食事の提供に関する実態等について調査や研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討することとし、今回の改定では食事提供体制加算の経過措置については継続とするということにしております。また、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度については、生活扶助基準の見直しについて生活保護世帯への影響を緩和する観点から、減額となる世帯については減額幅を概ね 5 パーセント以内に抑制した上で、段階的に実施する工夫をしていきたいと思っております。また、生活困窮者や生活保護受給者の一層の自立の促進や、生活保護制度の適正化にも取り組むこととしております。持続可能な社会保障制度を構築する観点から、経済・財政再生計画改革行程表に沿って着実に実行していくことを確認いたしました。また、社会保障の充実については、消費税増収分と重点化・効率化による財政効果を活用して、平成 30 年度予算では全体で約 1 兆 8,700 億円を確保することとしております。また、子ども子育て支援のうち事業主拠出金制度の拡充については、企業主導型保育事業及び「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費に要する費用に充てるため、拠出金率の法定上限を 0.45 パーセント、また来年度の拠出金率は 0.29 パーセントにすることとなり、経済界の協力を得て「子育て安心プラン」の実現を図っていきたいと思っております。また児童扶養手当については、全部支給の所得制限限度額について 2018 年（平成 30 年）の 8 月分から扶養親族等の数が一人の場合は現行の 130 万円から 160 万円に引き上げることとしております。また、支給回数については 2019 年（平成 31 年）の 11 月の支給から、現行の 4 ヶ月に一度の支給から隔月支給とすることとしております。これらの制度改正と合わせて、必要な適正化及び財源の確保に取り組んでいきたいと考えております。詳細についてはこの後事務方からブリーフィングをさせていただきます。私から以上です。

質疑は省略する。記者の質疑は診療報酬と介護報酬の改定に集中している。それは無理もない。6 年に一度の同時改訂なのだから、関心もそこに集まるだろう。

ただ、これまでどの話題にも登場してこなかった差し迫った課題がある。すべての自治体で、この時期最もホットな課題は国民健康保険の都道府県移管ではないだろうか。18 年 4 月から移管だ。それぞれの自治体で固有の課題がある。国保制度そのものの持続可能性の問題となる。これは、各自治体で取り組まなければならない課題で、共通の方程式が存在しているわけではない。

13. 地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議は今年は1月25日（木）霞ヶ関の中央合同庁舎第2号館講堂（地下2階）で開かれた。メインは「平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（昔の名前の「財政課長内かん」）だが、さまざまな課題が提示されている。

式次第はこんなふうだ。

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議日程

平成30年1月25日（木）中央合同庁舎第2号館講堂（地下2階）

開会 10:00

1 挨拶自治財政局長 10:00～10:10

2 平成30年度地方財政対策等について財政課長 10:10～10:30

3 平成30年度普通交付税等について交付税課長 10:30～10:45

4 地方公共団体の財政運営等について財務調査課長 10:45～11:00

5 各府省の主要施策等について調整課長 11:00～11:20

6 平成29年度地方債計画等について地方債課長 11:20～11:35

7 平成29年度の地方公営企業の運営等について公営企業課長 11:35～11:55

（休憩） 11:55～13:00

8 地方公共団体金融機関の平成30年度業務概要について地方公共団体金融機関経営企画部長 13:00～13:10

9 平成30年度地方税制改正等について自治税務局企画課長 13:10～13:30

10 企業版ふるさと納税について内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣参事官 13:30～13:40

11 地方行政の諸課題について行政課長 13:40～13:55

12 マイナンバー制度の推進について内閣官房番号制度推進室内閣参事官 13:55～14:00

13 マイナンバー制度と住民基本台帳制度について住民制度課長 14:00～14:15

14 基礎自治体を取り巻く現状と課題について市町村課長 14:15～14:25

15 地方行革等について行政経営支援室長 14:25～14:35

（休憩） 14:35～14:45

16 平成30年度の地域力創造グループの施策等について①地域政策課長 14:45～15:05

17 平成30年度の地域力創造グループの施策等について②地域自立応援課 15:05～15:25

18 平成30年度の地域力創造グループの施策等について③地域情報政策室長 15:25～15:35

19 地方公務員制度について公務員課長 15:35～15:55

20 地方公務員共済制度の運営、安全衛生の推進等について福利課長 15:55～16:05

- 21 消防防災行政の諸課題について消防庁総務課長 16:05～16:15
22 改元に係る対応について大臣官房総務課長 16:15～16:20
23 平成 30 年度自治大学校研修概要について自治大学校教務部長 16:20～16:25
24 平成 30 年度における地域 IoT の実装推進のための取組等について情報流通行政局地域通信振興課長 16:25～16:35

閉会 16:35

この会合の折に、数百ページほどの資料が渡される。資料目録を採録しておく。

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議配付資料一覧

平成 30 年 1 月 25 日（木）

資料 1 平成 30 年度地方財政対策のポイント

資料 2 平成 30 年度地方財政対策の概要

資料 3 平成 30 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

資料 4 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

資料 5 財務調査課関係資料

資料 6 主要施策関係資料

資料 7 地方債関係資料

資料 8 地方公営企業等関係資料

資料 9 地方公共団体金融機構平成 30 年度業務概要

資料 10 平成 30 年度税制改正の大綱について

資料 11 平成 30 年度地方税制改正(案)について

資料 12 平成 30 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

資料 13 地方税制参考資料

資料 14 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

資料 15 行政課関係資料

資料 16 マイナンバー制度の推進について

資料 17 マイナンバー制度と住民基本台帳制度について

資料 18 基礎自治体を取り巻く現状と課題について

資料 19 地方行革等について

資料 20 地域力創造グループの施策等について①

資料 21 地域力創造グループの施策等について②

資料 22 地域力創造グループの施策等について③

資料 23 公務員部関係資料

資料 24 消防庁関係資料

資料 25 官房総務課関係資料

資料 26 平成 30 年度自治大学校研修概要について

資料 27 地域 IoT の実装推進等について

この中から「資料 3 平成 30 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」の「予算編成上の留意事項」についてのみ触れておこう。

第 3 予算編成上の留意事項

第 1、第 2 を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

1 平成 30 年度の国内総生産の成長率は、名目 2.5 % 程度、実質 1.8 % 程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。

2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。特に、「経済・財政再生計画」及び「経済財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議) に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知) を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。特に、住民サービスの向上に直結する窓口業務については、業務改革モデルプロジェクトを平成 30 年度においても実施するとともに、成果を横展開することとしている。また、平成 29 年 6 月に「地方自治法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 54 号) において「地方独立行政法人法」(平成 15 年法律第 118 号) が改正されたことにより地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加され、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務の委託が可能となった。さらに、平成 29 年度内に標準委託仕様書を作成することとしており、これらの積極的な活用等により、窓口業務の民間委託等の推進に努めること。

(2) 地方公共団体におけるクラウドの導入については、各地方公共団体においてクラウド導入等に関する計画を策定するよう要請したところであり(「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップの公表とクラウド導入等に関する計画の策定について」(平成 29 年 11 月 9 日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知))、同計画を踏まえて、業務システムへのクラウド導入等を着実に進めること。なお、計画の策定状況を総務省で取りまとめの上、公表することとしていること。

(3) マイナンバー制度については、情報連携の本格運用の着実な実施、マイナンバーカードの取得促進及び利活用の推進、マイナポータルにおける子育てワンストップサービスの

実施、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入促進等並びに制度の周知・広報に積極的に取り組み、住民の利便性向上及び行政の業務効率化向上に努めること。

(4) トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成30年度においては、平成28年度又は平成29年度から導入した18業務について、段階的な反映における2年目又は3年目の見直しを実施することとしているとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていること。また、地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額は行わないこととしており、平成30年度においては、新たに470億円程度の影響額（基準財政需要額の減）が生じることが見込まれているが、これについては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成30年度においては、段階的な反映における2年目の見直しを実施することとしていること。

(6) 公営企業については、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を通じた経営基盤強化等の取組を推進するとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や管理者の設置の有無等の記載を追加した経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。特に、抜本的な改革のうち広域化等の推進については、各地方公共団体における検討及び取組状況のフォローアップ等を実施することとしていること。また、経営戦略については、平成30年度までの集中改革期間において、その策定を集中的に推進することとしていること。このほか、第三セクター及び地方公社については、財政的リスク等の調査・公表等により、経営健全化の取組を推進することとしていること。特に、財政的リスクの高い第三セクター及び地方公社については、地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することとしていること。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第23条等の趣旨を踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、一般職の職員を対象として給与等の処遇へ反映するなど、人事評価を適切に活用すること。

(3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成29年1月17日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

① 地域ごとの民間賃金の水準のより的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し等、国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた給与制度の見直しを引き続き推進すること。

② 地域手当については、上記①において給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。

③ 扶養手当について、国においては平成29年度以降、段階的に配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを行うこととされている。各地方公共団体においても国の見直しの趣旨を踏まえ、適切に対処すること。

④ 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

⑤ 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額の増加額の縮減措置を講じていない団体及び平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については、必要な措置を講じること。

⑥ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

⑦ 地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。これを踏まえ、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せずに一律に行うなどの不適正な運用がある場合には、速やかな是正を図ること。

⑧ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

(4) 退職手当については、国においては平成30年1月1日から支給水準の引下げを行ったところであり、各地方公共団体においても国の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講じること。その際、平成25年の退職手当の支給水準の引下げ時に、いわゆる「駆け込み退職」とされる事例が生じたことを踏まえ、行政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じること。

(5) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(6) 地方公務員の臨時・非常勤職員については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成32年4月1

日から施行されることを踏まえ、引き続き臨時・非常勤職員の実態把握に努めるとともに、新たに制度化された会計年度任用職員の任用や勤務条件等を確定するなど、改正法の施行に向けた事務処理を遺漏なく進めること。

(7) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、積極的に事業の実施状況等の公表を行うこと。

4 「新しい経済政策パッケージ」では、「人づくり革命」として、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の待遇改善等の施策を推進することとされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 幼児教育の無償化について、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、平成30年夏までに結論を出すこととされていること。また、高等教育の無償化について、具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、平成30年夏までに一定の結論を得ることとされていること。

(2) 施策を推進するための安定財源として、平成31年10月に予定される消費税率(国・地方)10%への引上げによる増収分のうち1.7兆円程度を、幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の待遇改善、高等教育の無償化、介護人材の待遇改善に充てることとされていること。また、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額し、平成30年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0歳~2歳児相当分)に充てることとされていること。なお、平成30年度における「子育て安心プラン」の実現に必要な保育の運営費のうち、3歳~5歳児相当分に係る地方負担等(81億円)については、地方交付税措置を講じることとしていること。

5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定を進めるとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。また、公共施設等総合管理計画について、個別施設計画策定の際の点検・診断等により得られた施設の現状、対策費用等や固定資産台帳から得られる情報を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するなど、不断の見直しによる充実化を図るとともに、充当可能な財源として地方債や基金等を的確に見込み、計画的に活用することで、適時適切な対策に努めていただきたい。なお、これらについて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日)を平成29年度中に改訂し、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」(平成29年度計上額3,500億円)について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対

象に追加するなど内容を拡充した上で、4,800億円（前年度比1,300億円増）を計上している。あわせて、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業について、財政力に応じて地方債の元利償還金に対する交付税措置率を引き上げることとしている。

6 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、平成30年度は5,000億円（前年度同額）を計上している。

7 地方財政計画の歳出に「重点課題対応分」を2,500億円計上することとし、次の経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

① 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備、データ移行作業等に係る経費。

② 住民情報の流出防止の徹底やLGWAN接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費。

③ マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び情報連携に必要となる中間サーバー・団体内統合宛名システムの運用に係る経費。

④ 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの運用に係る経費。

⑤ デジタル化した消防救急無線のシステム運用に係る経費。

② 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進地域の生活やくらしを守るために組織である地域運営組織の設立や運営に係る経費。また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る経費。

(3) 森林吸収源対策等の推進

森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の整備、森林の所有者の確定・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に係る経費。

8 平成30年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講じることとされており、その地方負担（7,102億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

① 子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ること。（3,541億円）なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ること。（208億円）

(2) 医療・介護

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に關

する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分311億円、介護分241億円）

② 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ること。（217億円）

9 平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件の緩和等制度の改善が図られている。また、産官学が連携し、地域の中核的な産業の振興や専門人材の育成などを行う取組のうち、地方創生に資する優れた取組を支援する「地方大学・地域産業創生事業（仮称）」（100億円）が創設された。これらに係る事業の地方負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じることとしている。

10 産学金官（産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体）の連携により、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」については、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象とするなど、制度の改善を図るとともに、その推進に要する経費について特別交付税措置を講じることとしている。また、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講じるとともに、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「ふるさとワーキングホリデー」及び「お試しサテライトオフィス」に要する経費について特別交付税措置を講じることとしている。

11 「ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び地域への移住・定住の推進について」（平成29年10月27日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長・自治税務局市町村税課長通知）に基づき、「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を推進するなど、創意工夫にあふれたふるさと納税の取組を一層進めていただきたい。また、「ふるさと移住交流促進プロジェクト」について、寄附者等への移住・定住対策の取組に対して引き続き特別交付税措置を講じるとともに、「ふるさと起業家支援プロジェクト」について、ふるさと納税に上乗せして行う補助等に対して特別交付税措置を講じることとしている。

12 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。

13 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。

14 地方版総合戦略に基づき、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援す

るための基金造成を行う場合及び地方公共団体と国公私立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を行う場合に、これらに要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの財政措置を活用し、精力的に取り組んでいただきたい。特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む役割が期待されており、その活性化に積極的に取り組んでいただきたい。

15 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金については、将来負担比率に算入されており、各地方公共団体においては、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対し説明責任を適切に果たされたいこと。また、第三セクター等が経営破たんした場合に財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、必要な見直しを行うこと。なかでも、出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ること。
- (3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (4) 公営企業については、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増す現下の経営環境の中においても、必要な住民サービスを安定的に継続できるよう努めること。そのため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）も踏まえて、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むを通じて、効率化・経営健全化の推進に取り組むこと。
- (5) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター及び地方公社について抜本的改革を含む効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進に取り組むこと。なお、財政的なリスクの高い第三セクター及び地方公社と関係を有する地方公共団体については、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、そのリスクの要因分析や解消方策等を内容とする経営健全化のための方針の策定・公表に関し、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。

16 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、

それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等については、平成29年度に実施した「基金の積立状況等に関する調査」の内容を参考に、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

17 地方公会計については、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等が各地方公共団体において概ね作成されることから、今後は整備した財務書類及び固定資産台帳を分かりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に積極的に活用していくいただきたい。そのため、総務省に設置している「地方公会計の活用の促進に関する研究会」における検討を踏まえ、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」中の「財務書類等活用の手引き」等の充実を予定しているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成等に要する一定の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

18 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。

19 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたことを踏まえ、本ガイドラインの策定の趣旨や内容を十分にご理解いただき、適正な工期設定や施工時期の平準化、社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保等について、取組の強化にご留意いただきたい。また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推

進に関する法律」（平成28年法律第111号）において、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定）を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

20 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地域医療構想の実現に向けて、介護療養病床等については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により新たな介護保険施設として新設される介護医療院及び在宅医療等への転換を推進することとされていること。

(2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

21 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるが、新制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 平成30年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講じることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、次のとおり国民健康保険への財政支援を行うこととされていること。

ア 保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,697億円（全額国費）が確保されていること。

イ 平成32年度末までに積増しを行うこととされていた財政安定化基金については、300億円（全額国費）を積み増し、2,000億円が確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,469億円）について、地方交付税措置を講じることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることと

していること。

ア保険料軽減制度（4, 494億円（都道府県3／4、市町村1／4））

イ保険者支援制度（2, 598億円（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4））

ウ高額医療費負担金（3, 683億円（国1／4、都道府県1／4、都道府県国保1／2））

エ国保財政安定化支援事業（1, 000億円（市町村単独））

(2) 予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、平成30年度から保険者努力支援制度が創設され、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者機能強化推進交付金」（667億円（全額国費））を交付することとされていること。また、普通調整交付金について、平成30年度の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討し、結論を得ることとされていること。

(3) 子ども医療費助成について、全ての市町村が未就学児までは何らかの措置を実施している実態等を踏まえ、一億総活躍社会の実現に向け、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする助成については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行わないこととされていること。

22 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度（3, 089億円（都道府県3／4、市町村1／4））

(2) 高額医療費負担金（3, 100億円（国1／4、都道府県1／4、広域連合1／2））

(3) 財政安定化基金（193億円（国1／3、都道府県1／3、広域連合1／3））

また、保険料軽減特例措置については、「今後の社会保障改革の実施について」により、低所得者の所得割（現行2割軽減）について、平成30年4月に軽減特例措置を廃止するとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割（現行7割軽減）について、平成30年4月に5割軽減とし、平成31年4月に軽減特例措置を廃止することとされている。

23 介護保険制度における自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、平成30年度から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、これらの取組に係る客観的な評価指標による「保険者機能強化推進交付金」（200億円（全額国費））を交付することとされている。また、第8期の介護保険事業（支援）計画期間における調整交付金の活用方策について、第7期の介護保険事業（支援）計画期間中に検討し、結論を得ることとされている。

24 生活保護制度については、生活保護基準を平成30年10月から3年間で段階的に見直すとともに、後発医薬品の使用の原則化を含む医療扶助の適正化や生活保護世帯における大学等への進学者への支援の実施など制度の見直しを行うこととされている。生活困窮者自立支援制度については、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業を併せて実施する地方公共団体への支援の強化や、子どもの学習支援事業の充実を図ること

ととされている。また、生活保護世帯数の増加を踏まえ、生活保護担当現業員の地方交付税措置について、道府県の標準団体で1名増員することとしている。

25 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、平成28年度及び平成29年度の2年間で道府県の標準団体で5名増員したことに加え、更に1名増員することとしている。

26 「小学校学習指導要領」（平成29年3月31日文部科学省告示第63号）等の実施に対応した「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30年度～平成34年度）が策定されたことに伴い、同計画に基づく学校における情報機器等の整備に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

27 通常国会に提出される予定である「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき、地域における文化財の保存を図りつつ、観光資源等としての積極的な活用を推進するため、地方公共団体が行う文化財の保存・活用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。

28 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び「消防団への加入促進に向けた取組について」（平成29年7月28日付け消防庁次長通知）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中心とした地域防災力の充実強化にご配意いただきたいこと。このため、報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに新規加入団員の準中型免許取得に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 複数の消防本部が共同で策定した計画に基づき、当該複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(4) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とすることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築

に要する経費についても対象としていること。また、地域防災計画の見直し、非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) 熊本地震等の災害を教訓として、避難所の環境整備や被害情報等の一元的な把握を図るため、指定避難所における空調設備及びWi-Fi等、被災者関連機能等を有する防災情報システム並びに災害時オペレーションシステムの整備に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(6) 東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)第50条の規定により市町村が無償で使用している国有の消防用車両及び資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 地震や水害等の重大な自然災害が発生した際に、住民に緊急情報を迅速かつ確実に提供するため、J-ALERTの新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化(J-ALERTと連携する情報伝達手段の追加)に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(8) 糸魚川市大規模火災を教訓として、火災防ぎよ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画に基づいて実施される消防水利施設の整備について、地方財政措置を拡充することとしていること。

29 「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、実証から実装段階に移った農林水産業、防災又は教育等の国民の生活に身近な分野におけるICT/IoTの活用促進モデルを横展開するため、国庫補助事業(地域IoT実装推進事業)と連携して、地方単独事業として実施するIoTの地域実装に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

30 「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議において、地方公共団体が実施する「明治150年」関連施策として登録された事業のうち、「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」及び「明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策」に関連する事業並びにその事前準備等に係る事業について、特別交付税措置を講じることとしている。

31 「主要農作物種子法」(昭和27年法律第131号)に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」(平成29年法律第20号)の施行後においても、「種苗法」(平成10年法律第83号)等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

32 地方公共団体が「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して処理するもののうち、海岸に漂着した木造船等であって朝鮮半島からのものと思料されるものを処理する際の経費については、国庫補助率の引上げにあわせ、その地方負担の全額を特別交付税により措置することとしている。

33 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、地域おこし協力隊、

中小企業金融対策、消費者行政費、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、地域医療提供体制の確保、教育教材の整備、学校図書館の図書整備、地域の人材力活性化等については、引き続き、地方財政措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) ラグビーワールドカップ2019に向け、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う、公認キャンプの受入や住民と選手との交流等に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしていること。また、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体であって、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、ラグビーワールドカップ2019の試合や公認キャンプで活用する既存のスポーツ施設を国際基準に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、同大会の競技会場が所在し、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、同大会の競技に活用する既存のスポーツ施設を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が求める要件に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(3) 都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等やドクターへリ及びへき地巡回診療へリの運航に係る国庫補助事業の地方負担について、特別交付税措置を講じることとしていること。

34 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成30年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

35 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として厳しい経営状況にある。各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができるとしている。

36 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」（平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定）において、実効性のある優先的検討の推進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP／PFI

I 手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めさせていただきたい。

37 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、「東日本大震災に関するメンタルヘルス対策5か年事業」（平成28年度～平成32年度）に該当する経費に対して、次のとおり措置を講じることとしている。(1) 東日本大震災の被災団体等の職員及び東日本大震災の被災団体等に現に派遣されている職員に係る経費について、震災復興特別交付税を措置することとしていること。

(2) 東日本大震災の被災団体等に派遣され、当該派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員に係る経費について、特別交付税措置を講じることとしていること。

38 地方消費税の清算基準について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、次のとおり見直しを行い、平成30年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

(1) 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外すること。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、別途除外される「インターネット販売」等との二重除外が生じないよう所要の措置を講じること。

(2) 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」（「土地売買業」を除く。）、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く。）」（「土地賃貸業」を除く。）、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）の欄の額を除外すること。

(3) 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウェイトを75%から50%に、人口が占めるウェイトを17.5%から50%に、それぞれ変更すること。

39 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとすることが地方税法上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。なお、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 地方消費税率の引上げに関する広報等

消費税率（国・地方）の引上げ等の社会保障と税の一体改革については、その意義や必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応などについて、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。また、消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

40 平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方公共団体においては、「消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組の推進について」（平成29年4月26日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、広報・周知、事業者等からの相談への対応、軽減税率制度実施協議会の開催や運営への協力など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたい。

41 「平成30年度税制改正大綱」（平成29年12月14日自由民主党・公明党決定）において、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設するための森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されていることを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされている。

「2018年度政府予算と地方財政」

講 師 菅原 敏夫（地方自治総合研究所委嘱研究員）

皆さん、こんにちは。

昨年も同じ時期にお招きいただきまして、電車の車窓から梅が見事に咲いているのを横目で眺めながらまいりましたが、せっかくこうした時期ですので、偕楽園に行ってと思うのですが、なかなか心の余裕がなくて、素通りしてまいりました。

このような機会をいただいて、黒江委員長、鈴木さんには常日ごろからお世話になっておりますし、茨城県の自治研センターとは非常に近しい間柄ですので、きょうお招きいただいたことは非常に光栄に思っております。

少し準備をしてまいりまして、皆さんのお手元に「2018年度政府予算と地方財政」というレジュメを用意してまいりました。

最初に、どうということを申し上げるのかということをほんのちょっとだけ結論めいたことをお話しし、それから具体的な内容に入っていきたいと思いますが、レジュメの1ページをごらんになっていただきますと、目次が出てございます。1から始まって13まで見出しをつけた文書を用意したのですが、私のきょうの狙いをあらかじめ申し上げますと、目の1番目と2番目、つまり、茨城県議会は始まったばかりでございますが、開会して、その少し前に茨城県の2018年度の当初予算案が公表されました。私は、きょうお話しする目的は、国でどんなことが起こっているのか、地方財政全体はどうなのかということは当然のことなのですが、でき得れば、それぞれ皆さんの茨城県議会であるとか、あるいは水戸市なら水戸市の自分の自治体の予算案を読み解くための少しでもヒントを皆さんと共有したいという思いでこの1、2を書きました。

自治労財政分析も、ともすれば、決算のときにどうなったのだということにとどまって、一つ一つの予算、それぞれの自治体の特徴ある予算ということを十分につかまえきれていなかつたうらみがあると思います。きょうは、微力ですが、各単組とか各自治体での予算分析のヒントをどうやってひねり出すかということに一つ小さな焦点を当ててお話ししたいと思っております。

とはいえる、茨城県の予算、あるいは、その他県内の市町村の予算は、私は口幅ったいことを言う権利はないわけであります、それぞれの自治体、あるいは茨城県のことについては、私よりも皆さんの方が数倍よくご存じのことあります。

しかし、例えば、国全体の傾向に沿って何がどうなっているのかとか、特に、都道府県でしたら、茨城県は他の都道府県と比べて今年はどんな特徴があるのか、特徴がないのか、似ているのか、そういうようなことをお話しすることは多少できると思いますので、まず

取り上げたのは、茨城県の予算と、すぐその後に水戸市が当初予算を発表いたしましたので、その2つを例に取って少しお話をしたいと思います。

これはそんなに時間はかけられませんが、手元のレジュメを開いていただいて、2ページで県議会が開会したという見出しのもとに少し内容を書いてまいりましたので、それをご紹介すると同時に、地方財政の側面から言って、どうした特徴があるのか、どういうふうに考えたらいいのかということを、皆さんに投げかけるという形に終わりますが、少し考えてみたことをお話ししたいと思います。

と申しますのは、茨城県議会が開会されたのがつい27日でございまして、代表質問がきのう行われていますので、中身は深掘りされた議論にはまだなっていないので、私も表面的なことしか知っていないのだろうと思いますが、まず、よその人間が県の予算を見ることには、私が一番頼りにしているのが知事の記者会見です。23日に県の予算が発表されて、これとあわせて知事が記者会見を開いています。これは動画でも公表されていますし、記録も非常に早く載せられるので、私も県議会を傍聴しなくとも内容について知ることができますし、記者会見ですので、知事が予算案を発表した後に記者が質問をしています。

自分で質問するわけではないので、記者の関心と、あるいは皆さん、あるいは私の関心と少しずれるかもしれません、肝心なことはいろいろな記者が聞いていますから、それを総合して、どういうことが課題になっているのか、話題になっているのかということは私どもにも理解することができます。

その中から幾つかの論点を抜粋して、ページでいいますと、5ページ以下にこういうことが論点になっているのだということを載せてありますので、皆さん、既にご存じのことではありますが、そうした論点も併せてご紹介したいと思います。

さて、もう一度最初に返りまして、2ページの頭です。

私が申し上げるまでもなく、昨年夏の知事選は非常に激しい知事選だったと思います。久し振りに新しい知事が誕生いたしました、知事もだいぶ肩に力が入っていて、何とか新しいカラーを出そうと思って、そういう意味で、意欲的なというか、目立つ点をたくさん盛り込んだ予算案を公表されました。

どんな特徴があるのか。2ページの上のほうですが、これは記者会見で知事から記者に對しての当初予算案についての説明です。ですから、「基本方針でございます」から以下は、知事自らの声で、こういうことを特徴に自分はつくったのだということを述べているわけです。

特徴は、ちょっと肩に力が入りすぎているところがございまして、例えば、一番言いたかったのは、3ページ目の上から7行目あたりでしょうか。「医師不足緊急対策行動宣言」というのがございまして、これはこの後でご説明しますと言っていて、それを詳細に説明しているのですが、幾つか論点だけ載せて、後ろのほうはカットしてあります。

それから、真ん中よりちょっと下に、「次に」と書いてあって、新しい人材育成で、奨学金の話とか、グローバル人材という話になっています。

それから、4ページに行きまして、1行目ですが、魅力度No.1プロジェクトが始まるそういうですが、このことは後で、ちょっと同じ数値かなと。

それから、その数行下に、プレミアムなホテル・旅館誘致で、最大10億円の補助制度を創設しますと。先ほど鈴木さんからも話がありましたが、そういうことが一つの目玉になって、戦略の1つ目と言うのですから、相当力の入った話になっています。

それから、知事選の後ということありますから、実質的には、4ページの下から4行目あたりからですが、組織いじりを結構たくさんやっているというのが、お金の面でどうのこうのということではないのですが、わざわざそのことを強調しているわけですから、今度の予算は執行体制そのものの組織体制がどうかということが大きな問題になっていると思います。

5ページの上から4行目あたりで、職員の意識を大きく変えて、スピード感のある政策実行ということが示されていますし、これは別にお金の話とか地方財政の話とは基本的には関係ないところですが、そういうところに結構力が入っているのだろうと思います。

港もあるし、産業なので、営業戦略部を設置するということと、次のポイントとして、知事直轄を廃止するということが書いてございます。

そういう意味で、今度の予算は、多分、お金の面だけではなくて、県庁の組織の中にメスを入れるというような狙いを持った、あるいは、執行体制そのものを変えたいと思ったことのあらわれなのではないかと思います。

茨城新聞を読んでみましら、多選禁止条例を知事が提案するらしいということが書いてありますと、多選禁止条例は普通は余り効果がないのです。それを破る人が次から次に出て、余り効果はないのですが、そういうことも併せて提案されているようなので、2日から代表質問が始まって、実質的な審議が始まった茨城県議会2018年度予算は、お金の話だけではなくて、目の離せないいろいろな課題が第1回定例会の名に恥じない活発な議論が行えるだろうと思っております。

知事が記者会見で非常に強調したのが、5ページの下のほうに書いてありましたが、医師不足緊急対策行動宣言で、知事は、人口10万当たりの医師数を全国で比較すると、全国46番目だと。これは結構有名なことなのですが、埼玉県が47番目で、埼玉県は、人口10万当たりの医師数は全国最低なのだと。ただ、46だからいいではないかという話ではなくて、埼玉県は東京に近いので、そういう意味では茨城県の南部のほうは東京と接していますから余り変わらないのではないかと思うのですが、埼玉県は47で、実質的には、県民の不便度という意味では茨城県は一番厳しい状態にあるのではないかというので、危機感をあらわにし、これが今度の予算の目玉だと言って発表しているわけです。

私が見るところも、記者が見るところも、これを除いてほかにどういう特徴があるのかというのは、公共事業ですね。5ページの下のほうに、朝日の記者が質問しています。これは多分、知事の説明が終わった後すぐの質問だったと思いますが、これはどうなっているのだと記者が質問していました、歳出の中の公共事業のことでお伺いしたいのですが、

公共事業全体としては少し下がった。しかし、公共事業というのは国の補助金がつく事業のことですから、日本全体そうですが、公共事業というのは、社会资本整備に関して一貫して下がり続けている。ですから、当然のことながら、茨城県に配分される国の補助金のついた公共事業はもちろん減っているわけですが、国の補助金のつかない県単独の事業、これは15%近く増えている。公共事業全体としては減っているのだけれども、県独自にできる、つまり、国から補助金を取ってこなくてもできる県の単独事業では15%近く増えていて、これはどう見たって、日本全国の特徴からしても、あるいは、これまでの茨城県の予算づけにしても非常に大きな特徴になっている。

これは、多分、普通の人が見ても、この時期に県の単独の公共事業を増やすというのは非常に大きな政治的といいますか、意味があって、大きな特徴をなすのだということなのだと思います。

もちろん、県民の必要に応じて、県道整備などで必要であれば、むしろ考えなければいけないことの一つなのだろうと思いますが、5ページの下から5行目に、どうしてこんなに県単独の事業が増えているのですか、狙いを教えてくださいという質問の答えが、一番県民から要望があったのは、県道の拡幅ではなくて除草なのだという話ですね。外から見る限り、随分苦しい理由づけになっているなと思って、説明の順序で、県道を延伸すると拡幅ではなくて、除草の幅ですよ。50センチから70センチというのは随分変わった理由なのだと感じましたが、そのぐらい、多分、県単の公共事業を増やすという知事の答えが13.5%の増加というのは、本当に茨城県の特徴をなしているのだろうなと思いました。外から見る人間として、あるいは記者からしても、そういうふうに見えたのだなと思います。

全体の中で、記者発表で県知事が触れなかったことなのですが、6ページの上のはうで、記者会見の最後のはうで、産経新聞の記者が、朝鮮学校の補助金について聞いていたことがあったので、こここの部分を抜粋しておきました。産経新聞の記者が、発表にはなかったのですが、朝鮮学校への運営補助金は計上したかどうか、その点はどうなのですかと聞いて、計上しておりませんと答えて、それで終わりそうになったので、司会が、何か予算関連で質問がありますかと聞いたら、毎日新聞の記者が、一つありますと。朝鮮学校の補助金はどうなったのですか。状況が変わったらどうするのですかというので、この記者会見は基本的に終わっているわけです。

単なる県の予算の説明の垂れ流しから幾つか論点が浮かび上がってきたのではないかと思います。

まとめまして、6ページの2で、茨城県の2018年当初予算を数字で幾らだったのか、どのぐらい増えたのか、増えたのは何が原因でどうなったのかという話が1ページぐらいついていますので、これをまとめとしてごらんになっていただければいいかと思います。

これは日本全国特有の特徴ですが、6ページの下から3行目の歳入です。今年は、かなりの都道府県、そして、かなりの市町村で、特に首都圏近傍では、県だけではなくて、市町村では歳入が増加基調にあるというのが特徴です。税金が増えているので、それに伴っ

て交付税は減っています。日本全国でも交付税が減っていますので、多くのところで共通した特徴です。

茨城県はどうだったのかといいますと、6ページの下から2行目に書きましたが、一般会計は、法人住民税と法人事業税が県の法人関係の2税ですが、4.7%増の973億円、個人県民税は2.1%増、地方消費税精算後の実質的県税は4.4%増の4,633億円で、過去最高を更新したということです。いいことづくめなのです。

地方消費税は売上高の上昇で3.4%増の690億円です。

ただ、これは新聞の記事を書いたのですが、多分、間違いでしょう。売上高の上昇の分は結構限られているのではないかと思われます。

と申しますのは、2018年度から地方消費税の精算基準が相当大きく変えられて、これまでは売上高に比例して地方消費税を配っていたのですが、そうすると、みんな東京で買い物をするから、取手の人とかみんな東京で買い物をしてしまうから、茨城県内の売上高はそう増えていないのです。東京にみんな行ってしまうので、東京から1,000億円剥がして、それを全国の都道府県に配り直そうというのが2018年度から始まります。この影響が一番大きい。売上高が増えたのではなくて、地方消費税の配り方が変わったのでこういうふうになった。

これはもちろん茨城県に利益をもたらします。そして、茨城県に配分された地方消費税の半分はそのまま茨城県内の市町村に配られますので、茨城県内の市町村も、今年は、若干かもしれません、地方消費税交付金が増えます。

それから、やはり東京で物が売れてしまうのです。高額の商品は銀座に行ったついでに買うということになりますので、これではデパートがたくさんある東京に売り上げが偏るのは残念ながら自然な状況になるので、今回から、百貨店の売り上げは地方消費税の配分に影響させないということを決めました。百貨店の売り上げを外さないと、みんな東京のデパートで買い物をしてしまうので、そこを外す。

去年は、インターネットでの販売の計上を外すというようなこともしましたが、だんだんいろいろなことをして、なるべく東京に消費が偏らないように、実際に偏っているのですから、地方消費税の交付が売り上げと連動しないような方法が今年は結構たくさんとられまして、したがって、その反映で、若干、大阪と愛知は影響がありますが、専ら東京です。東京に偏っている消費を何とか是正するということがあれよあれよという間に実現いたしました。

ですから、消費税、あるいは地方消費税は必ずしも消費には伴った課税になっていないということになります。消費税って何なのかなという感じになるわけでございますが、国の消費税は、その3割近くが地方交付税に行って全国にばらまかれますし、地方消費税もそういう形で消費と関係がないところで配分するということになりますので、消費課税というのは消費税実態に基づかない課税に少しづつ変質しているということです。

これは、東京ではマイナス、その他ではプラスですから、利害が異なるわけですが、税

の性格が多少変わってきたということがあるのではないかと思います。

7ページ目の上から4行目に、結果として、茨城県の県税、あるいは地方消費税交付金の収入は増えましたので、その反動として、地方交付税の収入は3.4%減ということになりました。

それに伴って、臨時財政対策債も減っています。だから、税収が増えた分、交付税は減ったという理屈どおりの動きになっています。最初に申し上げましたが、全国の趨勢としても交付税は減っています。

そうすると、ポイントは、本当に税収が増えて、交付税が減ったままでそのとおりになるのかどうかということです。ほぼ確実なことが一つと、不確実なことがあります。ほぼ確実だと思われているのは、県民税は去年の所得に課税されていますので、そんなに大きな外れはありません。市町村も同じです。ですから、市町村は、余りでっち上げではなくて、ちゃんと税を推定したのであれば、個人住民税は、これも日本全国、減るというところは少なく、微増ぐらいのところで落ち着いています。

今年は、市町村にとっては、3年に一度の固定資産税の評価替えの年なので、それは極端な地価の下落はないので、概ね上昇しています。ですから、県民税、市民税、個人分の微減と固定資産税の微増は間違いない。

ところが、法人関係税のほうはこの状況の中で納めてもらう税金なので、アベノミクス大成功で、お金ジャブジャブ、輸出企業は大儲け、決算は好調ということが宣伝されて、相当高い伸びを国も自治体も見込んでいますが、これは水ものです。神のみぞ知ります。これから儲かることはわからないからね。

2月の株式市場を見ていると、本当にちゃんとみんな儲かっているのかねという心配が起きました。何よりもトヨタ自動車が非常に株価を下げています。代表的な輸出企業が本当にこれからも大丈夫なのかどうかというのは、素人目でも大丈夫かなという感じがします。

ですから、住民税と、市町村でいえば固定資産税は堅調でしょう。しかし、法人税収は残念ながら水ものと言わざるを得ない。本当にちゃんと見込んでいるのかどうか。

水戸市が当初予算を発表して、これは企業の撤退というようなことがあって、法人住民税は厳しく見なければいけないということを水戸市自体は発表しているわけですので、今、企業の景気がいいと言われていますが、本当に自治体の財政にいい影響の今までいくのかどうかというのは、いま一度検討してみる必要があるのではないかと思います。

税収のほうが不安定で、交付税はもう決まっているわけですから、それが減っているという話だと、例年にも増して自治体は警戒心を緩めることができない当初予算のこの2月、3月の年度末の状況だということはお伝えしておく必要があるだろうと思います。

水戸市の当初予算については7ページで書いているところで、市税は微増です。だけど、法人市民税は5.5%減ということです。8ページの1行では、個人市民税は2.7%増です。

これが私が入り口に設定いたしました。では、全国の傾向や特徴から見て、茨城県、あ

るいは、ここに例を挙げました水戸市の特徴を探り当てることができるのか。それについてどういうことを勘案していかなければいけないのかを申し上げたところであります。

残された時間は、国の予算全体と地方財政全体の話を申し上げますが、こんなふうに工夫をしてみました。私が最初に取り上げたのは、予想めいたこととか、国や自治体の全体の特徴という少し大きな話を申し上げましたが、そういうことを確信するに至った手順があるということです。今回は、具体的な予算ではないので、退屈な話ですが、こうした予想で問題点を探り当てるための手順を短い時間でお話しし、この手順にご賛同いただければ、皆さんにご自分でやっていただけるわけあります。わざわざ人から話を聞く必要もないということになるわけであります。

そして、今、予算編成はどういう手順で行われているのかということをお話しし、それから、もうちょっと具体的な2018年度予算編成の特徴を最後に申し上げて、話を終わりたいと思います。

8ページに自治体編成の手順を書きました。これは誰も知らない手品みたいな話ではなくて、去年1年間を見て、いろいろ議論が出てきて、最後は昨年の12月22日に政府予算案が発表されて閣議決定、そして1月に国会に提案されて衆議院を通ってしまった。憲法の規定で、衆議院さえ通つてしまえば、衆議院の優越で、これは予算成立です。これで内閣がつぶれようが何しようが成立です。3月30日までに成立してしまうわけです。だから、そこではいわば勝負あったなのであります。その勝負あったに持ち込むために、政府予算、12月22日までに1年近くをかけたドラマが繰り広げられたということです。

これはみんな新聞でも公表されていますし、注意深く読みさえすれば、誰でも気がつくことができるポイントです。12月22日の予算案を見て、3月まで遡って見ますと、政府予算案の骨格が去年の3月31日にもう示されているということがここでわかります。

8ページの下のほうに、つまり、今、国の予算編成は、もちろん財務省がやるということなのですが、官邸主導で進められていて、その大枠は、去年の3月30日の第4回経済財政諮問会議でこんなふうにするのだよというのが決められています。社会保障の効率化というのは実際に実現されてしまったわけです。

それから、9ページに行きまして、生産性革命、人づくり革命といったようなことはもう既に提案されているわけです。

それから、9ページの3行目に、徹底したEBPM、これが今年の流行語狙いの新しい言葉なのですが、確かな根拠に基づく政策立案です。Evidence baseとpolicy makingの頭文字をとってEBPMと言いますが、それに同意によるワイスペンディング、英語と片仮名を交えてはやり言葉にしようと思ったのですが、EBPMのほうがちょっとみそをつけたのです。確かな根拠のほうが間違っていればまともな政策は立案できないというのが働き方改革で明らかにされましたので、ちょっとばればれになってしましましたが、本当はこれを舞台に押し上げて活用しようと思ったわけです。

経済財政諮問会議では、もちろん、裏で操っているのは官邸であり、そのかなりの部分

は財務省が操っているわけですが、特徴は、全てテーマは、民間議員が4人いるのですが、4人共同でペーパーを出すのです。こういうふうに国の政策はしたほうがいいのではないかと言うのです。それが次から次へと通っていくわけです。現在、経済財政諮問会議の4人の民間委員が、9ページの5行目に書きましたが、伊藤元重さん、榎原定征さん、高橋進さん、新浪剛史さんの4人が民間議員で、必ず連名でペーパーを出している。

こんなことをこの4月に書いています。生活保護制度全般の見直し(2017年度次期生活扶助基準の検証に合わせて検討)というのを民間議員が言ったら、本当にそうなりまして、厚生労働省は生活扶助基準を引き下げて、6割にも及ぶ生活保護家庭に影響を及ぼした。この4月12日のペーパーが実現してしまったわけです。

伊藤元重さんは経済学者で、榎原定征さんは今の経団連の会長ですし、高橋進さんは日本総研理事長、元々住友銀行の出身の方ですが、それから、新浪剛史さんは今はサントリーの社長ですが、ローソンの社長をやっていました。ローソンの社長が生活保護を削ってどうなのだと私は思いますが、そういう状況になっています。

詳しい一つ一つの話は省略いたしますが、あと3カ月後ぐらいに骨太の方針が出てきて、今度は2019年度予算の話で、そこでほぼ決まってるわけです。経済財政諮問会議が来年に向けてどういう布石を打ってくるのかを注目し続けようと思います。

10ページに今申し上げたようにまとめて、編成スケジュールを(1)から(10)までの段階を追って、これを丁寧に追っていけば、2018年度予算にしろ2019年度予算にしろ、どういうことが課題なのか、その課題について私たちはどういう見方をするべきなのかということを比較的早い段階で認識することができるのではないかと思います。

ここで地方議会特有のことを少しお話ししておきたいと思います。

11ページに、今年の通常国会は、働き方改革でだいぶ揉めまして、今の段階は公文書の偽造まであるのではないかというモリカケの問題がまた再び脚光を浴びる展開になっていまして、それは相当もんじいるのだけれども、働き方改革については、若干軌道修正がされるのだろうと思いますが、スケジュール調整ですね。

予算案は無風で、衆議院を通過してしまいました。先ほど申しましたように、国の予算は、衆議院を通ればこっちのものと政府は考えているわけであって、いろいろ問題はあるかもしれないですが、金目の問題は決着がついたということあります。

翻って、これから波乱要因、地方自治に関しては、実際に大きな問題があるのかは、11ページに制度改正は無風と書きましたが、地方自治に関して、今度の国会は対決法案はないのです。地方自治は残念ながら無風なのです。だけど、本当はそんなことはない。

12ページに書きましたが、これは必ずしも全面的に地方財政に関するわけではありませんので、少し簡単に触れるだけにしたいと思いますが、地方財政についても極めて重要な法改正と、ちょうど今、この法改正に基づく政令の制定とそれに関する総務省のパブリックコメントがたくさん行われています。去年の通常国会で決まった地方自治法のかなり大規模な改正の勝負は終わったのではなくて、それを実施するための政令が今、盛んに総務

省から提案されていて、パブリックコメントにかかっています。

例えば、地方自治体の議会に関することで言えば、議会が決算を不認定にしたときどうするのだということは、法律では決着してしまいましたが、では具体的にどうするのだということは政令事項なので、その政令について、政令改正とパブリックコメントが行われたり、行われようとしています。

そういう意味で、地方自治、あるいは議会と地方財政制度に関する大きな変化はいまだに決着したのではなくて、どういうふうにするかということを問題にしていかなければいけないことがあります。

その要点を何点かに分けて 12 ページから 13 ページにかけて書いております。これは去年の話ですので、去年も確かに少しお話ししたと思いますから、ごく簡単に触れますが、重要なことをお話ししておきたいと思います。

一つは、12 ページの真ん中あたりに概要と書いて、1 が地方自治法です。これまで余り耳にしたことがない言葉ですが、内部統制の方針を都道府県と政令市は決めなければいけない。その他の市町村は努力義務だけども、都道府県、政令市まで来て、では、ほかの市町村は決めなくていいからと。多分そうならない。水戸市も政令市ではないけれども、県を代表する大きな市で、決めないという話になかなかならないだろうから、もちろん県は当然のこと、あるいは、水戸市が内部統制はどういうふうにしたらいいのか、これからどんな方針を決めるのかということです。これは、内容については、もしも質問があれば議論したいと思いますが、そういうことを決めるということが間近に迫っているということです。

それから、監査制度についてですが、これも新しいことが 2 つ、重要なことが行われます。一つは、監査基準で、今まで決まった監査基準はないのです。もちろん、都市監査基準とか政令指定都市監査基準とか都道府県監査基準は自主的に連携してつくったものはあるのですが、決まったものはないので、監査基準を監査委員がつくるということですが、これは初めての経験です。どんな監査基準をつくるのか。

それから、監査委員です。皆さんの市町村では、市で 20 万人以上のところは監査委員が多いのですが、普通の市町村では、議会から選出された監査委員がお一人と、もう一人、識見監査委員、全国で 3 割以上の監査委員、自治体の O B のですが、その 2 人体制であるところが多い。必ず議選の監査委員がお一人いらっしゃるわけです。都道府県でしたら 4 人の監査委員で、そのうち 2 人は議選ということになりますが、そういう形で行われてきたのですが、それを外すと。議選の監査委員は選ばなくていいということが決まって、とうとう第 1 号の議選の監査委員は選ばないと決めた自治体が出てきました。滋賀県大津市、これは、先月末に、2018 年度から議選の監査委員を選出しないということを決めました。

論調を見ていますと、よくやったと。それに続けという声が強かったので、議選の監査委員危うしという感じを私は強くするのですが、重要な影響のある制度の変更だと私は思

っています。

それから、もう一つだけ付け加えてこの論点は終わりたいと思うのですが、今度の予算の走りがありますし、自治体の行政改革の焦点は、現在、窓口業務の民間委託をいかに実現するかということになっています。トップランナー方式にそれを加えようと試みたのですが、やっているところがないのです。トップランナーがいないので、それは見送られましたが、窓口の民間委託、法律的には、窓口は、住民票を出すにしても、戸籍を出すにしても、公権力の行使の部分もありますし、公務員が行わなければいけない分野は非常に多いわけです。

派遣会社から派遣で職員を窓口に置いているところはどんどん増えているのですが、この住民票は出していい、出してはいけないという指示を、派遣先である役所の窓口の管理をすることはできないので、結局、窓口の民間委託は、派遣法違反で、労働基準監督署が動くというところまで来ていたわけです。

では法律を変えればいいではないかというので、窓口も民間委託できるようにいろいろ考えた末、一つは、窓口を専門とする地方独法をつくるという法改正を去年通しました。だけども、動きがもうちょっと早くなっていて、ここで何かつくっているよりも、丸ごと委託できるような制度を考え出したほうがいいのではないかというので、独法によらずとも民間委託ができるような試みが少しずつ行われていて、2018年度の全体を見ていくと、窓口の民間委託というのは何らかの形で変化し、進むということが予想されるわけあります。

ここまで申し上げたかったことは、今年の国会は地方自治法の改正案は出てこないので、去年の改正がいまだにある意味で実施の段階の決着がつけられていなくて、政令によって大きく変わるところがあるし、議会から選出される監査委員をなくしてもいいというような条例も出てくることが予想されるわけでありますと、2018年度はこうした実行段階における地方自治の改正の引き受け方みたいなものが確実に影響してくるのだろうと思います。

トップランナー方式も依然として引き続き追求されているわけであります。

さて、一番初めに、茨城県における当初予算発表と、それに関する記者会見をきちんとフォローして見てみる必要があるということを新知事の声を紹介しながらお話ししたわけあります。同じことは国の予算についても言えます。

14ページ以降、国の予算だって、各省庁別々につくって予算化するわけですから、閣議とか総理大臣がこれこれこうと全体を説明する。

では、総務省に関する予算に関しては、茨城県知事のように、大臣がどのようにポイントを設定し、何が課題になっていて、どういうふうな予算になったのかというのを見るのは、茨城県の予算を見ると同じように非常に重要なことだと思いまして、14ページに、総務大臣が国の予算を決めるときにどういうふうに特徴を説明し、そして、記者団の質問に答えたかというのを書き抜いてみました。

これは自分で言うのも何ですが、結構便利な方法で、ごく短い時間で、総務大臣が、財務省に対して、これこれこういうふうな要求をした。結果的にこういう予算が決まりそうだ。今、財務大臣と会って最後の折衝をしてきた。そして、役所に帰ってきて、そこで待ち構えていた記者団と記者会見をしたのです。これを見ると、大臣がどういうことを思っていたのか、自分の手柄は何なのか、それに対して記者はどういう質問をしたのかという3点がよくわかるので、これも時間はかけられませんが、これを見てみたいと思います。

14ページに、去年の12月18日ですが、野田総務大臣が財務省に行って、財務大臣と会って最終折衝したわけです。やや儀式的なところもあると思うのです。白紙でやり取りするわけではないので、もちろん決められたレール、事前に事務方が折衝したものと積み重ねですから。でも、この儀式だけは外せないですね。一応、大臣同士が同意して、折衝して、そして内閣で閣議決定をして予算が決まるという手順ですので、これは外さないです。

野田さんは最初の予算折衝で、自分でこういうふうになりましたよということを言った。ポイントは3つあって、一つは、交付税の減少は小幅にとどめて、財務省が散々減らせ減らせと言ったけれども、最小限にとどめた。

それから、自治体はお金が足りないので、なおかつ交付税は配れないから、自治体には臨時財政対策債でやってもらっているわけです。これもそういうふうに自治体に借金を押しつけるようなことは最小にとどめて、自治体の財政の健全化にもほんのちょっとだけプラスの貢献をしました。これが2点目です。

3番目に、去年は、1年間、何が一番問題だったかというと、自治体には基金がたくさんまっているではないか。それを使って仕事をすればいいので、交付税を当てにするな、貯金を取り崩せという攻撃が、先ほど、経済財政諮問会議の議論を紹介しましたが、そこに書いてありますが、基金を取り崩して仕事をしなさい。交付税を当てにするな。総務大臣が自慢したのは、散々それで責められたけれども、基金を理由とした交付税の削減は行わせなかつたですよ。皆さん、どうぞありがたいと思ってくださいね。これが総務大臣の3番目の自慢です。

1番目は、交付税の削減は最小限にとどめた。2番目は、臨時財政対策債はほんのちょっとだけ減らして、財政健全化に寄与した。3番目は、交付税は削減されたのだけれども、基金を理由とする交付税の削減は行わせなかつた。この3つです。それが14ページ、15ページに書かれています。

16ページの3行目に基金のことが書いてあります。上から3行目に、基金の現状と分析を踏まえた今後の考え方を記者が聞いていまして、答えは、先ほど自慢した3つ目です。「今回、いずれにしても皆さんのが懸念されていた基金の残高が増加していることを理由に交付税を削減することはなかったわけあります」。

だけど、問題は終わったわけではないよと。例えば、茨城県はどういう関係があるでしょうか。1点目、2点目、3点目と3つ、総務大臣がこの記者に対して答えています。い

ずれも重要です。地方財政について大きな影響があります。

1点目は、何で自治体がお金を貯めているのだ。財務省に指摘されるほど貯金をしているのはなぜか。皆さんの自治体にも県と総務省からアンケートが来ましたが、そのアンケートに、何でおたくはお金を貯めているのですかと聞いている。将来が不安だからお金を貯めているのですという回答が一番多かったのです。実は回答はもう少し詳しく書いてあって、臨時財政対策債を返さなければいけないときに、総務省は1円も面倒を見てくれないという状況が続いているから、臨時財政対策債は自分で返さなければいけない。だからそれが不安でお金を貯めているのです。実際の本音はそうなのです。臨時財政対策債は儲かったなんて誰も思っていない。返すときが心配でお金を貯めているのですというのが回答で一番多かったのです。実態はそうなのです。

それはもともと、総務省がちゃんと返してくれるという約束だったのではないかと普通の人は思いますよね。ずっとそう言っていたのだから。だけど、自治体の当局は、貯金をしなければ不安なほど臨時財政対策債を返すことに将来の困難を覚えているわけです。だから、臨時財政対策債というのは国がちゃんと返してくれるというのはもう誰も信じていないということです。貯金に走っているのですから。これが1点です。

2番目、ここが結構微妙なところなのですが、貯金が増えていると言うけれども、どこで増えているのだと。茨城県で増えているのか、笠間市で増えているのか、水戸市で増えているのか、どこで増えているのだといったら、全国の貯金の増え方の3分の1は東京都と23区で増えているのだから、それは金が余っていると言ってもいいのではないかという話になります。

だから、総務大臣としては、もう一度、東京都から引っぱがして皆さんにお配りするので、ほかのところは安心してくださいみたいな話なのです。ほかのところは、東京都に行っているから悔しいから貯金しているのではなくて、自分で返さなければいけないので、わずかでもそれに役立つために貯金しているのだけれども、総務大臣としては、何とか東京都から引っぱがしてやりたいと思っているから、2点目というふうに言って、これは不交付団体が貯めているので、ほかのところは別に批判されているわけではないですよと言っているのですが、茨城県内にももちろん不交付団体がありますので、そういうところから引っぱがされるのかなということもあるかと思います。

もう一つは、これも結構意味深長なのですが、3点目はと書いてあります。基金を見ると、一つは、一番多かったのは、臨時財政対策債を返すのに将来が不安だということです。だけど、さらによく見ていくと、臨時財政対策債のことを除くと何が不安かというと、公共施設が老朽化して建て替えたり長寿命化したりするのにお金がないので、建て替えなどのときに使うお金をこうやって貯めているのです。それは無理がないでしょうというのが3点目です。

これは意外と総務省の本音というか、下心が透けて見える話で、入り組んだ解説になるかもしれません、総務大臣がわざわざこのことを言ったというのは、後の発言などを聞

いても、「そうですね、皆さん、確かに公共施設の老朽化は大変ですよね」ということで、次の発言は、「じゃあ、公共施設の老朽化対策に皆さんの貯金を使ったら、貯金も減って、財務省も文句は言わないし、皆さんの老朽化対策も進むんじゃないですか」という話があります。ただ、なかなかおいそれと乗れない話なのです。

2018 年度の予算の特徴は、公共施設の老朽化対策、公共施設をバリアフリー化することに関しても借金をしてよいということがポイントになっていますので、貯金を使ってやれば文句も言われないし、貯金も減るし、老朽化対策も進むのでいいですよねという話になっていて、おいおい、それかよという話になっているわけです。

これが総務大臣のポイントで、17 ページに今申したことを順序立てて(1)から 18 ページの(8)までまとめておきましたので、これは整理のために後ほどごらんになっていただければと思います。

そういうふうに申しますと、今年の地方財政全体の話は、茨城県の予算を含めて見て、結果的に結構借金を増やして、つまり、歳入が多くて、多くのところで史上最大規模の予算案になっている。水戸市は去年に比べて減っていますが、知事の記者会見を見ますと、震災復興部分を除くと昨年よりも大きな規模の予算で、事実上、史上最大規模の予算になっていると言っています。どこでもそれが共通の特徴です。

だけど、歳入のところで借金を増やして、少し曖昧になっている法人税収を見込んで歳出を増やしているというのは本当に成り立つかどうかということが地方財政対策の大きなポイントでしょう。いよいよ地方交付税はそれに伴って昨年に引き続き減少傾向がはっきりしている。交付税は減っているということあります。そのあたりが地方財政全体のポイントになってくると思います。

22 ページ以降に国の予算の主立った特徴を少し書いておきましたので、ごらんになっていただければと思います。

24 ページには、各省庁別に予算のポイントは何かという全ての分野を数量別に書いておきましたので、これも国の予算の性格を見るためにごらんになっていただきたいと思います。

しかし、26 ページに書きましたように、自治体の予算、そして国の予算の最大のポイントは、額が多いだけではなく、重要性においては、社会保障関係の予算だと思います。これをごく簡単に申し上げて終わりにしたいと思いますが、2018 年度の社会保障予算は極めて特徴のある予算になっています。と申しますのは、2018 年度は結構異例な年なのです。先月、皆さん、皆既月食はごらんになりましたか。きっと茨城県も曇っていないくてよく見えたと思いますが、皆既月食というのは太陽と地球と月が一直線に並ぶのです。木星から惑星が一列に並ぶ惑星直列というのもありますが、2018 年度の社会保障予算は皆既月食にも比すべき特徴ある年になります。

一つは、6 年に一度の介護報酬と医療の診療報酬と同時改定の年です。それだけだったら、6 年に一回、必ずやってくるわけですので、ないわけではないかもしれません、今

年はさらに国民健康保険の都道府県移管が合わさって、医療全般、介護全般に大きな影響を与える年になりました。2018 年度の皆既月食か惑星直列かと言っているのですが、そうなりました。

しかし、議会が始まって、国民健康保険特別会計の予算が要求されているわけですが、では、これから先、本当にどうなるのか。今年は激変緩和で去年と余り変わらないような形になっているかもしれません、国民健康保険はこれからどうするのかというのは、茨城県においても、あるいは、各市町村にとっても非常に大きな流れの変化があるのではないかと思います。

都道府県に国民健康保険を移管するためにいろいろ費用がかかります。都道府県にお金が流れていきます。どうやってお金を渡すかというと、消費税の引き上げのこれを使って都道府県にお金を渡して国民健康保険を都道府県に移管するということをしているわけです。国民健康保険は、今や消費税の増収分と運命共同体になってしまいました。それがない限り、そして、それが 10%にいかない限り、都道府県は国民健康保険を受けられないよということを言っていたのですが、消費税 10%になる前に移管せざるを得なくなつて、口約束で、あるいは前倒しで都道府県にお金を渡して、今年 4 月 1 日から移管を実現することになったわけです。都道府県も気が気でない。市町村もどうやっていいかまだわからない。激変緩和で保険料はそんなに変わらない。だけど、これからどうするのか。

もう皆さんご存じのように、国民健康保険というのは、国民健康保険料でやっているところもあり、税でやっているところもあり、2 本式でやっているところもあり、3 本方式でやっているところもあり、4 方式でやっているところもあり、それぞれによくも悪くも多様性を保ってきて工夫をしてきたところがあるわけです。それを一本化して本当にうまくいくのか。保険料の徴収は条例で決めて、相変わらず市町村がやるわけで、大丈夫なのかと。そして、県に移管したときに国民健康保険は維持可能なのか。

国民健康保険というのは、今、誰が入っているのかというと、もうご存じのように、農業者や自営業者ではありません。もう少数派です。一番数で多いのは非正規で働いている人たちです。国民健康保険というのは、もう一つ大きな塊として、60 歳以後で会社の保険から抜けて、国保に行って、75 歳の後期高齢者までの間の高齢者です。しかし、今、一番多いのは、非正規で、社保でない、企業に勤めている人が国民健康保険にかかっているわけです。雇われている人が入っているのです。だから、それが都道府県移管で何らかの解決がつくのでしょうか。これは実を言うと非正規問題ですね。すごく大問題だと思うのですが、社会保障で、それに関することが必ずしも十分に議論されないまま、大きいほうが多いのではないかという話になって都道府県になったけれども、市町村の役割は、どうやって非正規の人たちの健康を守り、保険料を納めるのが難しい人たちの健康を守るのかということで、最大の非正規問題は国民健康保険問題だと私は思っているのですが、それが十分に理解されないまま皆既月食が起こっているということになるのではないか。これが最後の点でございます。

28 ページ以降、1月 25 日の予算編成上の留意事項を事細かに書いておきましたのと、そのとき、どういう資料が渡されて、その内容についてちょっとだけコメントしたことと、それから、国民健康保険に関しては、ページをめくっていただいて、38 ページのあたりに国民健康保険の仕組みについては書いておきましたので、総務省が実際どういうことを望んでいるのか、これはそういうふうにごらんになっていただければと思います。

あの資料は、国民健康保険のところにフォーカスして見ていただければよろしいかと思います。

国の社会保障予算、それを実際に実施し執行する地方自治体の考え方、その最大の仕事である地域医療・介護、そして国民健康保険の課題はたくさん残されているということを結論にしたいと思います。

私の話は、以上とさせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

平成30年度茨城県当初予算案 ～「新しい茨城づくり」へのチャレンジ～ 平成30年2月



予算編成の基本方針

「新しい茨城づくり」政策ビジョンに掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」づくりを推し進め、新しい4つのチャレンジに取り組む、

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、
新しい豊かさを目指します

III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

茨城の未来を創る「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る
生活基盤を築きます

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、
観光創生や魅力度向上を図ります

前例にとらわれない、「ゼロベース」でのスクラップ・アンド・ビルト

「新しい茨城づくり」へのスタート・ステップ！

予算規模

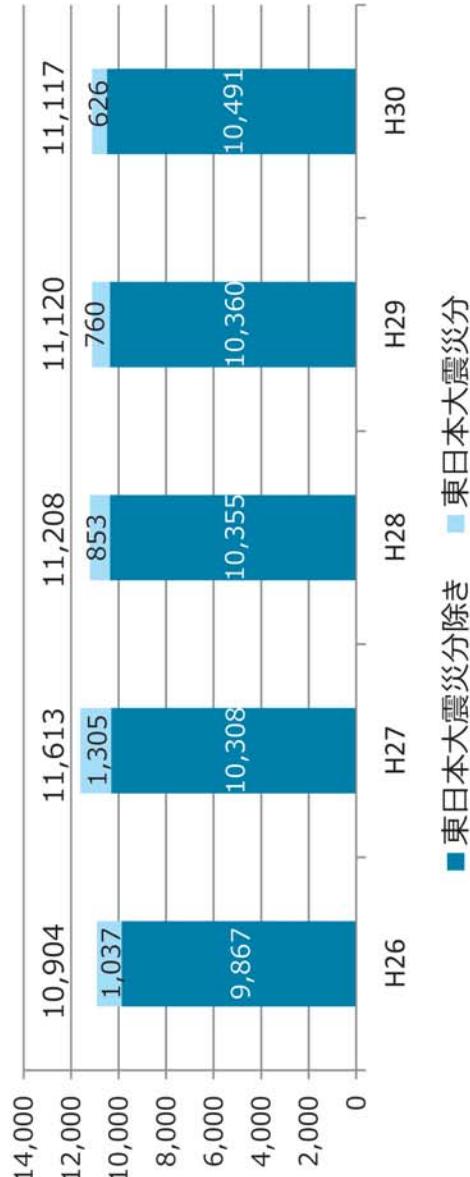
一般会計予算額 1兆1,16億8,800万円

(対前年度比
▲2億7,800万円 ▲0.0%)
『東日本大震災関連分除き + 131億3,000万円 + 1.3%』

- 「新しい茨城づくり」に向けて挑戦していく事業を積極的に予算計上
- 「選択と集中」の考え方のもと、メリハリのある予算を編成

⇒東日本大震災関連分を除いた予算規模(は + 1.3%)
一方で、通常県債残高(は 307 億円縮減

一般会計当初予算額の推移
(単位: 億円)



「新しい茨城づくり」へのチャレンジ①

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

Point

質の高い雇用創出に向けた産業育成

つくばへの研究機関等の集積や東京圏との近接性、農業産出額全国第2位の本県農業を最大限活用した企業誘致や産業育成

★「最大50億円」、全国トップレベルの研究施設・本社機能誘致補助制度を創設

A I や I T など新たな成長分野の研究施設や本社機能等の移転を促進
新 企業誘致活動強化事業（本社機能移転強化促進補助） 5,000百万円

★「研究室から創業まで」、ベンチャー企業創出を強力に支援

優れた技術シーズの発掘・事業化から定着までを一貫して支援し、本県から世界に挑戦するベンチャー企業を創出
新 ベンチャー企業創出支援事業 76百万円

★「茨城発、儲かる農業」、農地集約を加速化する政策モデルを確立

100ha超の水稻経営体を3年で育成する支援制度を創設し、農業の成長産業化を促進するとともに、新たな政策モデルとして国に提案
新 茨城モデル水稲メガファーム育成事業 85百万円



「新しい茨城づくり」へのチャレンジ②

II 「新しい安心・安全」へのチャレンジ

Point

医師不足緊急対策行動宣言による抜本的な医師確保対策

これまでの常識にとらわれず、新たな発想により、あらゆる手段を講じ、県民一丸となって医師確保対策に取り組む

★「いばらき医療大使を任命」、知事を先頭に足で稼ぐ「営業」を展開

全国の医科大学や本県ゆかりの県外医師へ積極的なリクルーティングを開
新 県外からの医師確保強化事業 104百万円

★「全国初、実質金利ゼロ」、医学部進学者向け教育ローンを創設

金融機関と提携し、医学部進学者に対して在学中の借入金利息の支払いを支援
新 医学部進学者向け教育ローン利子補給事業 利子補給率100%

★「子育て医師をみんなで応援」、病児保育支援体制を県内全域に拡大

子育て中の女性医師等が、朝、電話一本で病児を預けられる緊急コール体制を構築
新 魅力的な医療勤務環境整備事業 38百万円

「新しい茨城づくり」へのチャレンジ③

III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

Point

新しい時代に適応できる教育の推進と環境の充実

世界に羽ばたく「人財」を育成するためのネット教育の推進と、茨城の未来を支える「人財」のための奨学金助成制度等の充実

★「グローバル人財育成」、トップレベルの英語学習の機会を提供

英語の学習意欲・能力の高い中高生に、インターネットを活用したトップレベルの学習やイングリッシュキャンプ等への参加プログラムを提供
次世代グローバルリーダー育成事業 新 300百万円

★「トップ層育成とすそ野拡大」、プログラミングを学べる機会を提供

インターネットを活用して、全国トップレベルのプログラミング能力を持つ中高生を育成するとともに、多くの学生がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供
新 プログラミング・エキスパート育成事業 470百万円

★「茨城型就学支援」、就職支援奨学金助成制度と入学一時金貸付制度を創設

企業版ふるさと納税を活用した奨学金返済への助成制度と、返還免除のある入学一時金の貸付制度により、Uターン就職・地元就職を促進
新 就職支援基金積立金 150百万円 新 就職支援奨学金助成費（入学一時金貸付分） 500百万円

平成30年度当初予算案





「新しい茨城づくり」へのチャレンジ④

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ



Point

魅力度NO.1プロジェクトの推進

本県の多様な魅力を国内外に戦略的・効果的に発信するとともに、豊富な地域資源を活用し、多くの人に来てみたいと思われるIBARAKIへ

★「プレミアムなホテル・旅館誘致」、最大10億円の補助制度を創設

本県の新たなフラッグシップとして観光イメージをアップさせることができると期待できるホテル等の立地を促進

新宿泊施設立地促進事業（宿泊施設立地促進補助）1,000百万円

★「Visit Ibaraki」、ターゲットに応じた戦略的な海外誘客プロモーション

台湾・東南アジアへの海外誘客拠点（観光レッピ）の設置や、増加する個人観光客向けに海外の有名オンライン旅行サイト等を活用した情報発信の強化、旅行商品の造成
新ビジット茨城・海外誘客プロモーション事業 132百万円

★「全面リニューアル」、アンテナショップの情報発信力強化

内装や商品ラインナップを高付加価値化し、新たなコンセプトで厳選された逸品を世界に誇れる「茨城ブランド」として国内外へ発信
いばらきアンテナショップ運営事業 282百万円

「ゼロベース」でのスクラップ・アンド・ビルトへ事務事業総点検へ

- 限られた財源とマンパワー（人員）の中、未来を展望した政策展開を図るために
は、メリハリを意識した施策の「選択と集中」を進めることが必要
- 本県の将来を見据えた新たな取組に注力する前提として、これまで実施してきた
事務事業（約2,000事業）をゼロベースで総点検した結果、207事業、約18
億円を削減

視点1 所期目的達成の事業や成果向上が見込めない事業等の休廃止

- 大好きいばらき地方創生応援事業費（19,978千円）…地域活動団体への補助金の廃止
- 県北アウトドア魅力発信事業費（9,624千円）…イベント開催箇所の廃止
- 森林機能緊急回復整備事業費（255,008千円）…環境税第2期の森林の間伐計画終了に伴う廃止

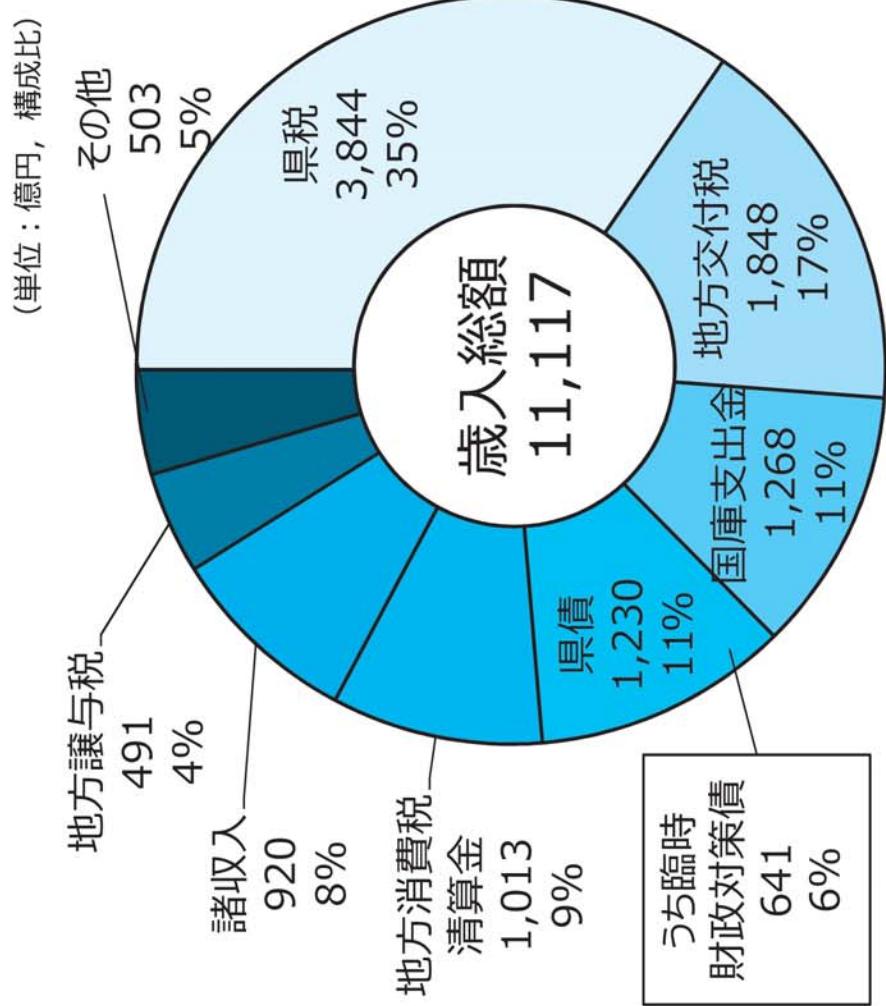
視点2 対象事業の絞り込みなどにより、事業費を縮減した事業

- いばらき就職支援センター事業費（6,905千円）…相談件数を踏まえた体制の見直し
- いばらき食彩の里推進事業費（1,139千円）…首都圏での常陸秋そばフェア開催箇所の見直し
- 茨城型地域包括ケアシステム推進事業費（18,319千円）…在宅用医療機器整備等への補助等の縮減

視点3 成果向上が見込めるように事業内容を見直した事業等

- テレビ情報発信強化事業費（111,086千円）…在京キー局での放送内容の一新
- 医師確保連携事業（104,923千円）…医師不足緊急対策行動宣言に基づく政策パッケージへの転換
- 農家・農業団体等向け補助事業（133,705千円）…諸かる農業の実現に向けた新たな補助制度へ見直し

主な歳入の内訳



前年度から増加

- ・県税(+3.3%)
企業収益による法人事業税の増
- ・地方消費税清算金(+9.6%)
地方消費税の清算基準見直しによる増
- ・地方譲与税(+1.3%)
地方法人特別譲与税の増

前年度から減少

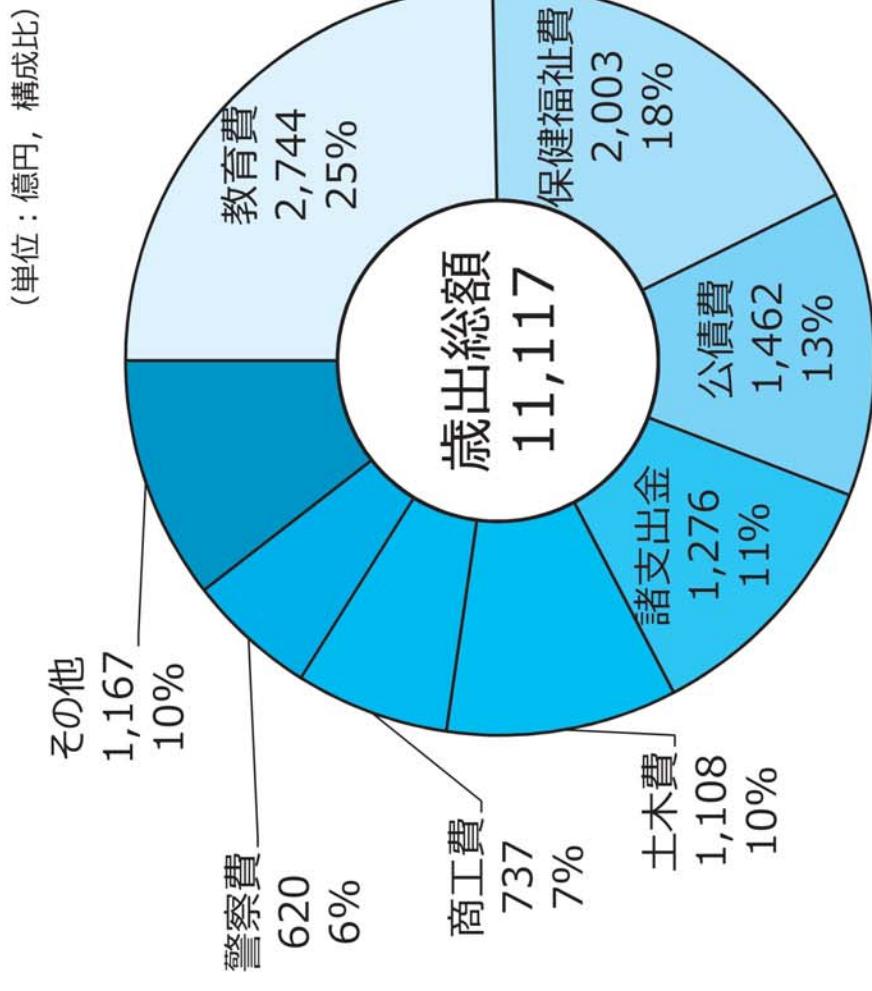
- ・地方交付税(▲3.4%)
震災復興特別交付税等の減
- ・国庫支出金(▲2.6%)
国民健康保険財政安定化基金補助金の減
- ・県債(▲1.5%)
臨時財政対策債の減
- ・諸収入(▲14.5%)
震災関連等の融資残高の減に伴う償還金収入の減

実質的な一般財源総額 7,038億円（対前年度比+154億円 +2.2%）

(地方財政計画 (不交付団体分の水準超経費除き) +0.0%)

*実質的な一般財源総額…県税(地方消費税清算後)、普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方法人特別交付金の合計

主な目的別歳出の内訳



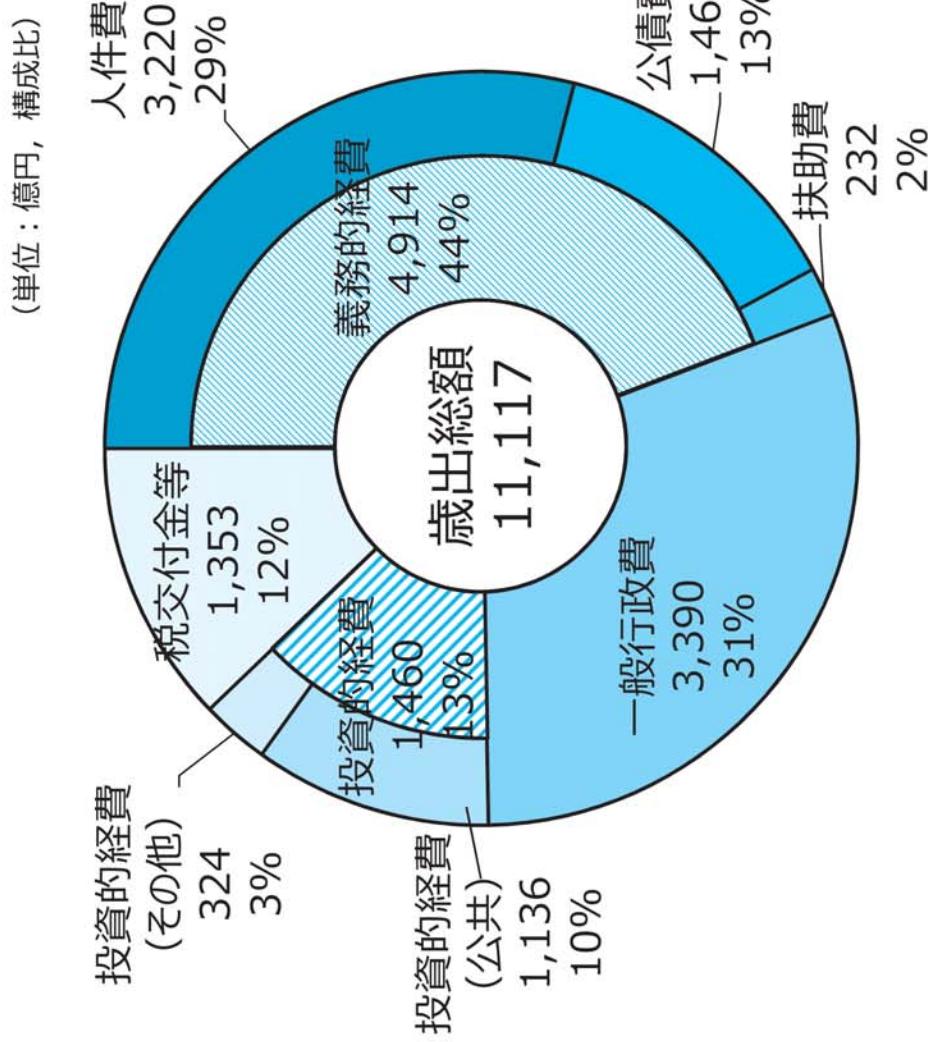
前年度から増加

- ・**公債費 (+ 3.7%)**
臨時財政対策債等の元金償還の増
- ・**土木費 (+ 0.3%)**
道路工事基礎調査費等の増
- ・**諸支出金 (+ 6.4%)**
地方消費税の清算基準見直しに伴う清算金や市町村交付金の増
- ・**警察費 (+ 3.9%)**
(仮称)つくば警察署建設工事の進捗による増

前年度から減少

- ・**教育費 (▲ 1.5%)**
退職手当の減
- ・**保健福祉費 (▲ 1.9%)**
国民健康保険財政安定化基金積立金の減
- ・**商工費 (▲ 12.1%)**
震災関連等の融資残高の減に伴う金融機関への預託の減

◎ 主な性質別歳出の内訳



前年度から増加

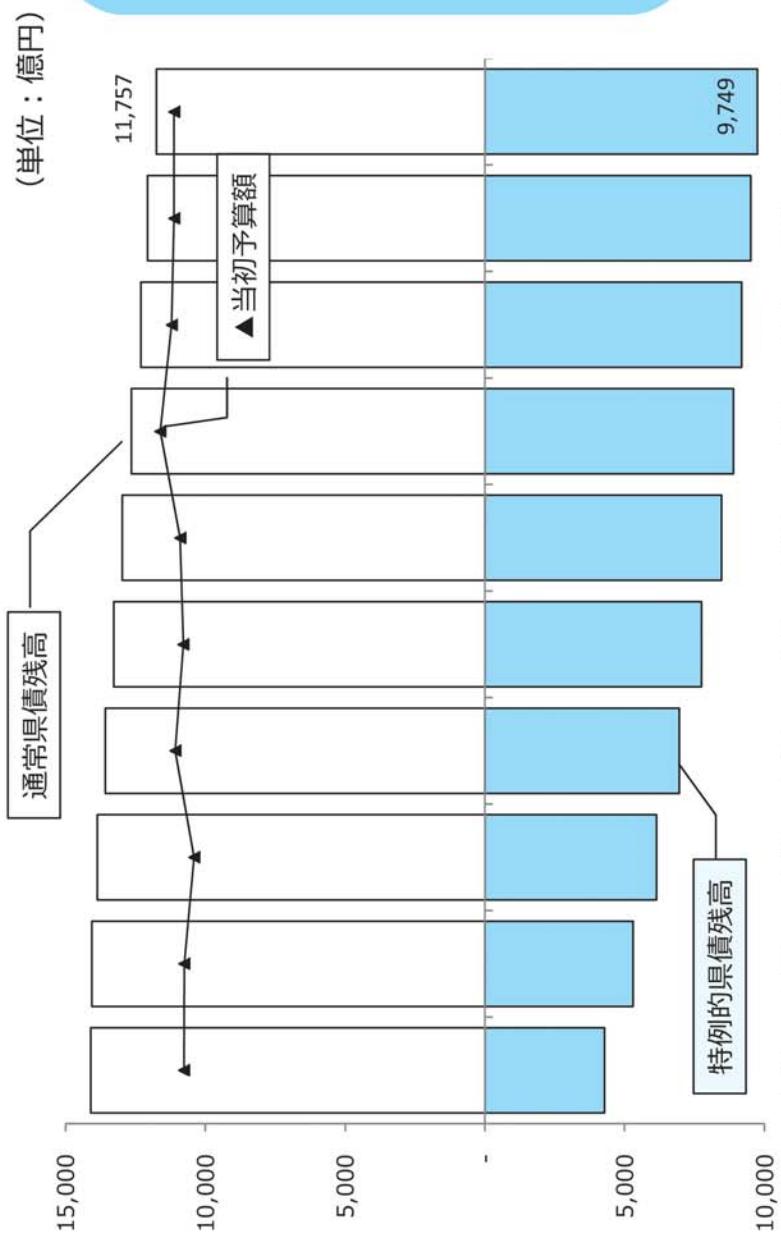
- ・公債費 (+3.7%)
臨時財政対策債等の元金償還の増
- ・扶助費 (+1.8%)
児童福祉入所施設の運営単価の改善による増
- ・税交付金等 (+4.8%)
地方消費税の清算基準見直しに伴う清算金や市町村交付金の増

前年度から減少

- ・人件費 (▲0.9%)
退職手当等の減
- ・投資的経費 (▲0.0%)
公共事業における震災関連分の減と通常分の増
- ・一般行政費 (▲2.6%)
震災関連等の融資残高の減に伴う金融機関への預託の減

◎ 県債残高の推移

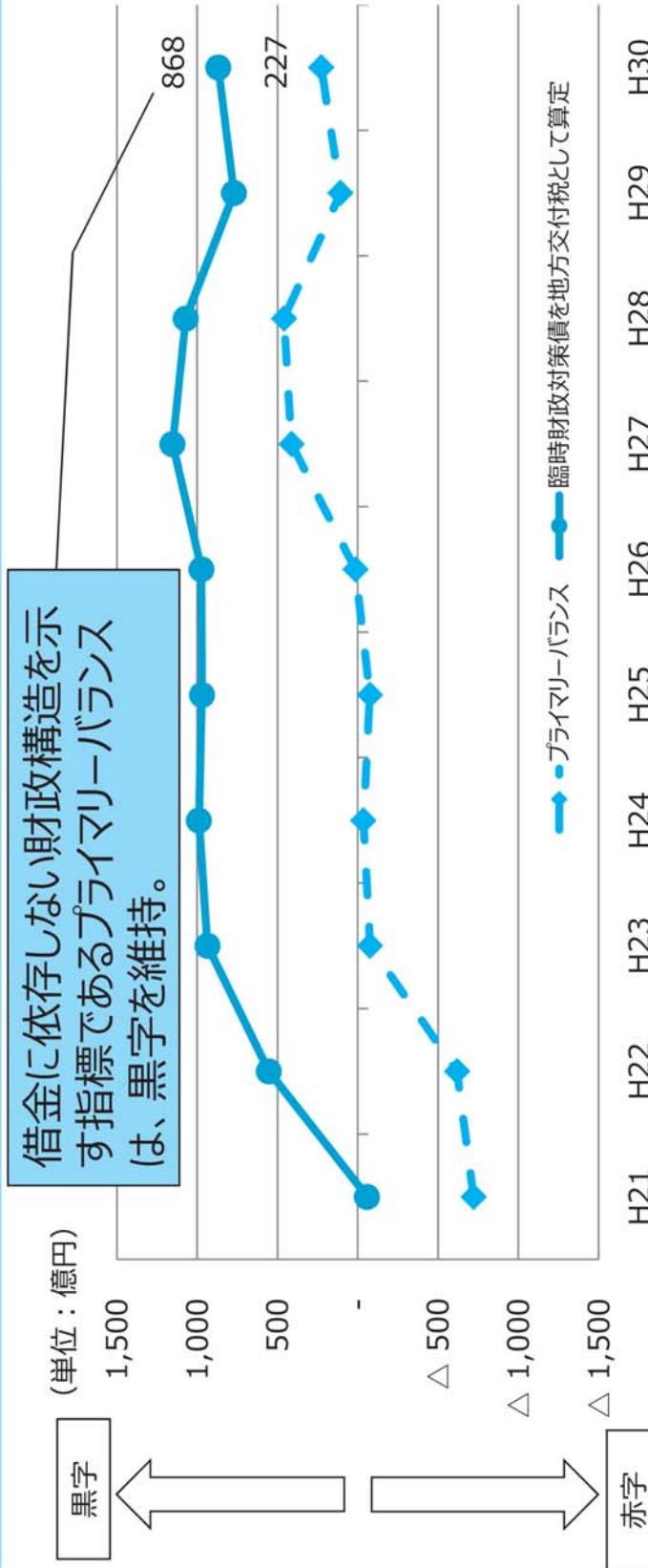
県債残高 2兆1,506億円（対前年度比▲ 67億円）
うち通常県債残高 1兆1,757億円（対前年度比▲ 307億円）



注1「県債残高」：H28までは決算額、H29は12月補正後予算額、H30は当初予算額。
2「通常県債」：公共投資に充てる県債や、退職手当債など。
3「特別的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債、減収補填債など）。

◎ プライマリーバランスの推移

プライマリーバランス
+ 227億円（対前年度現計予算比 + 119億円）
臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合
+ 868億円（対前年度現計予算比 + 98億円）



借金に依存しない財政構造を示す指標であるプライマリーバランスは、黒字を維持。

※ プライマリーバランス 現在の行政サービスに必要な歳出（県債の元利償還金を除いた歳出）が、現在の世代が負担している歳入（県債・基金繰入金等を除いた県税収入など）の歳入）で賄えているかどうかを示す指標。
算式：プライマリーバランス = (県債・一般財源基金繰入等を除いた歳入) - (元利償還金を除いた歳出)
※ 臨時財政対策債 国の制度に基づき、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を肩代わりして発行する県債。

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ①

新産業育成や企業誘致、人材の確保

○ I O T 等の新たな成長分野の研究所・本社機能等の県内移転に対する支援制度の創設等

拡 企業誘致活動強化事業 5,607 (9)
新 企業立地促進基金積立金（企業誘致活動強化事業分） 6,000 (H29最終補正)

○ベンチャー企業創出に向けた事業構想の発掘及び事業化等に対する支援

新 ベンチャー企業創出支援事業 76

○大学等と連携した創業講座やビジネスプランコンテストの開催など新たな創業に対する支援

・いばらき創業 10,000 社プロジェクト事業 23 (33)



○海外販路拡大等にチャレンジする食品・ものづくり中小企業に対する支援

新 食品・ものづくり海外展開チャレンジ事業 81

○中小企業の成長分野への進出を支援するいばらき成長産業振興協議会の運営等

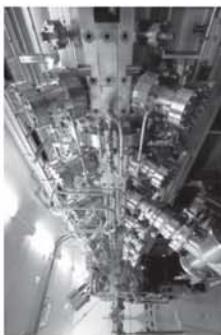
拡 成長産業振興プロジェクト事業 43 (35)

○専門家派遣や模擬スマート工場を活用した共同開発等による中小企業への I O T 導入支援

・中小企業 I O T 等自動化技術導入促進事業 49 (49)

○従来の枠組みにとらわれない革新的な販路開拓・商品開発等の取組に対する支援

拡 いばらき伝統的工芸品産業イノベーション推進事業 25 (15)



単位：百万円
() : H29当初予算

① 「新しい豊かさ」へのチャレンジ②

○働き方改革や生産性向上に取り組む企業に対する個別コンサルティング等の実施
新 働き方改革・生産性向上促進事業 40

○外資系企業誘致に向けた支援制度の創設や企業個別訪問の強化
拡 イノベーション創发型対日直接投資促進事業 41 (13)

○IT企業等の進出支援やIT人材等の移住促進を中心とする移住・二地域居住の推進
拡 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業 96 (95)



○県北地域に進出する企業のオフィス等の整備に対する支援等
拡 クリエイティブ企業等進出支援事業 33 (32)

○働く女性に対する相談・支援の充実やタウン誌等を活用した情報発信等
・ 女性活躍推進事業 17 (19)

○県内就職者に対する奨学金返還支援制度の創設
新 就職支援基金積立金 15

○県内就職者の返還を免除する大学等の入学一時金貸付制度の創設
新 就職支援奨学金助成費（入学一時金貸付分） 5





I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ③

「強い農林水産業」の実現

- 認定農業者等が実施する所得向上につながる生産性向上等の取組に対する支援

新 資かる農業ステップアップ事業 50



- 農業集団等が実施するＩＣＴ機器等の先端技術導入等に対する支援

新 資かる産地支援事業 81

- 農地中間管理機構が行う農地の集約化のための取組支援

拡 農地集積総合支援事業 1,965 (1,364)

- 大規模水稻経営体を短期間に育成するための農地の集約化等に対する支援

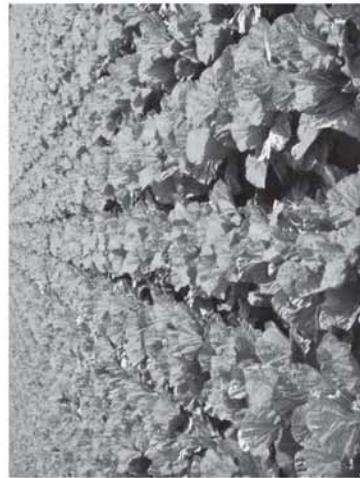
新 茨城モデル水稻メガファーム育成事業 85

- 農業参入等支援センターの設置運営による法人化や法人経営等に対する支援

新 農業参入等支援センター事業 19

- 都内百貨店での物産フェアの実施等による本県農林水産物のブランド化の推進

拡 いばらき農産物ブランド力強化事業 87 (76)



① 「新しい豊かさ」へのチャレンジ④

- 新たなブランド豚肉確立と販売促進活動の実施
・ ブランド豚肉生産拡大事業 15 (470)
- 産地等による現地プロモーションの実施や海外バイヤーの招へい等に対する支援
拡 農産物等輸出促進事業 54 (50)
- 大手食品企業等との新商品開発支援、6次産業化支援体制の整備
・ 6次産業化総合対策事業 61 (69)
- イノシシ等を「近づけない」環境づくりに対する県独自補助の創設や狩猟の扱い手確保等
拡 イノシシ等被害防止対策関連事業 220 (108)
- 経営集約化に取り組む林業事業体が行う間伐、再造林等に対する支援
新 いばらきの森再生事業（国補公共・県単公共） 513
- 高性能林業機械の導入に対する支援やオペレーターの養成等
拡 森林施業効率化促進事業 81 (68)
- 林業施業の集約化に向けた航空レーザー測量等による詳細な森林情報の整備
新 高精度森林情報基盤整備事業 32



① 「新しい豊かさ」へのチャレンジ⑤

豊かな自然環境の保全

- 第17回世界湖沼会議に関する実行委員会負担金
拡 世界湖沼会議開催事業 173 (74)

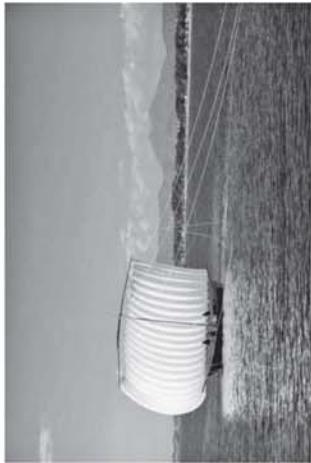
- 県内の太陽光発電施設の設置状況の確認やガイドラインの周知等
新 太陽光発電施設適正導入推進事業 8

- 市町村が行う下水道への接続促進経費に対する助成の拡充
拡 湖沼水質浄化下水道接続支援事業 148 (18)

- 市町村が行う農業集落排水施設への接続促進経費に対する助成の拡充
拡 農業集落排水施設接続支援事業 17 (2)

- レシコン栽培等における肥料削減による環境負荷低減技術の普及
・ 霞ヶ浦農業環境負荷低減栽培推進事業 23 (47)

- 家畜排せつ物の炭化灰化処理装置及び浄化処理水の蒸発散処理施設の導入支援
新 家畜排せつ物農外利用等促進事業 38



いばらき霞ヶ浦
2018



第17回世界湖沼会議

17th World Lake Conference (Lake Kasumigaura, Ibaraki, Japan, 2018)



Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ①

医療・保健・福祉の充実

【医師確保対策】

○ 医科大学との新たな協力関係の構築やデータベース活用等による県外医師へのアプローチ等
新 県外からの医師確保強化事業 104

○ 女性医師等への保育・就業に対する支援や初期臨床研修医の受入促進等
新 魅力的な医療勤務環境整備事業 38

○ 県内勤務医師の海外派遣や医師・医療従事者向けの研修体制整備等
新 医師キャリアアップ支援事業 32

○ 全国の医師等に向けて、県内の医療勤務環境等を総合的に情報発信
新 医師確保総合情報発信事業 22

○ 地域医療センターの運営や当該センターの法人化に向けた準備等
拡 地域医療支援センター事業 43(41)

○ 医師修学資金貸与及び海外対象医師修学資金貸与の拡充等
拡 医師修学資金貸与事業 616(527)

○ 県と金融機関が提携し医学部進学者向けの「実質金利ゼロ」の教育ローンの創設
新 医学部進学者向け教育ローン利子補給事業 利子補給率：100%

○ 自治医科大学運営費負担金や義務年限明け医師とのつながり継続のための取組等
拡 自治医科大学運営事業 132(131)





II 「新しい安心安全」へのチャレンジ②

- 潜在看護職員の再就業支援のための試用研修等を行う病院等に対する支援
新 潜在看護職員再就業推進事業 3

- 新規貸与枠を拡充するとともに、看護職員不足地域への就業を促進
拡 看護師等修学資金貸付事業 103(85)

- 神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る施設整備等に対する支援
新 地域医療提供体制再構築支援事業 172

- 遠隔画像診断治療補助システムの導入支援やICTを活用した医療体制の整備検討
新 ICT活用による医療体制強化支援事業 28

- 保健所の体制強化のため、地域の臨床医等を非常勤医師として保健所に配置
新 公衆衛生・臨床連携強化事業 9

- AIを活用したケアプラン作成やICTを活用した訪問看護ステーションの機能強化
新 在宅療養者サポート体制整備事業 16

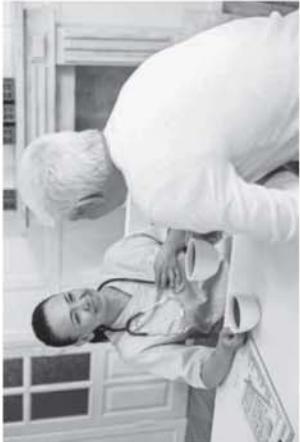
- がん患者へのウイッグや介護用品購入等に対する助成
拡 いばらきがん患者トータルサポート事業 22(12)





Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ③

- 外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成校に対し、日本語学習等経費を支援
新 外国人介護福祉士確保事業 16
- スマートフォンアプリを導入し、県民の継続的な健康づくりの取組を促進
新 いばらき健康寿命日本一プロジェクト推進事業 23
- 医療的ケア児等を受け入れる児童通所事業所等の開設に伴う設備等の購入支援
新 医療的ケア児等受入促進事業 5
- 新たに県南地域へ発達障害者支援センターを設置し、相談支援体制を拡充
拡 発達障害者支援体制整備事業 64 (33)
- 民間活力の活用や地域移行等の促進による新たなあすなろの郷に向けた建設設計画の作成等
新 あすなろの郷再編整備関連事業 35





Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ④

誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

- 地域猫の不妊去勢手術への支援や動物愛護管理施策のあり方検討等
・ 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業 22 (22)

- 動物指導センター等における不妊去勢手術実施や子猫の譲渡推進等
拡 譲渡犬猫サポート事業 43 (42)

- 公共交通手段が確保されない地域の解消に取り組む市町村に対する支援
拡 公共交通空白地域解消支援事業 30 (10)

- 茨城国体等の開催に向けた市町村が行う街頭防犯カメラ設置に対する支援等
新 国民体育大会・障害者スポーツ大会警備対策事業 73

災害に強い県土づくり

- 緊急輸送道路の整備や重要港湾の機能強化等

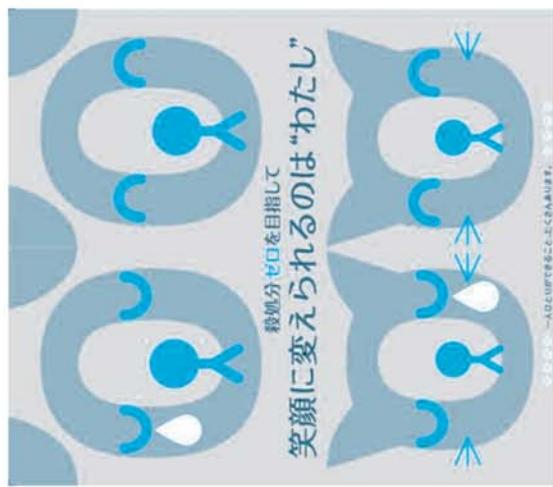
- ・ 緊急輸送対策強化事業（国補公共） 21, 568 (20, 020)

- 河川激甚災害対策特別緊急事業等を活用した鬼怒川の集中的な改修
・ 治水直轄事業負担金（関東・東北豪雨対応分、国補公共） 2, 615 (2, 564)

- 道路の冠水や落石・法面対策、急傾斜地崩壊防止等のための工事
・ 防災・減災対策事業（県単公共） 1, 560 (1, 116)

- 防災ブックの作成・配布やスマートフォンアプリを活用した災害関連情報の提供
新 防災情報提供・配信事業 83

- 災災証明書の交付や被災者台帳の作成が可能なシステムの市町村との共同整備
新 被災者生活再建支援システム共同整備事業 235





Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ①

次世代を担う「人財」育成など教育環境の充実

- インターネットを活用した英会話教育の提供や英語リッシュキャンփ等の実施
新 次世代グローバルリーダー育成事業 30

- インターネットを活用したプログラミング学習サービスの提供等
新 プログラミング・エキスパート育成事業 47

- 小学校にプログラミング教育を導入するための実践研究や映像教材開発等
新 小学校プログラミング教育推進事業 7

- 第30回国際情報オリンピックの開催に関する組織委員会への支援
新 ノバーション創出次世代育成事業（国際情報オリンピック分） 24

- 小学生及び中学1、2年生を対象としている少人数教育を中学3年生に拡充
拡 少人数教育充実プラン推進事業（中3拡充分） 191

- 特別支援学校等の環境改善のための計画的なトイレの洋式化
新 みんなに優しい学校施設づくり推進事業 54

- 特別支援学校の就労支援を行うコーディネーターの配置等
新 特別支援学校就労支援充実事業 7





III 「新しい人財育成」へのチャレンジ②

- いじめ発生時等にスクールカウンセラーなど専門家からなる学校サポートチームを派遣
拡 生徒指導実践サポート事業 3 (1)

- 私立高等学校授業料の実質無償化を年収400万円程度の世帯まで拡充
拡 私立高等学校等授業料減免事業 476 (294)

- 私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対する経常費支援
・ 私立高等学校等経常費補助事業 10,626 (10,950)

- 県内就職者に対する奨学金返還支援制度の創設（再掲）
新 就職支援基金積立金 15

- 県内就職者の返還を免除する大学等の入学一時金貸付制度の創設（再掲）
新 就職支援奨学生助成費（入学一時金貸付分） 5



Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ③

安心して子どもを産み育てやすい環境づくり

- 入院に係る医療費助成を高校3年生まで拡充
拡 小児医療費助成事業 3,109(3,090)
- 新婚夫婦等優待制度の創設やいばらき出会い系いサポートセンターの体制強化等
 - ・地域少子化対策重点推進事業 153(167)
- いばらき出会い系いサポートセンター成婚2,000組達成記念キャンペーンの実施等
 - ・いばらき出会い系いサポートセンター推進事業 26(33)



- 潜在保育士の就業斡旋や復職支援のための研修、保育所等への紹介手数料に対する支援等
新 いばらき保育人材バンク設置運営事業 45
- 保育ママの増加や質の向上等を図るため、コーディネーターを配置する市町村を支援
新 家庭的保育事業促進事業 12

文化・スポーツの推進

- タッピングプールの改修や本リニューアルに向けた計画策定等
新 アクアワールド茨城県大洗水族館リニューアル事業 131
- 茨城国体の競技会場の整備や東町運動公園の再整備に対する支援等
拡 県営体育施設再編整備事業 1,751(1,578)
- 平成31年本県開催の国民体育大会に向けた選手の強化合宿の実施等
拡 元気いばらき選手育成強化事業 618(559)
- 国民体育大会に関する実行委員会負担金やリハーサル大会の運営費に対する支援
拡 第74回国民体育大会推進事業 754(209)
- 全国障害者スポーツ大会に関する実行委員会負担金
拡 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業 137(42)

平成30年度当初予算案



IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ①

魅力度No.1への挑戦



- 海外向け情報発信の大幅強化やライブ配信機能の活用等
・ いばらきインターネットテレビ事業 121 (121)
- 国内外のメディア・インフルエンサーへの情報提供を通じた本県の魅力発信
新 バリシティ活動強化事業 53
- (仮称)「いばらきの魅力発信隊」及び「いばらき広報戦略アドバイザー」の設置
新 いばらきの魅力発信アドバイザー事業 13
- 在京キー局での放送内容の一新やインターネットメディアを活用した魅力発信の強化
新 メディア活用魅力発信強化事業 172
- アンテナショップの全面リニューアルによる情報発信力・ブランド力の強化
拡 いばらきアンテナショップ運営事業 282 (99)





N 「新しい夢・希望」へのチャレンジ②

新観光創生

- 本県の新たなフラッグシップとなるホテル等の立地に対する支援制度の創設等

新 宿泊施設立地促進事業 1,014
新 企業立地促進基金積立金（宿泊施設立地促進事業分） 1,000（H29最終補正）

- 宿泊施設設置のグレードアップを図るための個別コンサルティングや国内誘客促進

拡 DMO観光地域づくり推進事業 161（149）



- 海外誘客拠点の設置やオンライン旅行会社等を活用した海外誘客促進

新 ビジット茨城・海外誘客プロモーション事業 132

- りんりんスクエア土浦での情報発信や周遊サイクリング推進のための遊覧船運行等

新 水郷筑波サイクリング環境整備事業 78（54）

- 自転車活用推進計画の策定や自転車月間のPR

新 いばらき自転車活用推進事業 12

- チャーターベンの誘致促進や国際線向け1,000円レンタカー拡充など二次交通の充実等

拡 空港就航対策利用促進事業 692（621）

- 茨城空港における臨時駐車場の整備

拡 空港周辺環境整備事業 68（37）



- 県北6市町が実施する人づくり・産業振興・地域振興等の取組に対する支援

新 県北地域活力創造プロジェクト事業 65

- 県北地域に滞在し創作活動に取り組む芸術家の支援や地域活性化モデルの実証等

新 県北芸術村推進事業 35

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ③

茨城国体など大規模スポーツイベントの成功

- 茨城国体の競技会場の整備や東町運動公園の再整備に対する支援等（再掲）

拡 県営体育施設再編整備事業 1,751（1,578）

- 平成31年本県開催の国民体育大会に向けた選手の強化合宿の実施等（再掲）

拡 元気いばらき選手育成強化事業 618（559）

- 国民体育大会に関する実行委員会負担金やリハーサル大会の運営費に対する支援（再掲）

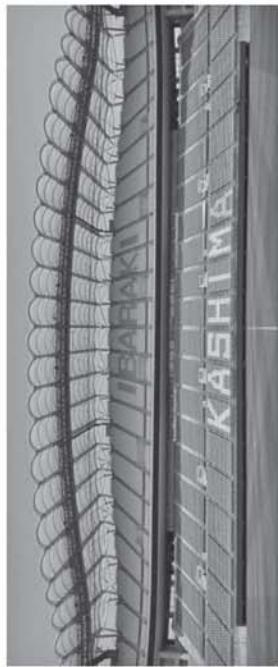
拡 第74回国民体育大会推進事業 754（209）

- 全国障害者スポーツ大会に関する実行委員会負担金（再掲）

拡 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業 137（42）

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けたキャンプ誘致や機運醸成等

拡 東京オリンピック・パラリンピック推進事業 58（23）



翔べ 羽ばたけ そして未来へ



IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ④

社会资本の整備・活用（公共）

【国補公共事業（直轄事業負担金、補助事業）全会計94, 597（98, 450）】

○緊急輸送道路の整備や重要港湾の機能強化等（再掲）

- ・ 緊急輸送対策強化事業 21, 568（20, 020）

○河川激甚災害対策特別緊急事業等を活用した鬼怒川の集中的な改修（再掲）

- ・ 治水直轄事業負担金（関東・東北豪雨対応分） 2, 615（2, 564）

○経営集約化に取り組む林業事業体が行う間伐、再造林等に対する支援（再掲）

- 新 いばらきの森再生事業（国補公共・県単公共） 513



【県単公共事業 全会計23, 500（20, 700）】

○道路や堤防の除草や修繕、港湾の維持浚渫、都市公園の施設修繕等

- ・ 維持・管理対策事業 13, 101（11, 517）

○通学路の歩道や路面標示等の整備

- ・ 通学路等安全対策事業 1, 997（2, 191）

○道路の冠水や落石・法面対策、急傾斜地崩壊防止等のための工事（再掲）

- ・ 防災・減災対策事業 1, 560（1, 116）

○渋滞箇所の交差点改良やつくば霞ヶ浦りんりんロード関連道路等の整備

- ・ 地域活性化対策事業 941（596）

○橋梁や下水道管渠の補修

- ・ 長寿命化対策事業 651（490）

茨城県

当初予算案参考資料

平成30年度

次

目

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

- 1 (括) 企業誘致活動強化事業
 2 (新) ベンチャー企業創出支援事業
 3 (新) 食品・ものづくり海外展開チャレンジ事業
 4 (新) 働き方改革・生産性向上促進事業
 5 (括) イノベーション創発型対日直接投資促進事業
 6 (括) 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業
 7 ○ 女性活躍推進事業
 8 (新) 就職支援基金積立金／
 (新) 就職支援奨学金助成費（入学一時金貸付分）

- 9 (新) 儲かる農業ステップアップ事業／
 (新) 儲かる産地支援事業
 10 (新) 茨城モデル水稲メガファーム育成事業
 11 (括) いばらき農産物ブランド力強化事業
 12 (括) 農産物等輸出促進事業
 13 (括) イノシシ等被害防止対策関連事業
 14 (新) いばらきの森再生事業／
 (括) 森林施設効率化促進事業
 15 (新) 高精度森林情報基盤整備事業
 16 (括) 世界湖沼会議開催事業
 17 (括) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業／
 (括) 農業集落排水施設接続支援事業
 18 (新) 家畜排せつ物農外利用等促進事業

III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

- 29 (新) いばらき健康寿命日本一プロジェクト推進事業
 30 (新) 医療的ケア児等受入促進事業
 31 ○ 大猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業／
 (括) 譲渡犬猫サポート事業
 32 (括) 公共交通空白地域消防支援事業
 33 (新) 国民体育大会・障害者スポーツ大会警備対策事業
 34 (新) 防災情報提供・配信事業
 (知事直轄)
 (商工労働観光部)
 (商工労働観光部)
 (知事直轄)
 (企画部)
 (知事直轄)
 (商工 / 教育)
 (農林水産部)
 (農林水産部)
 (農林水産部)
 (農林水産部)
 (農林水産部)
 (農林 / 生環)
 (農林水産部)
 (農林水産部)
 (生活環境部)
 (土木 / 農林)
 (農林水産部)

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- 29 (新) 県外からの医師確保強化事業
 30 (新) 勉力的な医療勤務環境整備事業
 31 (新) 医師キャリアアップ支援事業
 32 (新) 医師准保総合情報発信事業／
 (括) 地域医療支援センター事業
 33 (括) 医師修学資金貸与事業
 34 (新) 医学部進学者向け教育ローン利子補給事業
 35 (新) 潜在看護職員再就業推進事業／
 (括) 看護師等修学資金貸付事業
 36 (新) ICT活用による医療体制強化支援事業
 37 (新) 在宅療養者サポート体制整備事業
 38 (括) 少人数教育充実プラン推進事業（中3拡充分）
 39 (括) 生徒指導実践サポート事業
 40 (括) 私立高等学校等授業料減免事業
 41 ○ 地域少子化対策重点推進事業
 42 (新) いばらき保育人材バンク設置運営事業
 43 (新) 家庭的保育事業
 44 (括) 県体体育施設再編整備事業
 45 (括) 元気いばらき選手育成強化事業
 46 (括) 第7・4回国民体育大会推進事業
 47 (括) 第1・9回全国障害者スポーツ大会推進事業
 (保健福祉部)
 (保健福祉部)
 (企画部)
 (教科室)
 (企画部)
 (企画部)

企業誘致活動強化事業

【H30当初予算額 5,606,702千円】

(H29最終補正 企業立地促進基金積立金（企業誘致活動強化事業分） 60億円)

厳しい地域間競争の中、若者が望む様々な分野の雇用を創出するため、これまでの製造業などの企業誘致に加え、AIやIoTなど新たな成長分野の研究施設・本社機能等の誘致を促進します。

研究施設・本社機能移転に対する支援

本社機能移転強化促進補助（50億円）

- 新たな成長分野の研究所・本社機能等の県内移転に対する支援
- ・補助対象：AI・IoT・ロボット・次世代自動車等の新たな成長分野の研究所・本社機能等の県内移転
- ・補助要件：移転人数5人（研究所の場合は10人）以上
- ・補助額：投資額や移転人数等により算出 上限50億円
- ・対象地域：県内全域

本社機能移転促進補助（5億円）

- 既存の本社機能移転促進補助金の対象エリアを県内全域に拡大
- ・補助対象：全業種（研究所・研修所を除く）
- ・補助要件：移転人数10人以上
- ・補助額：上限1億円
- ・対象地域：電源交付金非対象エリア（17市町村）

知事直轄政策審議室立地推進室（029-301-2036）

オフィス整備・オフィス賃料に対する支援

サテライトオフィス等モデル施設整備費補助（50,000千円）

- サテライトオフィス、小規模オフィスの整備に対する支援
- ・補助対象：サテライトオフィス、小規模オフィスの整備費用（整備面積50坪以上）
- ・補助率：1/2（上限2,500万円）
- ・対象地域：JR常磐線・TX沿線の各駅の徒歩圏内エリア

IT関連企業等賃料補助（24,000千円）

- 新たな成長分野の企業が県内移転した場合のオフィス賃料に対する支援
- ・補助対象：新たな成長分野の企業が県内に移転した場合のオフィス賃料
- ・補助率：1/2（上限240万円、3年間）
- ・対象地域：県内全域

その他（32,702千円） ○本社機能移転に関する紹介手数料の創設、誘致戦略アドバイザーの設置、企業のニーズ・実態把握調査等



ベンチャーエンタープライズ創出支援事業（新規）

【H30当初予算額 76,000千円】

商工労働観光部産業政策課産業企画G (029-301-3525)

産学官金が連携し、優れた技術シーズの発掘・事業化から定着までを一貫して支援し、本県から世界に挑戦するベンチャー企業の創出・育成に向け取り組みます。

- 1 ベンチャー企業創出・育成に向けた調査
 - ・本県の特色を生かしたベンチャー企業の創出等に向けた調査を実施
- 2 技術シーズの創出
 - ・筑波大学や産総研等が連携して行う「つくば産学連携強化プロジェクト」に参加し、共同研究を支援
- 3 創業・事業化支援
 - ・大学や研究機関等が持つ先端的な技術シーズを発掘
 - ・金融機関や県内外企業とのマッチング等創業・事業化に向けた支援
- 4 勉強会・交流会の開催
 - ・ベンチャー企業等を対象とした勉強会等の開催（回数：10回）
- 5 ベンチャー企業に対する賃料補助
 - ・対象：創業5年以内のベンチャー企業
 - ・補助率：1/2（上限240万円/件、3年間）
- 6 ベンチャー企業の表彰
 - ・めぶきビジネスアワード（※）に「茨城県知事賞」を創設（対象：1件、賞金：100万円）
 - ※地域経済につながる、革新的・創造的な新事業プランを表彰（主催：めぶきファニッシュアルグループ等）





食品・ものづくり海外展開チャレンジ事業（新規）

IH30当初予算額 81,191千円】

商工労働観光部産業政策課経済交流支援室（029-301-3529）

海外展開にチャレンジする食品及びものづくり分野の中小企業を支援するため、海外バイヤーの需要開拓や展示商談会におけるプロモーションなどを実施して、商談成約を目指すとともに、シンガポールや米国への販路開拓にもチャレンジします。

- 1 現地バイヤー等需要開拓（シンガポール、ベトナム）
 - ・国内及び海外に専門スタッフを配置し、現地のバイヤー、小売店、レストラン等に支援対象商品の売り込みを実施
 - ・支援対象商品のサンプル輸出にあたって、政府登録手続き費用や輸送費、保管費等を支援
- 2 バイヤー招へい（シンガポール、ベトナム）
 - ・対象国から本県にバイヤー(6人)を招へいし、商談会や個別企業への訪問商談等を実施
- 3 海外展示商談会出展支援
 - ・食品：シンガポール(Food JAPAN)、ベトナム(Food EXPO)、沖縄大交易会
 - ・ものづくり：タイ(METALEX)、中国(ものづくり商談会(仮))
- 4 国内商社商談会（米国）
 - ・米国販路等を有する国内商社との商談会(4回)を実施
- 5 販路開拓サポート（シンガポール、ベトナム）
 - ・支援企業が現地で商談を行うための渡航費を助成(5万円/回)
- 6 海外展開支援拠点設置運営
 - ・食品及びものづくり分野の専門家が、個別企業の海外戦略の策定支援や商談のマッチング～フォローアップを実施
 - ・貿易投資相談、貿易実務研修、外国特許出願(特許庁連携)等を支援





働き方改革・生産性向上促進事業（新規）

【H30当初予算額 40,019千円】

商工労働観光部労働政策課労働経済・福祉G (029-301-3635)
商工労働観光部中小企業課商業G (029-301-3550)

働き方改革を推進する体制の強化を図るとともに、多様な働き方が可能な労働環境の整備と生産性向上に意欲を持つ企業に対する集中的・一体的なコンサルティングにより、モデル企業を育成することで、県内企業の働き方改革・生産性向上を促進します。

1 企業に対する支援

- 個別コンサルティング（5社）・成果事例発表会の実施
・意欲ある企業を募集し、戦略構築、人事施策、生産性向上等の改善策を
集中的に実施
- 生産性向上システム導入支援（5社）[中小企業課]
・ICTを活用した業務の効率化・附加值向上につながるシステムの構築・
導入経費の支援（補助率：1/2 補助額：上限 200万円）
-コンサルティングの様子-



2 働き方改革推進体制の強化

- いばらき働き方改革推進協議会の設置・運営
- いばらき働き方改革推進キヤンペーン（8月・11月）の実施
- 働き方改革アドバイザーの派遣



3 女性に対する支援

- 女性就職説明会の開催

-事例発表会の様子-



イノベーション創発型対日直接投資促進事業

【H30当初予算額 40,882千円】

知事直轄国際課国際戦略G (029-301-2857)

本県への外資系企業誘致に向けた支援制度を創設して営業活動に注力し、誘致の実現につなげるとともに、「茨城県MICE誘致推進協議会（仮称）」を設立し、国際会議等の誘致を加速します。

- 1 推進体制整備（329千円）
 - ・行政、ジエトロ、研究機関、支援機関、大学、金融機関等による「いばらき対日投資県内誘致促進連絡協議会」の開催
- 2 情報発信（8,990千円）
 - (1) ポータルサイトの作成による総合的な情報提供 【新規】
 - (2) 営業活動
 - ・県内関係機関と連携した協議会の活動を通じて、営業活動に注力
 - ・進出が見込まれる外資系企業の国内外の拠点への個別訪問・PR,
 - ・県内招へい、コンサルティング業務委託
- 3 外資系企業誘致に向けた支援制度の創設（25,600千円）【新規】
 - ・県内に新たに事業拠点を設置する外資系企業への補助（4社）
 - ①設立補助（補助率1/2, 上限200万円）
 - ②研究開発費補助（補助率1/4, 上限200万円）
 - ③賃料補助（補助率1/2, 上限240万円）
- 4 「茨城県MICE誘致推進協議会（仮称）」の設立（5,963千円）【新規】
 - ・協議会運営費（HP, パンフレット作成等）への負担金



海外関係者による県内研究機関
観察 (H28)



② 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業

【H30当初予算額 96,053千円】

企画部企画課移住推進G (029-301-2536)

県と市町村が一体となって本県への移住・二地域居住を推進するとともに、東京圏の企業と連携し、テレワーク等を活用した地方での新しい働き方の取組を支援することにより、本県へのIT企業・ベンチャー企業等の進出やIT人材等の移住促進を図ります。

IT企業等の進出支援・IT人材等の移住促進
(70,160千円)

- 試験的な社員の移住（トライアル移住）の実施
 - ・東京圏の企業と連携し、社員の移住と本県での勤務を実証
 - ・参加企業のフォローアップ、本県進出の支援
- IT企業等の開発合宿の誘致【新規】
 - ・本県の良好な勤務環境を活かし、短期集中的にプログラミング開発等を行う合宿を誘致
- フリーランスIT人材等の移住支援【新規】
 - ・地方で「しごと」を受託できるしくみを構築し、フリーランスIT人材等の移住を支援

県・市町村が一体となつた移住推進体制の構築
(25,893千円)

- 都内相談窓口の運営
 - ・いばらき暮らしサポートセンター（有楽町：ふるさと回帰支援センター内）
- いばらき移住・二地域居住推進協議会の運営
 - ・ポータルサイトの運営・移住相談会の開催
 - ・「いばらきふるさと県民登録制度」の運営
 - ・地域おこし協力隊・市町村職員研修の実施



◎ 女性活躍推進事業

【H30当初予算額 16,874千円】

知事直轄女性青少年課男女共同参画G (029-301-2178)

働く女性が活躍できる社会の実現を目指し、官民が連携して組織する「いばらき女性活躍推進会議」を中心に、企業経営者や女性自身の意識改革及び女性が働きやすい環境づくりを推進します。

いばらき女性活躍 推進会議

[組織]
行政（国、県、市町村）
関係団体（経済団体、
労働団体、農業団体）



いばらき女性活躍
推進会議

[会員企業数] 435 社
(平成30年1月末)

1 企業経営者や女性自身の意識改革



- 企業等で働く中堅女性をセンター（助言者）として養成
- 企業のトップや人事担当者を対象としたセミナーの開催
- 働く女性のネットワーク化に向けた女性向けキャリアアップ研修や交流会の開催

2 女性が働きやすい環境づくり



- 女性が働きやすい職場づくりに向けた中小企業の取組支援
 - ・ロッカー、トイレ等のハード整備：上限30万円×10件
 - ・社内研修等に係る講師派遣等：上限 5万円×5件
- 茨城県女性が輝く優良企業の認定・表彰

3 女性活躍の情報発信

■ 女子大学生リポーターによる女性活躍に積極的に取り組む県内企業や女性ロールモデルの取材、県のホームページや学生自身のSNS、タウン誌等を通じた情報発信



就職支援基金積立金（新規）／就職支援奨学金助成費（入学一時金貸付分）（新規）

【H30当初予算額 19,800千円】

商工労働観光部労働政策課雇用促進対策室 (029-301-3645)
教育庁学校教育部高校教育課管理G (029-301-5245)

本県へのリターン就職や地元就職を促進するとともに、経済的な理由により大学等進学が困難な学生の進学を後押しするため、企業版ふるさと納税を活用した奨学金返還支援制度と返還免除ができる入学一時金の貸付制度を創設します。

1 制度の概要

（1）就職支援基金積立金（15,000千円）

- ・企業版ふるさと納税制度を活用し、広く寄付を募集し、新たに創設する「奨学金返還支援制度」の財源として積立

○奨学金返還支援制度

- ・国の「給付型奨学金」の選考基準を満たしながらも、学校推薦枠から外れたら学生が、大学等を助成する場合に当基金から奨学生金の返還を受けた奨学金 上限192万円

○助成額 大学等在学中に貸与された奨学金 上限192万円

○返還額 大学等を卒業後県内に就職した場合に返還を免除

- ・貸付額 24万円

※両制度とともに平成30年度進学者より適用
2 県内就職・居住の要件

- ・大学等を卒業後、県内企業等へ正規雇用により就職
- ・県内に住所を有し、10年間以上定住予定

就職支援奨学金助成制度

茨城県

民間企業
一般からの寄付等

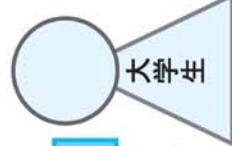
茨城県就職支援基金

＜就職・居住の要件を満たした場合＞

- 奨学金返還支援
- 入学一時金返還免除

日本学生支援機構
茨城県県立奨学資金
その他奨学金

②奨学金返還、
入学一時金返還
①奨学金貸与、
入学一時金貸付





◎ 儲かる農業ステップアップ事業（新規）／儲かる産地支援事業（新規）

IH30当初予算額 130,667千円】

農林水産部農業政策課戦略推進G (029-301-3828)
農林水産部産地振興課野菜対策G (029-301-3950)

意欲ある経営体の創意工夫ある新たな取組や農業の担い手が品質や生産性の向上に取り組むために必要な機械の導入等を支援することで、収益性の高い経営展開を促進し、「儲かる農業」の実現を目指します。

儲かる農業ステップアップ事業（49,667千円）

<事業主体>認定農業者、女性農業士、青年農業士、認定新規就農者及びその者を含む農業者の団体

<補助額>1/2（補助基準額 160万円）

<要件>農業所得が5年以内に概ね20%以上の増加につながる取組

<事業内容>

○生産性向上支援

高品質安定生産、コスト削減等の取組

○付加価値向上支援

生産基準・品質基準等の導入、農産物の加工、異業種と連携した商品開発等の取組

○販路開拓支援
輸出、GAP等の取組

儲かる産地支援事業（81,000千円）

<事業主体>農協・営農集団（受益農家3戸以上）、農業生産法人・認定農業者（先端技術導入に限る）

<補助率>1/3（補助基準額 160万円以上）

<事業内容>

○先端技術導入支援
ICTを活用したスマート農業の実践、省力化に必要な機械や施設の整備等

○高品質・安定生産支援
高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械・施設設備等





茨城モデル水稻メガファーム育成事業（新規）

【H30当初予算額 85,124千円】

農林水産部農業経営課基盤強化担当G (029-301-3833)

農業の成長産業を目指し、100ha超規模の大規模水稻經營体を短期間で育成する取組を行い、国に
対して「茨城発、儲かる農業」の政策モデルとして提言します。

1 事業計画

【現状】30～40ha／經營体 → [3年後]100ha／經營体

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

- ・農地賃付協力金：農地賃付に協力した農地所有者に対し交付 <補助額>上限8万円/10a
- ・農地集約化奨励金：農地交換に協力する耕作者に対し交付 <補助額>2万円/10a
- ・大規模經營体の育成に向けた地域の合意形成を支援
- (2) 効率的な農業經營を実現する省力化作業体系の確立
- ・ICT等先端技術の導入に対する支援
- <補助率>1/6(国補助事業を活用した場合に県が上乗せ補助)



【ICT等先端技術】



ドローン 水田センサー



水田センサー 地域内の分散・錯綜した農地利用

【農地の集積・集約化】





いばらき農産物ブランド強化事業

IH30当初予算額 86,876千円】

農林水産部販売流通課販売戦略G (029-301-3966)

トップブランド品を育成し、これを牽引役としてレギュラー品を含めた全体の底上げを図るとともに、実需者や消費者から広く認知されるよう、都内百貨店での物産フェアや海外での話題づくりなど効果的なPR手法により認知度向上を図ります。

1 トップブランドづくり(一流ブランドとしてのイメージ定着) (12,865千円)

(1) 都内高級レストランでのメニュー提供

・いばらき食のアンバサダー等を起用した県産農林水産物を使用したメニューフェアの開催等

(2) 百貨店等での評価獲得と取扱促進

・都内百貨店等でのフェアの開催やトップセールスの実施

2 話題づくりと情報発信 (33,266千円)

(1) 県産食材の海外展開チャレンジ

・サンフランシスコでの常陸牛等を使用したフェアの開催

(2) 若者や女性等をターゲットとしたイベントの実施

・季節のイベントに絡めたメロン、なし等の集中キャンペーン

3 全体的なイメージアップと需要拡大 (20,185千円)

(1) 都内百貨店やイオン等での物産フェア開催

(2) 県内飲食店等のおもてなしフェアの開催

4 メディアやウェブ等を活用した情報発信 (20,560千円)

(1) パブリシティの有効活用

(2) 専門家を活用したブランド化の推進





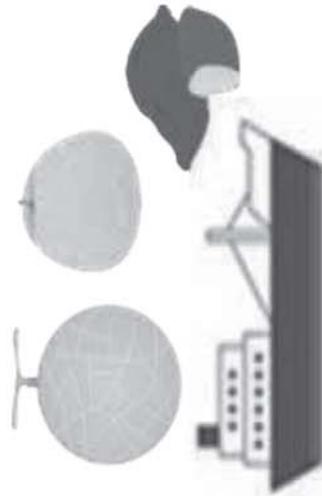
農産物等輸出促進事業

【H30当初予算額 54,040千円】

農林水産部販売流通課6次産業化・輸出推進室（029-301-3965）

東南アジアや北米を主なターゲットとして、ジエトロ茨城等と連携しながら、海外バイヤーの招へいや現地プロモーションの実施等により、農産物等の輸出拡大を図ります。

- 1 競争力のある商品づくり・提案力強化（6,000千円）
 - (1) 國際認証（ISO、HACCP等）の取得や輸出向け商品開発支援
 - (2) 農産物等低コスト化調査
 - ・船便輸送の実現に向けた農産物の鮮度保持実証試験の実施（品目）なし、いちご
 - (3) 知的財産対策
 - ・県育成品種等の海外での知的財産権の取得（品種）イバラキング（メロン）、恵水（なし）、いばらキッス（いちご）
- 2 商談機会の提供・認知度向上への取組（43,282千円）
 - (1) 海外バイヤー招へい
 - ・東南アジアや北米を中心としたバイヤーの招へい
 - (2) 産地輸出支援
 - ・輸出に意欲的な産地と輸出事業者等が行うプロモーションの実施
- 3 農業者等をサポートする体制充実（4,758千円）
 - (1) 輸出コーディネーターの設置
 - ・商談前後のフォローや各種相談への対応等
 - (2) 農産物等輸出体制強化
 - ・全農いばらきが設置する農産物等輸出促進員への支援



② イノシシ等被害防止対策関連事業

IH30当初予算額 219,645千円】

農林水産部農地局農村環境課農村活性化G (029-301-4264)
生活環境部環境政策課鳥獣保護G (029-301-2946)

イノシシやハクビシン等による被害防止を図るため、ICT機器の導入等を支援するとともに、「近づけない」環境づくりに対する県独自補助の創設や狩猟の扱い手確保などに取り組みます。

1 被害防止活動への支援 (74,690千円)

- ・ICT機器や箱わな等の導入等に対する支援
- ・電気柵等侵入防止施設の設置等に対する支援

(補助率) ①受益戸数3戸以上：国1/2、地元1/2（自力施工は国10/10）

②受益戸数3戸未満：市町村が農業者等に対して助成する侵入防止施設の設置費用について、市町村助成額と同額を県上乗せ（上限6万円/件）

2 イノシシ等を近づけない環境づくりへの支援 【新規】 (39,675千円)

- ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去等 (84,769千円)
- ・イノシシ等捕獲経費に対する支援

(補助率) イノシシ成獣：国8千円/頭十市町村と同額を県上乗せ（上限8千円/頭）

イノシシ幼獣：国1千円/頭十市町村と同額を県上乗せ（上限1千円/頭）

・レンコンの被害軽減のための力モ類の捕獲

4 人材育成・普及啓発等 (6,500千円)

- ・現地での指導を実践する人材のスキルアップ研修やミニ猪塾の開催等

・イノシシ捕獲用箱わなの購入・貸出し

・レンコンの被害状況調査、防除対策の研究

5 野生鳥獣管理事業 (14,011千円)

- ・イノシシの個体数管理のためのセミナー開催（ジビエ料理の試食体験）【新規】
- ・若手狩猟者確保のためのセミナー開催





いばらきの森再生事業（新規）／森林施業効率化促進事業

IH30当初予算額 593,815千円】

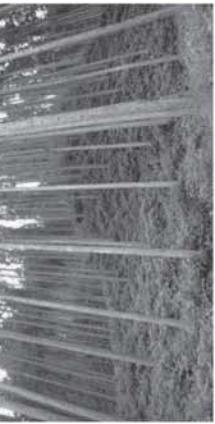
農林水産部林業課森林整備G (029-301-4051)
農林水産部林政課指導G (029-301-4021)

第3期森林湖沼環境税を活用し、自立した林業経営による森林管理を目指し、集約化した人工林における効率的な施業を推進するため、意欲と能力のある林業事業体が行う森林整備や、そのためには必要な林業機械の導入などを支援します。

1 いばらきの森再生事業（512,800千円）

- ①経営集約化に取り組む林業事業体が行う間伐、再造林等を支援
＜補助率>間伐10/10、再造林・下刈9/10又は10/10 等
- ②条件不利地における人工林の環境林（広葉樹林）化を支援
＜補助率>定額

※①、②とも経営集約化に係る計画を策定することが要件



間伐後の人工林



2 森林施業効率化促進事業（81,015千円）

- ①高性能林業機械のレンタル支援（補助）
＜補助率>主伐・再造林：1/3、その他：1/4
- ②高性能林業機械の導入支援（補助）
＜補助率>1/3
- ③高性能林業機械オペレーター養成（委託）
 - ・効率的な施業を推進するための機械オペレーター養成
- ④林業従事者技能向上対策（補助）
 - ・主伐・再造林等に対応した高度な森林施業技術者の養成

高精度森林情報基盤整備事業（新規）

【H30当初予算額 32,000千円】

農林水産部林政課計画G (029-301-4031)

第3期森林湖沼環境税を活用して、スギ・ヒノキ人工林の詳細な現況情報を航空レーザー測量により面的に整備し、その情報を林业事業体に提供することで、施業の集約化を促進します。

1 事業内容

- ・航空レーザー測量によりスギ・ヒノキ人工林の立木本数、単木サイズ、地形等を調査
- ・森林資源、荒廃状況、条件不利地等を解析し、森林組合・林業事業体等に情報提供

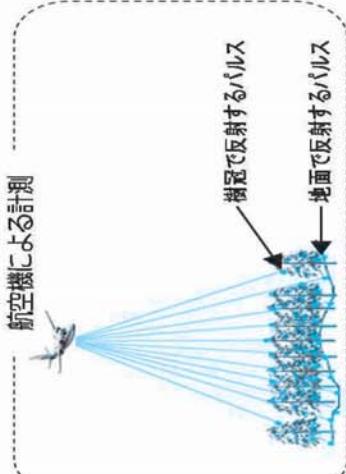
2 対象市町

- ・大子町 (6,800ha) ※H30～32年度で計10市町 (28,300ha) を実施

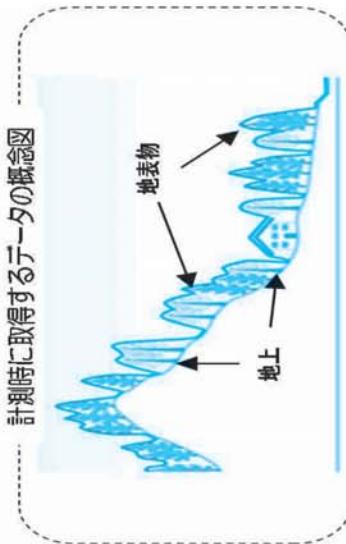
※航空レーザー測量

航空機により上空から地表に向かって光波を照射し、その反射光を観測することで、森林の立木（本数、樹高等）、地形（尾根、谷等）の詳細、かつ広範囲の現況データを得る方法

航空機による計測



計測時に取得するデータの概念図



世界湖沼会議開催事業

IH30当初予算額 173,466千円】

生活環境部環境対策課世界湖沼会議準備室（029-301-2995）

湖沼の有する恵みを持続的に享受していくために、どのようなことに取り組むべきかについて、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政等流域全ての関係者が情報共有、意見交換を行うことにより、湖沼問題の解決に向けた新たな展開につなげていきます。

1 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）開催概要 ※財源は森林湖沼環境税を活用

- ・主 催：茨城県、（公財）国際湖沼環境委員会
- ・期 間：平成30年10月15日～19日（5日間）
- ・会 場：つくば国際會議場
- ・テー マ：人と湖沼の共生－持続可能な生態系サービスを目指して－
- ・参 加 者：住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政等 4,000人

2 会議プログラム



【霞ヶ浦の七色帆引き船】

- ・開会式、基調講演、政策フォーラム、いばらき霞ヶ浦賞授与式、会議総括、閉会式、湖沼セッション、霞ヶ浦セッション、分科会、展示会、主催者等の取組展示、交流行事（歓迎パーティー、招待者レセプション、参加者交流会）、ワークショップ、エクスカーション（観察）
- ・（会議前プログラム）学生会議
- ・（会議後プログラム）サテライト会場（土浦市、かすみがうら市、鉾田市、茨城町、水戸市）

【シンボルマーク】





湖沼水質浄化下水道接続支援事業／農業集落排水施設接続支援事業

IH30当初予算額 164,885千円】

土木部都市局下水道課公共G 農林水産部農地局農村環境課農道G	(029-301-4690) (029-301-4259)
-----------------------------------	----------------------------------

第3期森林湖沼環境税を活用し、市町村が行う下水道や農業集落排水施設への接続経費に対する助成を拡充することにより、霞ヶ浦の生活排水対策を加速します。

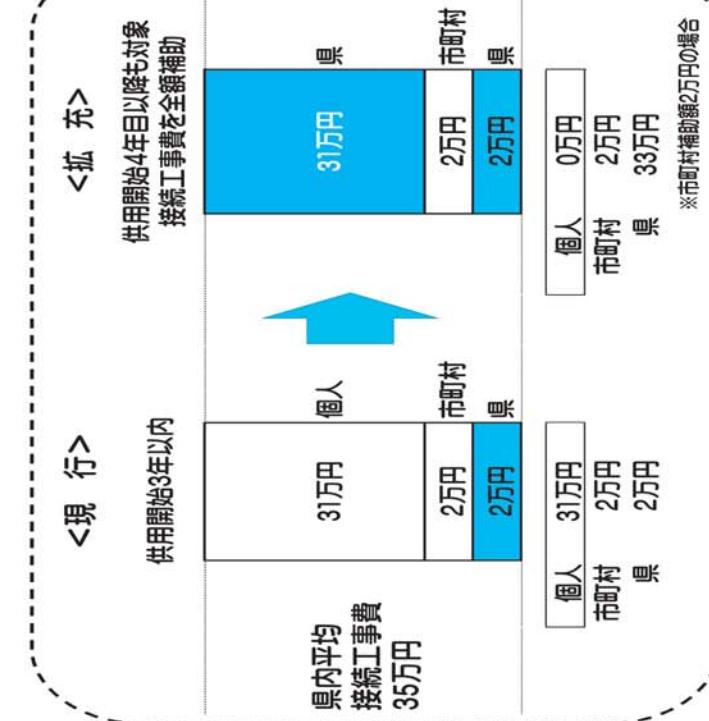
1 補助対象

- ・霞ヶ浦流域
(供用開始後4年目以降の接続まで拡大。
平成30年度以降供用開始を除く)
- ・涸沼、牛久沼流域
(供用開始後3年以内の接続：従来どおり)

2 補助額

- ・上限2万円/戸
(市町村が補助した場合、その一部を補助)

※平成30年度から霞ヶ浦流域限定で、高齢者または児童のいる世帯のうち、世帯年収600万円未満について接続工事費を全額補助（上限33万円）



◎ 家畜排せつ物農外利用等促進事業（新規）

【H30当初予算額 38,200千円】

農林水産部畜産課経営環境G (029-301-3988)

第3期森林湖沼環境税を活用し、霞ヶ浦流域内の畜産農家に対して炭化灰化処理装置等の設備導入を支援することで、家畜排せつ物の農業以外での利用（農外利用）を促進し、霞ヶ浦への負荷低減を図ります。

1 事業内容

畜産農場における炭化灰化処理装置や蒸発散処理装置の整備への補助

・補助対象：霞ヶ浦流域内の畜産農家

・補助率：1/2以内

2 対象施設等

(1) 炭化灰化処理装置

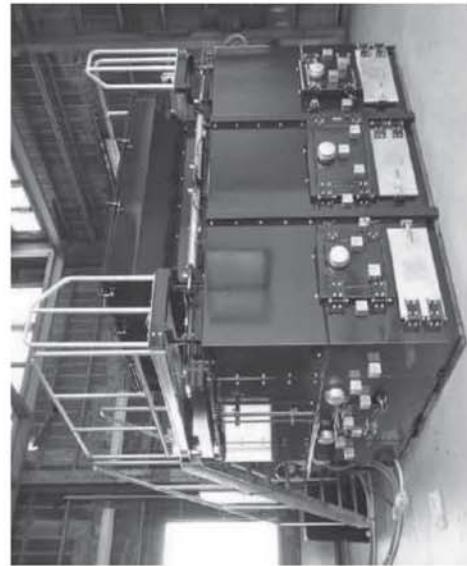
家畜排せつ物を燃焼させ、炭や灰にすることで減量化

整備予定箇所：2か所

(2) 蒸発散処理施設

養豚場の浄化処理施設からの処理水を蒸散

整備予定箇所：1か所



炭化灰化処理装置

② 県外からの医師確保強化事業（新規）

IH30当初予算額 104,014千円】

保健福祉部医療人材課医師確保G (029-301-3191)

全国の医科大学との新たな協力関係の構築や本県ゆかりの県外医師への積極的なリクルーティングを展開するとともに、必要に応じて寄附講座を設置するほか、外国医師の受入促進及び医科大学新設・誘致の調査検討を進めることにより、県外からの医師確保を強力に推進します。

- 1 医科大学との新たな協力関係の構築（637千円）
都市部や西日本を中心に医科大学を訪問し、不足診療科の責任者と接触
→ 新たな協力関係を構築
- 2 データベース等を活用した県ゆかりの県外医師への個別アプローチ（2,095千円）
国から提供されるデータベースと県が独自に収集した情報をもとに
本県ゆかりの県外医師等を個別訪問 → 積極的なリクルート活動によるUIJターンの促進
- 3 寄附講座の設置（100,076千円）
新たに関係を構築する医科大学も含め、必要に応じて医師派遣のための
寄附講座を設置 → 地域の政策医療を担う医療機関及び診療科の医師を確保
- 4 外国医師の受入促進及び医科大学新設・誘致の調査検討（1,206千円）
 - ・外国医師を積極的に受け入れるために受け入れるための県内医療機関及び団体との調整
 - ・県内病院がハンガリー医科大学が行う実習の提携病院になるための調整
 - ・近年開設した医科大学・地元自治体からの情報収集、国との情報交換



魅力的な医療勤務環境整備事業（新規）

【H30当初予算額 38,248千円】

保健福祉部医療人材課医師確保G (029-301-3191)

子育て中の女性医師等が、朝、電話一本で病児を預けられる緊急コール体制を整備するとともに、初期臨床研修医の採用数が少ない病院を対象とした勉強会の実施により、県全体の初期臨床研修医の採用数の底上げを図ります。

1 女性医師等への保育・就業支援（36,983千円）

- 院内保育所において病児保育に対応できない医療機関に勤務している医師が、朝、電話一本で病児を預けることができる緊急コール体制を構築することを、安心して診療を行える環境を整備
- 各医療機関の実情に応じた病児保育体制の構築に必要な経費を補助
 - ・補助対象：(1) 初期経費…病児一時預かりのためのスペース改装費
(2) 運営費…病児保育料、ベビーシッター雇上、ファミリーサポートセンターの利用料 等
 - ・補助額：(1) 初期経費…上限150万円×10病院 (2) 運営費…上限50万円×10病院
 - ・補助率：1/2



2 初期臨床研修医の受入促進（1,265千円）

- 初期臨床研修医の採用数が少ない病院を対象に、各病院の魅力を高め、採用数を増やすための勉強会を実施
 - ・対象：参加を希望する県内臨床研修病院



医師キャリアアップ支援事業（新規）

【H30当初予算額 31,583千円】

保健福祉部医療人材課医師確保G (029-301-3191)

県内に勤務する医師等を対象に、診療技術や指導力の向上を目的とした研修機会の提供、資格取得のための補助を行うことにより、キャリアアップを支援します。

1 海外派遣事業（20,178千円）

- ・海外へ一定期間派遣し、指導医の能力向上や若手医師の人才培养を強化
- 短期派遣事業…米国へ5名を10日派遣
- 中期派遣事業…欧米等へ5名を1～3か月派遣
- 長期派遣事業…欧米等へ2名を1～2年派遣



2 医師・医療従事者向けの研修体制整備（8,922千円）

- ・外傷初期診療や内科救急等の研修会を開催し、診療技術を向上
- ・救急ライセンス研修会の参加費を補助し、資格取得を支援
- ・著名な指導医が医療機関を巡回し、臨床技術を指導

3 新初期研修医合同研修会（968千円）

- 指導医養成講習会（1,515千円）**
- ・合同研修会を開催し、本県医療政策や研修支援制度の周知及び県内医師との交流を促進
 - ・ワークショップ形式の講習会を開催し、指導医を養成



医師確保総合情報発信事業（新規）／地域医療支援センター事業

【H30当初予算額 64,881千円】

保健福祉部医療人材課医師確保G (029-301-3191)

全国の医師や医学生に茨城県での勤務の魅力を伝える情報を総合的に発信するとともに、医師の地域偏在の解消に取り組む地域医療支援センターを継続的に運営するほか、当該センターを法人化するための各種調整・準備を行います。

1 医師確保総合情報発信事業（21,568千円）【新規】

- 目的：全国で勤務する医師等に対する茨城県内の勤務に係る訴求力の向上
 - 内容：ウェブサイトの作成・管理・運用、パンフレットやPR動画の作成、情報誌広告掲載 等
- PR動画
求人情報誌
ウェブサイト
JOB
- PRデザインを統一
- 全国の医師や医学生のもとへ発信



2 地域医療支援センター事業（43,313千円）

- (1) 地域医療支援センターの運営
 - 内容：修学生医師のキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整、筑波大学地域枠等委員会の設置、専門医認定支援事業補助金、専門研修プログラム説明会の開催 等
- (2) 地域医療関係者の意見調整
 - 内容：地域医療支援センターの法人化に向けた準備
- (3) 地域医療支援センターの法人化に必要な機動的な事業運営を可能とするため、地域医療支援センターを法人化し、全県一体で若手医師のキャリア形成等を支援する体制を構築 (H31.4 法人化予定)
 - 内容：地域医療支援センター法人化のための各種調整・準備

医師修学資金貸与事業

IH30当初予算額 615,807千円】

保健福祉部医療人材課医師確保G (029-301-3191)

将来、県内医療機関で勤務することを返還免除要件に、医師修学資金を貸与することにより医師の養成・確保を図るとともに、修学生を対象にしたセミナー等の開催や、臨床実習の受入れを促進することにより、修学生医師の県内定着を推進します。

1 医師修学資金貸与 (604,050千円)

(1) 医師修学資金貸与事業 (87,600千円)

- 対象：①県内高校出身者または県内居住者の子で、県外の医学部在籍者 ②筑波大学医学群在籍者
- 貸与額：月額15万円 (H29以降入学者、その他は10万円) ★新規貸与人数：(従来)10名→(今回拡充)20名 (+10名)
- 返還免除：貸与期間と同じ期間、県内医師不足地域で勤務

(2) 地域医療医師修学資金貸与事業 (490,200千円)

- 対象：筑波大、東京医科大、東京医科歯科大、杏林大、日本医科大学、北里大、帝京大の地域枠入学者
- 貸与額：月額 国立20万円、私立25万円 (H29以降入学者、その他は15万円)
- 返還免除：9年間を県内で勤務 (1/2以上は医師不足地域勤務)

(3) 海外対象医師修学資金貸与事業 (26,250千円)

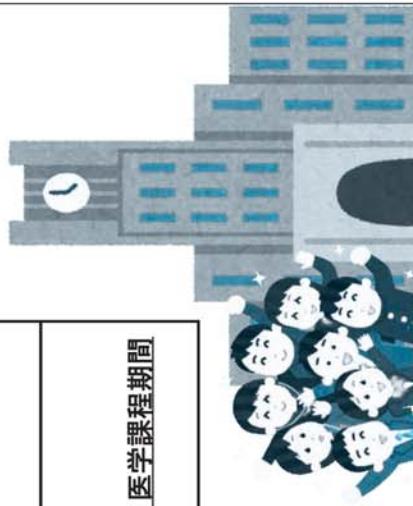
- 対象：海外の医科大学進学者のうち、卒業後に日本の医師免許取得及び県内勤務を希望する者
- 貸与額：修学資金 月額15万円 研修費150万円 ★対象学年：(従来)医学課程の後半期間→(今回拡充)医学課程期間
- 返還免除：3~9年を県内で勤務 (修学資金等の貸与期間による)

2 修学生を対象としたセミナー等の開催 (9,947千円)

- セマーセミナー、スプリングセミナー、修学生の集い、新入生オリエンテーション

3 修学生を対象とした臨床実習受入促進 (1,810千円)

- 大学のカリキュラムに沿った臨床実習を県内医師不足地域の医療機関で受入れ、交通費や宿泊費を補助



医学部進学者向け教育ローン利子補給事業（新規）

【利子補給率 100%】

保健福祉部医療人材課医師確保G (029-301-3191)

県内高校生の医学部進学を支援するため、県内金融機関と提携し、全国初の医学部進学者向けの「実質金利ゼロ」の教育ローンを創設します。

1 事業概要

- 県と金融機関が提携し、医学部進学者向けの「実質金利ゼロ」の教育ローンを創設
- 下記の「対象要件」に基づき、県が対象者に対し、借入資金の支払利息について補給金を交付

2 対象要件

(1) 対象者 … 以下の①②の両方を満たす者

- ①県内高等学校等を卒業後、医学部へ進学しようとする者の保護者で県内在住の者
 - ②県と協定を締結した金融機関から、医学部進学者向け教育資金の融資を受けている者
- ※ただし、卒後10年以内に県内医療機関に2年以上勤務した場合は、利子補給金を返還
- (2) 対象人数 … 年間50名程度（※平成31年度以降の医学部入学者を対象とする）
- (3) 利 … 各金融機関の設定による
- (4) 対象借入限度額 … 3,000万円

- (5) 利子補給率 … 金融機関からの融資教育資金に係る支払利子の100%（保証料含む）
- (6) 利子補給期間 … 正規の修学期間（最大6年間）以内

<利子補給額（例）>
・3,000万円を金利2%で
借りた場合
⇒6年間で360万円

3 事業スキーム





潜在看護職員再就業推進事業（新規）／看護師等修学資金貸付事業

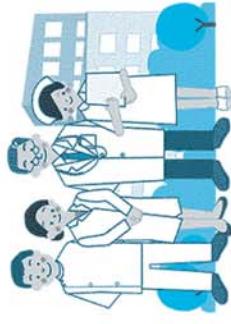
【H30当初予算額 106,205千円】

保健福祉部医療人材課人材育成G (029-301-3151)

県民の命を守る地域医療を充実させる看護職員の確保・定着を図るため、再就業支援体制を強化するとともに、看護師等修学資金の新規貸与枠拡充や看護職員不足地域への就業促進を行います。

1 潜在看護師職員再就業推進事業（3,200千円）【新規】

- 目的：潜在看護職員の再就業支援を推進し、看護職員の確保・定着を図る
- 内容：潜在看護職員再就業支援のための試用研修等を行う病院等への補助→4施設
- 補助率：1/2（上限80万円）
- 対象経費：試用研修の受講者賃金等の研修実施に必要な経費



2 看護師等修学資金貸付事業（103,005千円）

- 目的：将来県内の看護職員不足地域に就業しようとする看護学生に修学資金を貸与し、就業促進を図る
- 内容：卒業後、直ちに県内の看護職員が少ない地域（※）の医療機関等に就業し、引き続き5年間業務に従事する看護職員に対し、返還免除の貸与を実施
- ※人口10万対看護職員数が県全体の人数（1,003.0人）より低い二次保健医療圏
＜常陸太田・ひたちなか・龍ケ崎・筑西・下妻・古河・坂東＞
(従来：地域制限なし、病床制限あり)
- 新規貸付枠：138名（従来98名+拡充40名）
- 貸付額：36,000円／月（私立看護師養成所の場合）





ICT 活用による医療体制強化支援事業（新規）

【H30当初予算額 28,300千円】

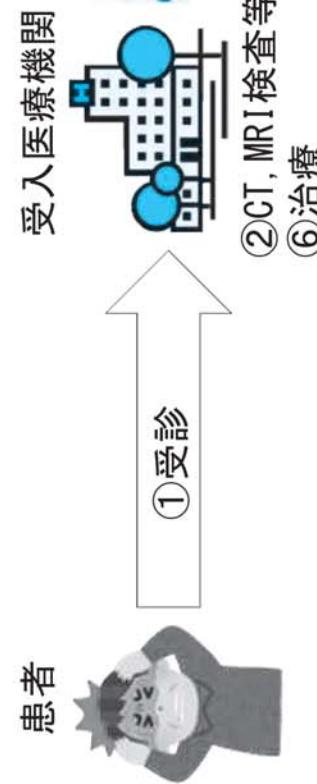
保健福祉部医療政策課医療整備G (029-301-3186)

「遠隔画像診断治療補助システム」を活用し、脳卒中に対する専門的治療などをを行う医療機関に対し当該システムの経費を補助することにより、県内の医療体制の強化を図ります。

○「遠隔画像診断治療補助システム」の導入支援

補助助成額	受入医療機関及び診断補助医療機関（6か所程度）
補助対象経費	遠隔画像診断治療補助システム導入に係る経費
補助率	10/10
補助基準額	461万円（1か所当たり）

患者



受入医療機関



在宅療養者サポート体制整備事業（新規）

【H30当初予算額 15,795千円】

保健福祉部長寿福祉課地域ケア推進室（029-301-3332）

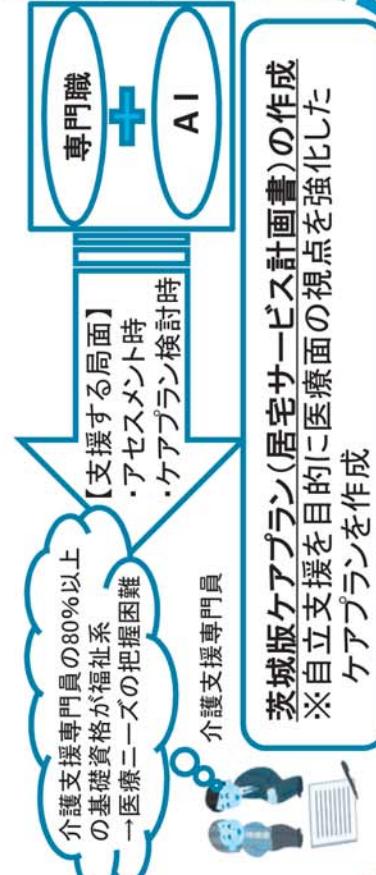
在宅療養者に対し、AIを活用した最適なケアプランを作成することにより、自立支援・重度化防止を図るとともに、医療ICTの活用により、訪問看護ステーションの機能強化を推進します。

1 医療重視型ケアプラン作成推進事業
(7,884千円)

- 介護支援専門員に対する認定看護師等の専門職の同行による助言・指導
- AI支援ツールを活用したケアプラン検証

2 訪問看護ステーション機能強化事業
(7,911千円)

- 医療ICTを活用した効率的な訪問看護の取組の検証
- 認定看護師等の派遣による困難事例に対する取組支援





いばらきがん患者トータルサポート事業

【H30当初予算額 22,470千円】

保健福祉部保健予防課がん対策推進室 (029-301-3224)

治療に伴う脱毛等により就労を含めた社会参加に支障が生じるがん患者を支援するとともに、介護保険制度等の公的支援制度の対象とならない20～39歳の若年がん患者の療養生活支援に取り組みます。

がん患者や家族等からの様々な相談への対応等
(12,198千円)

新 1 社会参加サポート事業

〔対象〕がん患者

〔対象経費〕ウイッグ、乳房補整具の購入費用
〔補助率〕1/2〔補助額〕上限2万円

新 2 若年患者療養生活サポート事業

〔対象〕20～39歳のがん患者及びその家族
〔対象経費〕車いす、介護用ベッド等の購入・レンタル費用
〔補助率〕1/2〔補助額〕上限2万円
(拡充分：10,272千円)

みんなのがん相談室

① はりま



がんに罹患した後も安心して暮らすことができる社会の実現



いばらき健康寿命日本一プロジェクト推進事業（新規）

【H30当初予算額 22,899千円】

保健福祉部保健予防課健康づくりG (029-301-3229)

健康寿命日本一を目指し、県民や企業が取り組む新たな健康づくりプログラムの構築や、健康経営に取り組む企業に対する支援等により、県民総ぐるみの健康づくり運動を推進します。

個人

企業

プロジェクト1 健康寿命日本一県民運動推進事業（2,161千円）

- ・健康寿命日本一県民運動推進会議の開催、企業等との連携による健康づくり
- ・健康経営に取り組む「いばらきホワイト事業所」の登録・認定等

実践

プロジェクト2 ヘルスケアポイント構築事業（20,738千円）

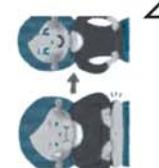
- ・県民総ぐるみで健康づくりができる仕組づくり
- ・スマートフォンアプリの導入
- ・応援企業の募集
- ・けんこう応援プログラムの募集

検証

ヘルシーメニューを食べる
ヘルスロードを歩く
健診を受診する
→ ポイント取得！

健康経営の推進
健康ポイントを活用した健康づくり
ホワイト事業所創設事業

ビッグデータの活用
健診データとヘルスケアポイントデータ
を活用した健康行動分析



効果

いばらきホワイト事業所の認定（企業）

インセンティブの付与
県産品のプレゼント（個人）

スマホアプリ活用
↓
ダウンロード



② 医療的ケア児等受入促進事業（新規）

【H30当初予算額 5,000千円】

保健福祉部障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

医療的ケア児等を受け入れることができる児童通所事業所等を増やすことにより、医療的ケア児等が適切なサービスを利用する機会の拡大につなげ、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図ります。

1 事業内容

概 要：医療的ケア児等を受け入れる施設を開設する際の設備等の購入費用に対する補助
対 象：新たに医療型短期入所や主に重症心身障害児を受け入れる児童通所事業所を開設する法人
(既開設事業所の利用定員増も含む) ⇒5事業所

対象経費：送迎用の福祉車両、医療的ケア児等の受け入れに必要な設備・備品（医療用ベッド、たんの吸引器など）の購入等、建物のバリアフリーアクセス化

補 助 率：1/2（上限100万円）

〔参考〕県内の受入事業所（H30.2.1現在）
医療型短期入所：9か所、医療的ケア児等を受け入れる児童通所事業所：14か所

2 事業効果

- 医療的ケア児等への支援を行う事業所の増加・利用定員の拡大
- 在宅で介護を行う家族の負担軽減





犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業／譲渡犬猫サポート事業

【H30当初予算額 65,158千円】

保健福祉部生活衛生課環境・動物愛護G (029-301-3414)

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例等を踏まえ、子猫の譲渡推進に向けた新たな取組を実施するなど各種事業を展開するとともに、総合的かつ中長期的に動物愛護管理施策の方針を検討します。

I 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業（22,265千円）

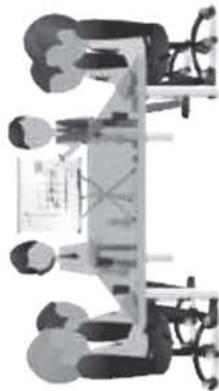
1 動物愛護管理施策のあり方検討事業【新規】

○有識者、学識経験者等による、犬猫殺処分ゼロに

向けた総合的かつ中長期的対策の検討

<主な検討事項>

- (1) 動物愛護管理体制の強化
- (2) 動物飼養者等に対する罰則・規制強化
- (3) 動物愛護の観点からの新組織



2 犬猫殺処分ゼロを目指す県民意識醸成事業

- (1) 犬猫殺処分ゼロを目指すことの周知等
- (2) シンボルジムの開催

3 地域猫活動推進事業

- (1) 市町村と連携して、地域が取り組む地域猫活動を支援
- (2) 猫の不妊去勢手術の費用の補助

4 犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業

- (1) 犬猫殺処分頭数の減少につながる取組を公募
- (2) 審査会で選定された取組に対し補助（10万円～30万円）

II 譲渡犬猫サポート事業（42,893千円）

1 譲渡犬猫の飼育管理費補助事業

- (1) 動物指導センターから団体等に新たな飼い主を探す活動を行っている団体等に対し飼育管理費の一部を補助
 - (2) 犬又は猫の譲り受け1頭につき上限1万円
- <補助対象>動物指導センターに譲渡先として登録している団体・個人

2 譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業

- (1) 動物指導センターから団体等に希望により不妊去勢手術を実施
- (2) 不妊去勢手術は、動物指導センター又は民間動物病院にて実施

3 子猫の譲渡推進事業【新規】

- (1) ボランティアによる幼齢な子猫の飼養管理
 - (2) 登録ボランティア団体等に希望に応じ飼養施設へ子猫を搬送
 - (3) 動物指導センターにおける猫の譲渡会を開催
- <効果>子猫の譲渡頭数の増加、殺処分頭数の減少

公共交通空白地域解消支援事業

【H30当初予算額 30,000千円】

企画部交通政策課地域交通G (029-301-2604)

バスやタクシーの利用が困難な公共交通空白地域において、市町村が行う、地域住民やNPO等による自家用有償旅客運送の導入やスクールバス等の活用への支援に加え、新たにコミュニティ交通の導入を支援し、公共交通空白地域の解消を図ります。

1 極端対象事業

① 自家用有償旅客運送導入支援
〈対象経費〉・初期費用（車両取得費、運転者認定講習費等）

・事業の実施に必要な調査・検討費
・運行経費（人件費、燃料費等）

② スクールバス、企業バス等活用支援
〈対象経費〉・初期費用（停留所設置）

・乗合バス転用のための車両の簡易な修繕改修費用
・事業の実施に必要な調査・検討費

・運行経費（人件費、燃料費、委託料等）
・事業の実施に必要な調査・検討費

③ コミュニティ交通導入支援（コミュニティバス、デマンドタクシー）【新規】
〈対象経費〉・初期費用（停留所設置、車両取得費、予約・配車システム構築費等）
・事業の実施に必要な調査・検討費
・運行経費（人件費、通信費、燃料費、委託料等）

2 補助率

1/2（上限500万円、最大3年間）



（導入例）常陸太田市（高倉地域づくりの会）



国民体育大会・障害者スポーツ大会警備対策事業（新規）

【H30当初予算額 72,963千円】

警察本部（029-301-0110）警備課
（内線5711）
生活安全総務課（内線3011）

茨城国体等の開催に向けて、市町村が行う犯罪の抑止や犯罪発生時の的確な対応に有効な街頭防犯カメラの設置を支援します。

1 街頭防犯カメラ設置補助制度

（59,400千円）

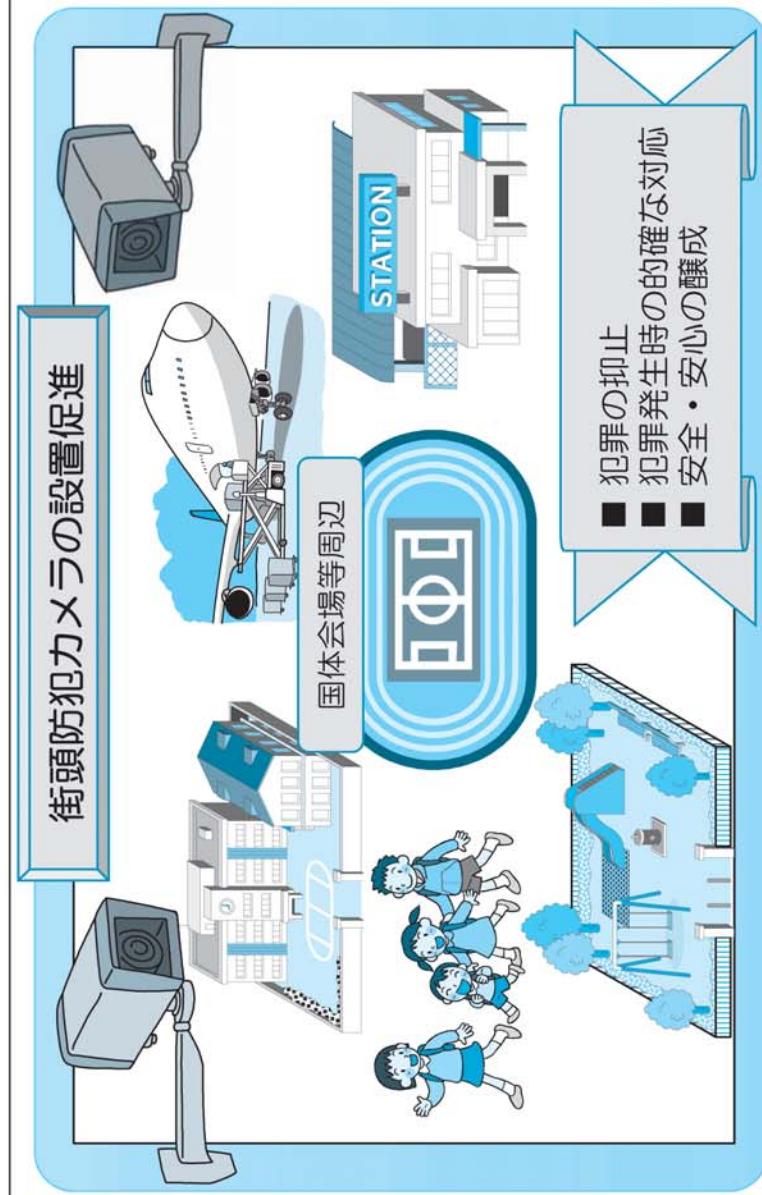
- ・補助先：市町村
- ・補助率：1/2
(上限20万円/台)
- ・補助数：297か所

市町村が国体会場等周辺の公共空間に街頭防犯カメラを設置する際の設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置を促進

2 警備対策経費

（13,563千円）
レンタカー、資機材等

街頭防犯カメラの設置促進



- 犯罪の抑止
- 犯罪発生時の的確な対応
- 安全・安心の醸成

防災情報提供・配信事業（新規）

【H30当初予算額 83,459千円】

生活環境部防災・危機管理課防災G (029-301-2885)

NTTタウンページとの連携により、防災ブックを作成し、全世帯に配布するとともに、県の災害情報を利用者の多いアプリを介して配信できます。

1 防災ブックの作成・配布 (9,824千円)

- ・サイズ等：B5判、24頁程度
- ・発行部数：約124万部
- ・原稿内容：防災啓発情報及び県内の各市町村（県内を15エリアに区分）の避難所マップ等を掲載
- ・配送方法：タウンページと同様し、全世帯にポスティング（固定電話のない世帯にも配達）
- ・発行時期：平成31年3月（予定）

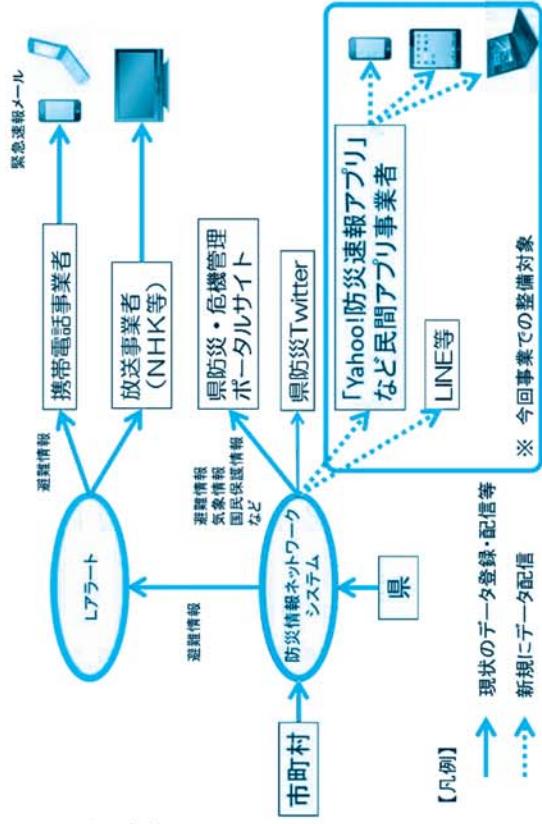
2 アプリを活用した災害関連情報の提供 (73,635千円)

- ・概要：市町村から県民や県内旅行者等に「Yahoo!防災速報アプリ」や「LINE」、「Facebook」等を介して、災害関連情報直接提供できるよう、システムを整備

【凡例】

→ 現状のデータ登録・配信等
↔ 新規にデータ配信
※ 今回事業での整備対象

アプリを活用した災害関連情報の提供イメージ図





次世代グローバルリーダー育成事業（新規）

【H30当初予算額 29,901千円】

教育庁学校教育部義務教育課指導G (029-301-5226)

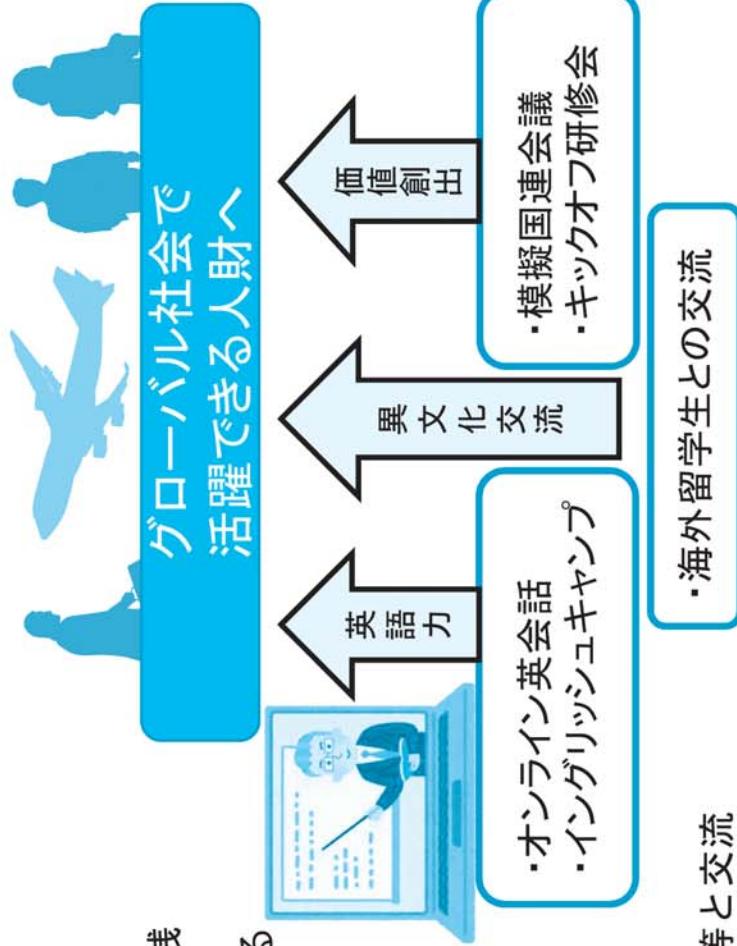
グローバル社会で活躍できる人財を育成するため、英語の学習意欲・能力の高い中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの学習やイングリッシュチャレンジ等への参加プログラムを提供します。

1 対象 県内の中学生・高校生 計40名

2 内容

英語をはじめとする人財育成プログラムの実践

- (1) オンラインでの英会話学習
日常会話からビジネス英会話まで、希望する時間にトップレベルの学習環境を提供
- (2) キックオフ研修会
世界の第一線で活躍する人材との交流
- (3) イングリッシュチャレンジの実施
英語のみの集団生活を通じ、国際交流と英語コミュニケーションを実体験
- (4) 模擬国連会議
国際的課題の討論会で新たな価値感を創造
- (5) 海外留学生との交流
大学講義体験やSNSを通じ、海外留学生等と交流





④ プログラミング・エキスパート育成事業（新規）

【H30当初予算額 46,792千円】

教育庁学校教育部高校教育課指導G (029-301-5260)

インターネットを活用して、全国トップレベルのプログラミング能力を持つ中高生を育成するともに、多くの学生がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供します。

- 1 プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援
(プログラミングで未来を創造する人材（エキスパート）を育成)
①オンライン学習（現役プログラマー等による個別指導）
対象：県内の中学生・高校生 40名
内容：
 - ・参加者個々の企画・目的に合わせた指導
 - ・SNSで同じ志を持つ仲間とコミュニティを構築
選考：プログラミング・ワークショップ（160名から選考）
(※スマートフォンアプリの作成等を実践)
②刺激的な体験の提供
優秀なクリエイターとの交流、IT起業研修等の参加
- 2 プログラミングに興味がある高校生を支援（すそ野の拡大）
対象：県内高校生 7,500名
内容：基礎的なプログラミングスキルを学習
(※民間のオンライン学習サービスを、開始から3ヶ月間無料で提供)
※トッププログラミングに高い意欲・能力を有する者
※アソシエイトプログラミングに興味を有する者

◎ 小学校プログラミング教育推進事業（新規）

【H30当初予算額 7,061千円】

教育庁学校教育部義務教育課指導G (029-301-5226)

新しい小学校学習指導要領に対応するとともに、児童のプログラミングへの興味・関心を高め、プログラミング的思考を育成するため、民間企業等を活用し、授業づくりや教材の開発等に取り組みます。

民間企業等を活用した指導方法の研究

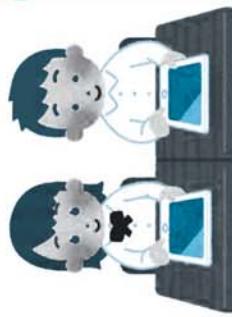
【各教科等におけるプログラミング的思考の育成】

- ・内 容：モデル校における授業づくり、授業実践、公開授業の実施 等
- ・対象校：重点校（民間企業のサポート）：2校
協力校（大学教授等のサポート）：3校
- （※プログラミング的思考…コンピューター等に意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力）

映像教材の制作・ネット配信

【コンピュータを活用したプログラミング体験】

- ・内 容：実践的なプログラミング体験のオンライン映像教材を作成し、「総合的な学習の時間」で活用
- ・対象：小学5年生
- ・効果：専門家による実践的なプログラミング授業



全小学校への普及 プログラミング教育の実践

- ・全公立小学校の教員向け研修会、市町村教育委員会向け研修会等



少人数教育充実プラン推進事業（中3拡充分）

【H30当初予算額 191,160千円（拡充分）】

教育庁学校教育部義務教育課管理G（029-301-5215）

本県独自の少人数教育を中学校3年生に拡充し、県内すべての公立小中学校等で、「わかりやすく楽しい授業づくり」や「児童生徒に寄り添ったきめ細かな指導」の充実を図ります。

○拡充対象学年：中学3年生

○目的：学力の向上及び生徒指導におけるきめ細かな対応（いじめ等の問題行動や不登校など）

○事業スキーム

（1）35人超学級が1学年に3学級以上：1学級増設、担任教諭1名及び非常勤講師1名を配置

（少人数学級（30人程度学級））

実施前（1学年108人の例）

36人 担任1	36人 担任1	36人 担任1
------------	------------	------------

実施後（1学年108人の例 3→4クラス）

27人 担任1	27人 担任1	27人 担任1	27人 担任1	+ 非常勤講師（教科担当）
------------	------------	------------	------------	---------------

（2）35人超学級が1学年に1・2学級以下：学級毎に非常勤講師1名を配置（複数教員によるチーム・ティーチング）

実施前（1学年72人の例）

36人 担任1	36人 担任1
------------	------------

実施後（1学年72人の例 チーム・ティーチング）

36人 担任1 + 非常勤 講師	36人 担任1 + 非常勤 講師
------------------------	------------------------

◎ 生徒指導実践サポート事業

【H30当初予算額 3,222千円】

教育庁学校教育部高校教育課指導G (029-301-5265)

いじめ等の問題対応のために、外部専門家によるサポートチームを高等学校等に派遣して相談・支援にあたることで、問題の早期解消に努めます。

- 1 学校サポートチームの派遣
 - ・学校からの要請に応じて、いじめ等の解決のために必要な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をチームとして原則4回（1回あたり2時間）派遣

- 2 専門家によるいじめ防止研修会等の開催（年10回）
 - ・高等学校の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進

県立高等学校等

学校サポートチーム



私立高等学校等授業料減免事業

【H30当初予算額 475,781千円】

総務部総務課私学振興室 (029-301-2249)

経済的理由により授業料等の納入が困難な生徒の教育機会の確保を図るため、私立高等学校等の授業料無償化の範囲を年収400万円程度未満の世帯まで拡大し、授業料等の減免を実施する私立学校に對して補助を行います。

【事業概要（私立高等学校等生徒への支援のイメージ）】

○年収（目安）に応じた授業料等の減免内容
(授業料減免額は就学支援金との合算)

(単位：円)

世帯年収の目安	授業料	入学金
250万円未満	320,000	96,000
250～350万円未満	320,000	96,000
350～400万円未満	320,000 (180,000円から拡充)	48,000
400～590万円未満	180,000	48,000
590～910万円未満	118,800	-

512,000円

416,000円

320,000円

297,000円
(2.5倍加算)

237,600円
(2倍加算)

180,000円

178,200円
(1.5倍加算)

118,800円

入学金減免

授業料減免【既存】

1/2 96,000円

1/4 48,000円

1/4

48,000円

授業料減免事業

県平均入学金
192,000円

県平均授業料
320,000円

【H30拡充】
授業料
実質無償化
範囲拡大

授業料減免【既存】

県平均入学金
192,000円

県平均授業料
320,000円

高等学校等就学支援金事業

年収910万円程度

年収400万円程度

年収350万円程度

年収250万円程度

(※年収の目安) 年収250万円程度 年収350万円程度 年収400万円程度 年収590万円程度 年収400万円程度 年収910万円程度

※年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安

◎ 地域少子化対策重点推進事業

IH30当初予算額 152,562千円】

保健福祉部子ども政策局少子化対策課結婚支援G (029-301-3261)

少子化対策の推進のため、いばらき新婚夫婦等優待制度の創設等により、結婚・子育てに関する機運の醸成や結婚相談体制の強化に取り組みます。

1 結婚・子育てに関する機運の醸成 (19,829千円)

①いばらき新婚夫婦等優待制度の創設【新規】

新婚夫婦や結婚予定カップルを対象とした優待カードにより協賛店舗で料金割引等（婚礼費用の割引等）が受けられる制度を実施し、結婚に対する機運を醸成

②ライフデザインの形成支援【拡充】

高校生や大学生等を対象としたライフデザインセミナー（赤ちゃんふれあい体験等）の開催 ※H29：9校→H30：16校

2 結婚相談体制の強化 (12,733千円)

①いばらき出会い系センターの相談体制の強化【拡充】
相談窓口の拡充（市町村施設内での出張相談を実施），企業訪問，イベント出張相談，婚活イベント開催支援

②結婚支援者スキルアップセミナーの開催

マリッジサポート等を対象としたスキルアップセミナーの開催

3 地域少子化対策重点推進事業の補助 (120,000千円)

対象事業：結婚新生活の支援（新居の家賃、引越し費用等の補助），結婚・子育てに関する機運の醸成 等

いばらき保育人材バンク設置運営事業（新規）

【H30当初予算額 44,768千円】

保健福祉部子ども政策局子ども家庭課保育G (029-301-3252)

待機児童の解消のため、いばらき保育人材バンクを創設するとともに、いばらき保育人材バンクを利用した際の紹介斡旋に係る手数料を軽減し、保育士確保対策を推進します。

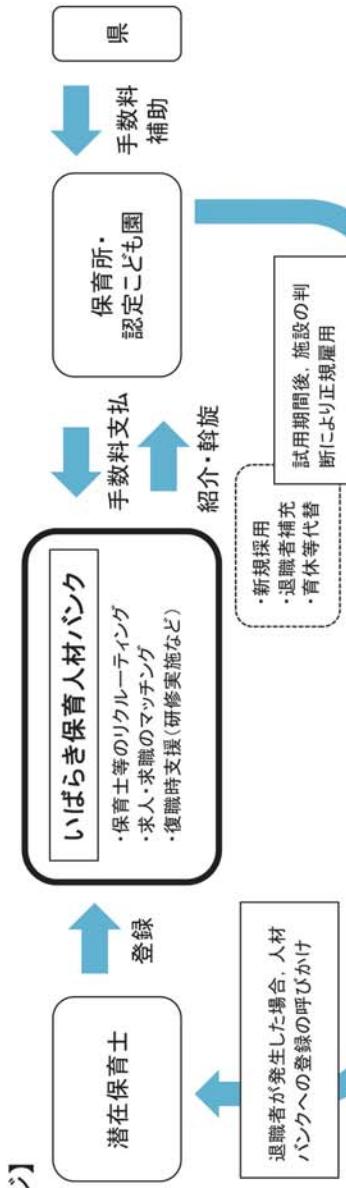
1 いばらき保育人材バンクの委託（36,830千円）

- (1) 潜在保育士の就職斡旋や復職支援のための研修の実施
(2) 新規雇用者の試用期間（1か月）の入件費支払、紹介手数料の軽減、フォローアップ等の実施

2 紹介手数料の補助（7,938千円）

いばらき保育人材バンクで雇用した場合、各施設の平均勤続年数に応じて手数料を補助することで、保育士の勤務環境改善を誘導し、保育士の定着を促進

【事業イメージ】



家庭的保育事業促進事業（新規）

【H30当初予算額 12,270千円】

保健福祉部子ども政策局子ども家庭課保育G (029-301-3252)

家庭的保育事業（保育ママ）の増加、質の向上等を図るため、コーディネーターの配置による経営的不安の解消、事務処理支援等を行います。

1 目的

- 大規模な施設整備を伴わない保育の受け皿確保
- 参入の少ない家庭的保育（保育ママ）を促進
- これまで課題とされた代替保育などを解消

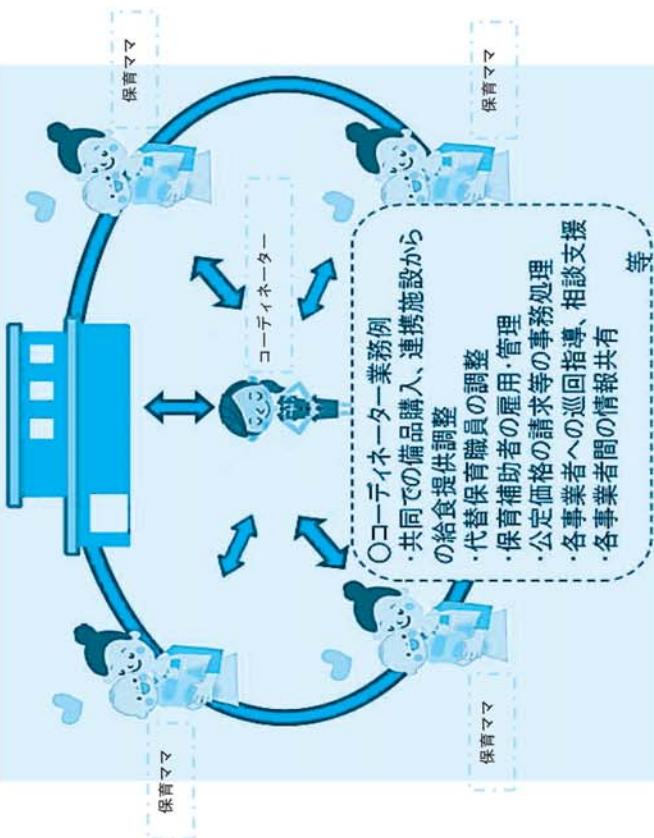
2 内容

- コーディネーターを配置する費用の補助
 - ・実施主体：市町村（H30は県内2地区でモデル的に実施）
 - ・補助基準額：818万円
 - ・補助率：（国1/2、県1/4）、市町村1/4

3 効果

- 不安・課題の払しょく
 - ・利用者の確保、自園調理
 - ・病気などによる休暇取得時の代替保育確保
 - ・公定価格の請求、自治体への報告書作成などの事務作業
- 質の向上
 - ・保育に専念することのできる環境の整備による保育ママの普及・質の向上

【全体イメージ】



◎ 県営体育施設再編整備事業

【H30当初予算額 1,750,757千円】

教育庁学校教育部保健体育課管理G (029-301-5344)

平成31年に本県で開催する第74回国民体育大会に向けて、開・閉会式又は各競技会場となる県営体育施設等について、必要な整備等を実施します。

1 事業目的	3 整備等対象施設で開催される国体競技	
(1) 国体競技基準への適合	施設	開催競技等
(2) 老朽施設の改修、再整備	笠松運動公園	
○笠松運動公園、堀原運動公園、ライフル射撃場の改修等	陸上競技場	開・閉会式、陸上競技
・ 防犯カメラ整備、トイレ改修（笠松）	屋内水泳プール	水泳（競泳・飛込・シンクロ）
・ 陸上、水泳競技用備品整備（笠松）	堀原運動公園	
・ 弓道場遠的射場防矢ネット整備（堀原）	武道館	弓道
・ 射場空調整備（ライフル）	ライフル射撃場	
・ 体育協会会館の在り方検討	10m射場	エア・ライフル、エア・ヒストル
○水戸市が整備する東町運動公園への県負担など	50m射場	スマーリボア・ライフル
	東町運動公園	
	体育館	レスリング、フェンシング





元気いばらき選手育成強化事業

【H30当初予算額 617,970千円】

教育庁学校教育部保健体育課国体競技力向上対策室 (029-301-5357)

平成31年に本県で開催する第74回国民体育大会に向けて、計画的に選手強化に取り組み、本県選手の競技力向上を図ります。

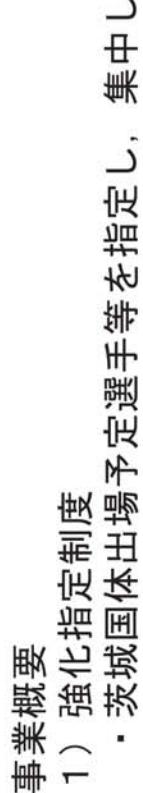
○事業概要

(1) 強化指定制度

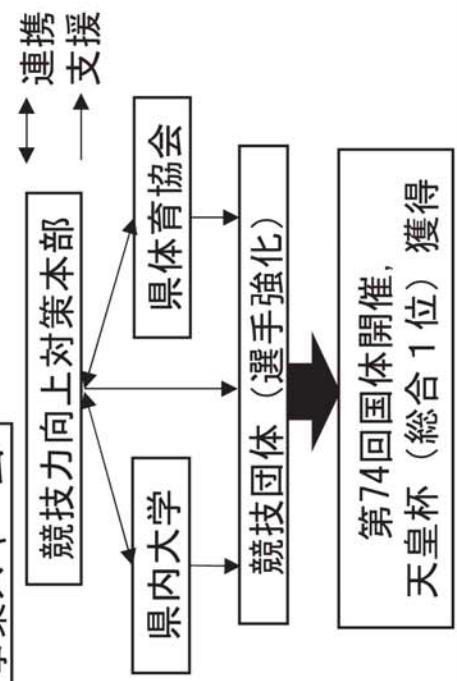
- ・茨城国体出場予定選手等を指定し、集中して強化
- （2）社会人選手雇用推進プロジェクト
 - ・優秀な選手の民間企業、市町村等への雇用促進
 - ・競技力向上対策本部における成年選手の雇用（スポーツ専門員62人）

(3) スーパーアドバイザーカー招へい

- ・全国トップレベルのコーチを招へいし、試合時の戦術、判定ポイントを的確に押さえた強化を実施



事業スキーム



◎ 第74回国民体育大会推進事業

IH30当初予算額 753,598千円】

国体・障害者スポーツ大会局総務企画課総務G (029-301-5394)

茨城国体の成功に向けて、競技会場や用具の整備、宿泊施設の確保、来県者を温かく迎える花いっぽい運動、市町村が実施する競技のリハーサル大会運営などの支援などの開催準備を進めます。

1 大会概要

- ・開催期間：平成31年9月28日～10月8日（11日間）
- ・正式競技：37競技（陸上競技、水泳、サッカー、テニスほか）
- ・参加者数：70～90万人（選手団、大会関係者、観覧者等）

2 実施内容

【本大会の開催準備等】（372,874千円）

- ①炬火台等の開閉会式会場整備や式典演技制作、式典練習会の実施、警備計画の作成
- ②馬術障害やハシマーリング等、競技用具の購入
- ③2万3千人以上となる各県選手団等の配宿やバス輸送、医療の計画作成
- ④広報紙、ボランティア募集、花いっぽい運動の実施
- ⑤市町村が実施する国体後の競技定着・スポーツ振興を図るモデル事業に対する支援など



【リハーサル大会運営の支援】（380,724千円）

○市町村が実施する競技別リハーサル大会の運営費の補助

- «リハーサル大会概要»
- ・開催期間：平成30年5月～31年7月
- ・開催競技：38競技（正式競技＋高校野球）
- ・参加者数：4万1千人（選手、役員等）



第19回全国障害者スポーツ大会推進事業

IH30当初予算額 136,712千円】

国体・障害者スポーツ大会障害者スポーツ大会課 大会競技G (029-301-5396)

平成31年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会において、選手等が安心して大会に参加できるよう、競技会場等のバリアフリー対策や宿泊施設の確保対策、選手等を支援するボランティア養成などの開催準備を進めます。

1 大会概要

- ・開催期間：平成31年10月12日～14日（3日間）
- ・正式競技：13競技（陸上競技、水泳、車椅子バスケットボール等）
- ・参加者数：約9万人（選手団、大会関係者、観覧者等）

2 実施内容

- ①式典・競技会場整備
 - ・開閉会式の式典実施要項の策定、会場のバリアフリー対策等の実施設計
- ②競技運営
 - ・審判員等の養成や先催県調査研究に要する経費の一部を競技団体へ補助
 - ・競技のプログラム編成などを行う「競技運営支援システム」の構築
- ③宿泊・輸送
 - ・障害者に配慮した宿泊施設の確保や、安全かつ円滑な輸送体制の整備
- ④ボランティア養成
 - ・情報支援（手話通訳、要約筆記）、選手団サポート（選手の介助、誘導等）
 - ・大会運営（受付、案内、環境美化等）の各ボランティアの確保や養成講座の実施



いばらきインターネットテレビ事業

【H30当初予算額 121,271千円】

知事直轄広報広聴課広報戦略室 (029-301-2129)

若年層をターゲットに、国内外に向けた観光誘客に特化した魅力ある動画を制作・配信することにより、「世界における茨城のファン」作りを行います。

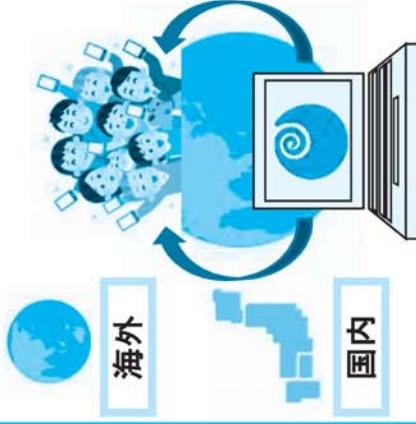
重点化

○海外向け情報発信の大幅強化

- ・茨城を知り、興味を持つてもらうきっかけ作りのための著名な動画制作者の活用
- ・影響力のあるインフルエンサー(ブロガーなど)を活用した海外での拡散
- ・主要ポータルサイトや旅行専門メディア等へのコンテンツ記事出稿による露出拡大

○若年層に届く動画制作

- ・ライブ配信機能の活用
- ・若年層に影響力を有するYouTuberの起用
- ・点から線への動画制作(「観光地単体」→「周遊コース」)



○県内情報をタイムリーに発信

- ・高校スポーツ公式戦
- ・県内ニュース番組
- ・県議会常任委員会活動など





いばらきアンテナショッピング運営事業

H30当初予算額 281,696千円】

知事直轄広報広報戦略室 (029-301-2123)

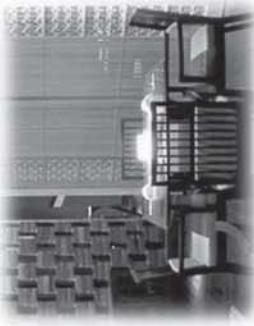
現店舗を全面リニューアルし、内装や商品ラインナップを高付加価値化することにより、新たなコンセプトで厳選された茨城の逸品を世界に誇れる「茨城ブランド」として国内外へ発信します。

1 リニューアルイメージ

- ・コンセプト：茨城の厳選された逸品を世界へ
- ・場所：東京都中央区銀座1丁目2-2（現在地）
＜新店舗の特徴＞
- ①物販
・厳選された逸品及び茨城のブランド商品の販売
- ②飲食
・茨城のブランド食材を使った料理の提供
- ③情報発信
・専任スタッフによる茨城の「食」の魅力・観光情報やブランド力の向上
- ④イベント・商談会
・ブランド食材や本県のイメージアップのためのPRイベント
・販路拡大のための商談会等の開催等

2 スケジュール

	H30年4月	5月	6月	7月	8月	9月末予定
事業者の選定	改修工事等					→ 新店舗開店



宿泊施設立地促進事業（新規）

【H30当初予算額 1,014,000千円】

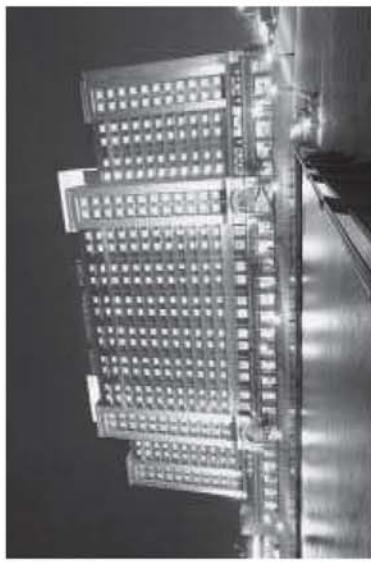
（H29最終補正 企業立地促進基金積立金（宿泊施設立地促進補助分）10億円）

増加する観光宿泊需要を県内に取り込み、観光消費額の増加などを図るため、新たに県のフラッグシップとなり、観光イメージの向上に資するホテル等の誘致に取り組みます。

- 1 ホテル等の誘致のための調査等
ホテル等の需要動向や地域活性化検討のための調査及び誘致活動の推進
- 2 ホテル等の立地に対する支援
県のフラッグシップとなり、観光イメージの向上に資するホテル等の立地に対する補助

◆補助内容：投資額（土地・建物・設備）の5%，上限5億円
(県の観光イメージの向上に特に特に資すると認められる場合は「投資額の10%，上限10億円」まで増額)

※客室数・平均客室面積・価格等を総合的に勘案し、外部有識者による審査会の意見を踏まえ決定



DMO観光地域づくり推進事業

IH30当初予算額 160,783千円】

商工労働観光部観光局観光物産課 (029-301-3617)

地域全体が観光により稼ぐことができる仕組みを構築するため、「DMO形成・確立に向けた人材の育成・確保・活用」、「魅力ある観光地域づくり」、「本県の特性（強み）を活かした国内誘客促進」、「稼げる観光産業の振興」及び「筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進」に取り組みます。

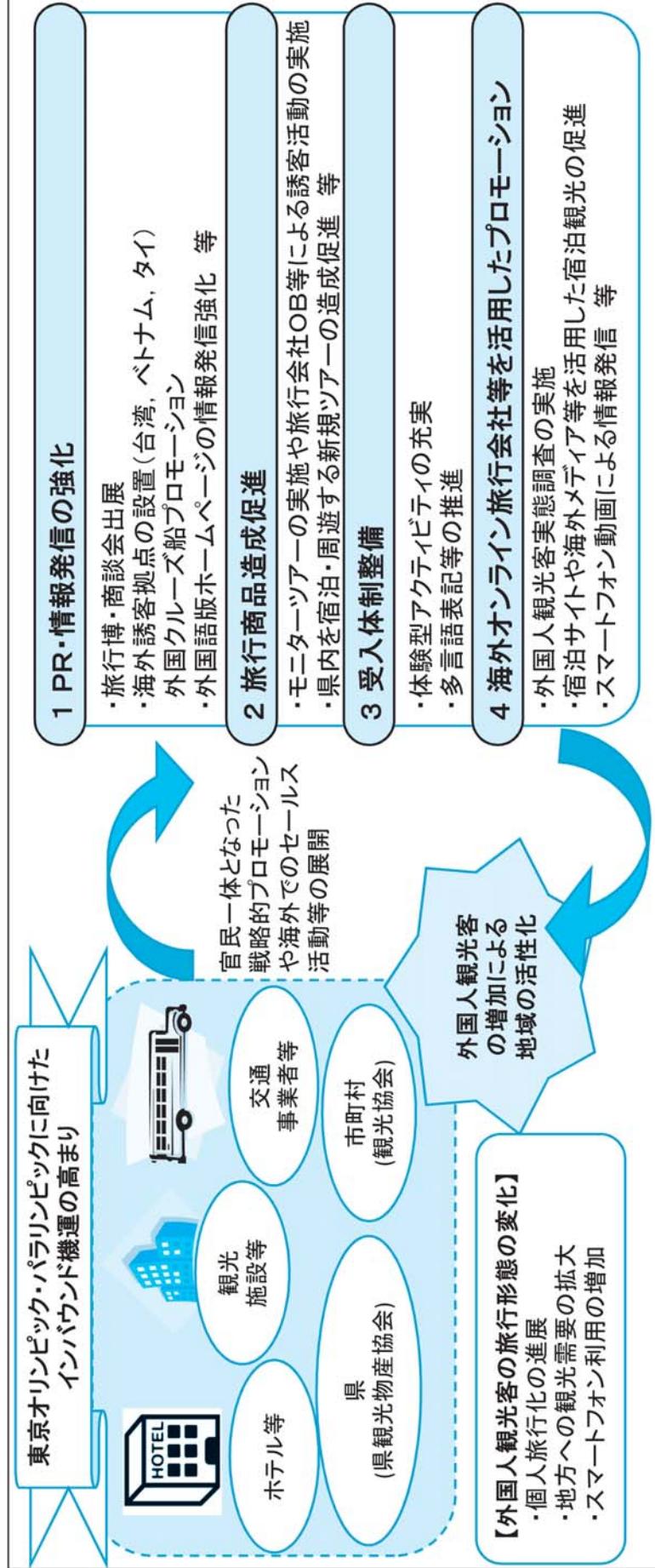
1 DMO形成・確立に向けた人材の育成・確保・活用 (1) 観光地域づくりの中核人材の育成・確保 市町村、事業者等を対象としたセミナーの開催 (2) 観光マイスターの活用【拡充】 観光マイスターS級のセミナー等講師派遣等 (3) 県域DMOの機能強化 専門人材等の確保に係る費用の支援	 	3 本県の特性（強み）を活かした国内誘客促進 (1) 若者目線を活用した観光資源の発掘 (2) 体験型アクティビティの情報発信強化【拡充】 観光サイトにおける体験型観光資源の紹介等 (3) 宿泊観光促進に向けた新コンテンツ創出及び新客層開拓【新規】 宿泊型モデルルート策定、朝・夜型観光資源動き上げ等	 
2 魅力ある観光地域づくり (1) 農村体験の利用及び農家民宿開業等の推進 (2) 宿泊施設の魅力向上【新規】 宿泊施設の魅力向上に向けた専門家コンサルティング実施 (3) 歴史的観光資源の発掘活用【新規】 「明治150年」記念講演、観光ガイド向研修等の開催 等	 	4 稼げる観光産業の振興 (1) 金融機関等と連携した北関東三県観光物産フェアの開催 (2) 土産品等の販路拡大・プラットフォーム支援 (3) 茨城おみやげ大賞2019の商品募集【新規】 (4) 県伝統工芸士の認定及び伝統工芸品展の開催	 
5 筑波山・霞ヶ浦広域エリアにおける観光連携の促進 (1) 観光案内サインの整備に係る基礎調査【新規】 (2) マルチアクセスマップの作成【新規】 (3) 土産品・地元グルメの開発支援【新規】			

ビジット茨城・海外誘客プロモーション事業（新規）

【H30当初予算額 132,068千円】

商工勞動觀光部觀光局國際觀光課國際誘客 G (029-301-3616)

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客の一層の増加が見込まれることから、個人旅行化やネット利用の急速な進展等の旅行形態の変化を踏まえた誘客プロモーションを戦略的に展開し、海外からの誘客促進を図ります。



水郷筑波サイクリング環境整備事業

【H30当初予算額 78,492千円】

企画部地域計画課プロジェクト推進G (029-301-2735)
土木部道路建設課県道G (029-301-4431)

「りんりんスクエア土浦」(H30年3月開業)を核とした情報発信や国内外のサイクリングイベントでのプロモーション等による誘客、県道区間の舗装リニューアルやビュースポットの整備など、ソフト・ハード両面からサイクリング環境の整備に取り組みます。

- 1 快適で安全安心にサイクリングができる環境の整備 (2,677千円)
 - ・県道区間の舗装リニューアル【拡充】、ビュースポットの整備【新規】等（土木部予算）
 - ・自転車サポートステーション・優待サービス店の登録拡充
- 2 地域活性化につながるサイクリスト向けサービスの充実 (31,531千円)
 - ・りんりんスクエア土浦などによる情報発信【新規】
 - ・サイクリングガイド養成【拡充】
 - ・周遊サイクリング推進のための遊覧船運行（土浦市との連携）【新規】等
- 3 サイクリングを通じた文化の共有と発信 (33,320千円)
 - ・国内外のサイクリングイベントなどのプロモーション【拡充】
 - ・地域振興につながるサイクリングイベント開催に向けた調査・検討 等
- 4 官民が一体となつた新たな推進体制の整備等 (10,964千円)
 - ・情報発信や誘客促進等を図るための新たな協議会組織の設立【新規】
 - ・つくば霞ヶ浦りんりんロードの利用者動向等調査の実施 等



【全国初・駅直結サイクリング拠点
「りんりんスクエア土浦」1Fイメージ】

- 主な機能
【1F】（面積581.3m²）
 - ・サイクルショップ、レンタサイクル
 - ・情報発信コーナー、コミュニティゾーン
 - ・組立・メンテナンス・洗車サービスクーナー
- 【B1F】（面積377.8m²）
 - ・シャワー、ロッカー、更衣室,
 - ・レンタサイクル保管スペース

空港就航対策利用促進事業／空港周辺環境整備事業

IH30当初予算額 759,335千円】

企画部空港対策課企画調整G (029-301-2768)

外国人旅行者の訪日需要拡大を契機として、チャーターバー便誘致や、二次交通の充実に取り組み、早期の定期便化を目指すとともに、無料となっている空港駐車場の拡充により、利用者増への対応を図ります。

1 就航対策 (505,881千円)

①運航コスト低減のための支援【新規】

- ▶ 国の訪日誘客支援制度を活用した着陸料支援、
グランドハンドリング支援
- ▶ 送客実績に基づく「LCC等就航奨励金」の創設

②チャーターバー便誘致のための支援【拡充】

- ▶ 台湾、香港等からのチャーターバー便誘致

③航空会社と一体となつた プロモーション等



2 利用促進 (185,806千円)

①宇都宮駅とを結ぶバスの実証運行【新規】

- ▶ 就航先からのインバウンド、栃木県等からのアウトバウンド需要の取込

②1,000円レンタカーキャンペーンの充実【拡充】

- ▶ 10月末までの期間、空港利用の外国人観光客向けに48時間2,000円キャンペーンを展開

③開散期対策【新規】

- ▶ 札幌からのゴルフツアーコース支障等

3 臨時駐車場の拡充 (30,478千円)

(空港周辺環境整備事業 (67,648千円) の内数)

- ▶ 繁忙期に対応した駐車台数の確保 (約500台)

※現状：約3,100台

④ 県北地域活力創造プロジェクト事業（新規）

【H30当初予算額 65,000千円】

企画部県北振興課振興G（029-301-2725）

県北地域において、地域の創意と主体性に基づく取組を促進するため、市町が地域の特性や優位性を活かし、民間等と連携・協働して地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援します。

＜支援内容＞

- ・補助対象：県北6市町（日立市、高萩市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町）
 - ・対象事業：地域「人財」（ヒト）や地域資源（モノ）など、市町の強み等を活かした魅力ある地域づくりのための次に掲げる各事業
 - ① 地域を支える人づくりを目的とする事業
 - ② 地域の産業振興又は雇用機会の創出を目的とする事業
 - ③ その他地域振興における重要な課題等の解決を目的とする事業（道路、交通インフラ、医療・福祉等）
- ※但し、生活環境の維持・確保に向けた事業（道路、交通インフラ、医療・福祉等）
一過性のイベント開催を主たる目的とする事業は除く

- ・補助率：1/2
- ・補助期間：3年以内
- ・限度額：1市町あたり1,000万円



② 県北芸術村推進事業（新規）

【H30当初予算額 35,000千円】

企画部県北振興課企画G (029-301-2727)

アートを活用した継続的な交流環境づくりや地域主体のまちづくりのための事業にパイロット的に取り組み、地域に広く波及させることにより、将来的には、県北地域を「芸術村」に変えています。あわせて、県北地域の多様な地域資源を活用し、新たなアプローチで交流人口の創出を図ります。

○ アートを活用した地域主体のまちづくりの促進 (25,000千円)

(1) 若手芸術家（地域おこし協力隊）の誘致

・活動期間 最長3年

・採用人数 2人程度

・活動内容 出張ワークショップの開催、地元アートイベントの支援、アートを活用した地域おこし団体等のネットワーク化・組織化など



○ 芸術家の短期滞在による交流型アートプロジェクトの実施 (10,000千円)

・滞在期間 1か月程度

・招へい数 3人程度

・主な内容 住民参加型のワークショップの開催、アート作品の制作・展示など

○ 地域資源を活用した新たな交流人口の創出 (10,000千円)

・地元市町や民間等と連携した地域活性化モデル事業の検討及び実証



東京オリンピック・パラリンピック推進事業

【H30当初予算額 58,043千円】

企画部オリンピック・パラリンピック課 (029-301-2790)

東京オリンピックサッカー競技について、東京2020組織委員会等の関係機関と協力し、着実に準備を進めるとともに、市町村や関係団体等と連携して事前キャンプ誘致を積極的に進めることにより、開催効果を県内に波及させます。

1 オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備
「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議」の運営

- ・機運醸成イベント（開催2年前イベント等）の開催
- ・ボランティアの募集・セミナーの開催
- ・聖火リレー実行委員会（仮称）の設置



茨城カシマスタジアム

2 キャンプ誘致の促進
・市町村に対するキャンプ誘致補助
　く補助率>県1/2、市町村1/2（上限100万円）
・駐日大使館等に対するキャンプ実施の働きかけ
・ホストタウン交流事業の実施
(参考) 事前キャンプ誘致意向市町村数：27市町村
　県内ホストタウン件数：8件



海外関係者による県内視察

平成 30 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成 29 年 12 月 22 日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費 1.0 兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る 62.1 兆円を確保
- ・精算減(平成 28 年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について 16.0 兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1 兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:15.9 兆円(前年度比▲0.4 兆円) 臨時財政対策債:4.6 兆円(同+0.5 兆円)

一般財源総額 62.1 兆円(前年度比+0.04 兆円、前年度 62.1 兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 60.3 兆円(同+0.01 兆円、同 60.3 兆円)

・ 地方税	39.4 兆円(前年度比 +0.4 兆円、前年度 39.1 兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7 兆円(同 +0.1 兆円、 同 2.7 兆円)
・ 地方交付税	16.0 兆円(同 ▲0.3 兆円、 同 16.3 兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0 兆円(同 ▲0.1 兆円、 同 4.0 兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 公共施設等の適正管理の推進

- ・公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5 兆円を計上(前年度比+0.1 兆円)

(3) 岁出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

- ・平成 26 年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を 0.2 兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度 0.2 兆円)を廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税 0.4 兆円(前年度比▲0.0 兆円)を確保

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	39.4	39.1	0.4	0.9
	地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5
	地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3
	地方交付税	16.0	16.3	▲ 0.3	▲ 2.0
	国庫支出金	13.7	13.5	0.1	1.1
	地方政府債	9.2	9.2	0.0	0.3
	臨時財政対策債	4.0	4.0	▲ 0.1	▲ 1.5
	臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.6
	雑収入	4.3	4.2	0.0	0.6
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	26.8
	計	86.9	86.6	0.3	0.3
	一般財源 (水準超経費を除く)	62.1	62.1	0.0	0.1
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.1
	一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.4
	うち補助費	20.2	19.8	0.5	2.3
	うち単独費	14.1	14.0	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲ 0.2	皆減
	公債費	12.2	12.6	▲ 0.4	▲ 3.0
	維持補修経費	1.3	1.3	0.0	3.8
	投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
	直轄・補助費	5.8	5.7	0.1	1.4
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1
	公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.4
	水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7
	計	86.9	86.6	0.3	0.3

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

平成 30 年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成 29 年 12 月 22 日

I 平成 30 年度の地方財政の姿

1 通常収支分

- ① 地方財政計画の規模 86兆9,000億円程度 (㉙86兆6,198億円、+2,800億円程度、+0.3%程度)
- ② 地方一般歳出 71兆2,700億円程度 (㉙70兆6,333億円、+6,400億円程度、+0.9%程度)
- ③ 一般財源総額 62兆1,159億円 (㉙62兆 803億円、+ 356億円、+ 0.1%)
 - ・水準超経費除き 60兆2,759 億円 (㉙ 60兆 2,703億円、+ 56億円、+ 0.0%)
- ④ 地方交付税 16兆 85億円 (㉙16兆3,298億円、▲3,213億円、▲ 2.0%)
- ⑤ 地方税及び地方譲与税 42兆 48億円 (㉙41兆6,027億円、+4,021億円、+ 1.0%)
- ⑥ 臨時財政対策債 3兆9,865億円 (㉙ 4兆 452億円、▲ 587億円、▲ 1.5%)
- ⑦ 財源不足額 6兆1,783億円 (㉙ 6兆9,710億円、▲7,927億円、▲11.4%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 震災復興特別交付税 4,227 億円 (㉙ 4,503 億円、▲ 276 億円、▲ 6.1%)
- ② 規模 1兆1,100 億円程度 (㉙1兆2,842 億円、▲1,800 億円程度、▲13.6%程度)

(2) 全国防災事業

- 規模 1,035 億円 (㉙ 946 億円、+ 89 億円、+ 9.4%)

Ⅱ 通常収支分

地方政府子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 62兆1,159億円（前年度比 +356億円、+0.1%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆2,759億円（同 +56億円、+0.0%）

※ 一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 66.9%程度(2967.0%)

・ 地方税	39兆4,294億円（前年度比 +3,631億円、+0.9%）
・ 地方譲与税	2兆5,754億円（同 +390億円、+1.5%）
・ 地方交付税	16兆85億円（同 ▲3,213億円、▲2.0%）
・ 地方特例交付金	1,544億円（同 +216億円、+16.3%）
・ 臨時財政対策債	3兆9,865億円（同 ▲587億円、▲1.5%）

地方債 9兆2,186億円（前年度比 +279億円、+0.3%）

・ 臨時財政対策債	3兆9,865億円（前年度比 ▲587億円、▲1.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆2,321億円（同 +866億円、+1.7%）
➤ 通常債	4兆4,421億円（同 +866億円、+2.0%）
➤ 財源対策債	7,900億円（同 0億円、0.0%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆 85億円（前年度比 ▲3,213億円、▲2.0%）

＜参考＞概算要求時点 15兆 9,264億円（前年度比 ▲4,034億円、▲2.5%）

【一般会計】

① 地方交付税の法定率分等	15兆 3,606億円(a)
・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	14兆 6,583億円
・国税減額補正精算分（②①、②⑧）	14兆 8,938億円 ▲ 2,355億円
② 一般会計における加算措置	7,022億円
・折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	5,367億円
・臨時財政対策特例加算	1,655億円

【特別会計】

① 地方法人税の法定率分	6,479億円(b)
② 交付税特別会計借入金償還等	6,533億円
・交付税特別会計借入金償還額	▲ 4,054億円
・交付税特別会計借入金支払利子	▲ 4,000億円
・交付税特別会計剰余金の活用	▲ 804億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	750億円
	4,000億円

【地方交付税】 (a) + (b) 16兆 85億円

※ 地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
地方交付税	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債 3兆9,865億円（前年度比 ▲587億円、▲1.5%）

＜参考＞概算要求時点 4兆5,674億円（前年度比 5,222億円、+12.9%）

・折半ルール分	1,655億円（前年度比 ▲4,995億円、▲75.1%）
・元利償還金分等	3兆 8,210億円（同 +4,408億円、+13.0%）

4 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額

- 公共施設等適正管理推進事業費 4,800 億円（⑨ 3,500 億円）

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を 250 億円増額

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成 30 年度においても引き続き 1 兆円を確保

6 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保（1,950 億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠（⑨1,950 億円）を廃止

- 歳出の確保 1,950 億円
 - ・ 公共施設等適正管理推進事業費の増 1,300 億円
 - ・ 公共施設等の維持補修費の増 250 億円
 - ・ 社会保障関係の地方単独事業費の増 400 億円

7 財源不足の補填

平成30年度における財源不足額 6兆1,783億円（前年度比 ▲7,927億円、▲11.4%）
うち折半対象財源不足額 3,311億円（ 同 ▲9,990億円、▲75.1%）

- 平成29年度から平成31年度までの国と地方の折半ルールを適用し、以下のとおり財源不足額を補填

【折半対象以外の財源不足額】	5兆8,472億円
① 財源対策債の発行	7,900億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆2,362億円
・ 平成28年度国税決算精算繰延べ	2,245億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,367億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	750億円
・ 地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆8,210億円
【折半対象財源不足額】	3,311億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	1,655億円
② 臨時財政対策債の発行	1,655億円

<平成28年度国税決算精算繰延べ>

平成28年度の国税決算が減になったことに伴う精算額2,245億円については、平成30年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を平成34年度から平成38年度に繰り延べ

<地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用>

「地方公共団体金融機関法」（平成19年法律第64号）附則第14条に基づき、地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ、まち・ひと・しごと創生事業費を中心とした財源に活用

- ・ 平成30年度は4,000億円を活用（⑨4,000億円）

※ 平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円以内

III 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	4,227億円
	(前年度比 ▲276 億円、▲6.1%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,201 億円
② 地方単独事業分	624 億円
・ 単独災害復旧事業	202 億円
・ 中長期職員派遣、職員採用等	422 億円
③ 地方税等の減収分	403 億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	341 億円
・ 条例減免分	62 億円

※ 平成 30 年度の所要額は、4,227 億円であるが、予算額は年度調整分 970 億円を除いた 3,257 億円（平成 29 年度予算額：3,464 億円）となる

※ 震災復興特別交付税の平成 23～30 年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は 4 兆 6,913 億円

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画の計上

- 「公共施設等適正管理推進事業費」を増額(⑨3,500億円 → ⑩4,800億円)

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を増額(250億円)

2. 地方財政措置の拡充

- 「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道) 対象を追加	90%	30% ↓ 財政力に応じて 30~50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業	90%	【拡充】
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位：億円)

区分		平成30年度 (見込)	平成29年度
歳 入 合 計	①	869,000 程度	866,198
地 方 税	②	394,294	390,663
地 方 譲 与 税	③	25,754	25,364
地 方 特 例 交 付 金	④	1,544	1,328
地 方 交 付 税	⑤	160,085	163,298
地 方 債	⑥	92,186	91,907
うち 臨 時 財 政 対 策 債	⑦	39,865	40,452
復 旧 ・ 復 興 事 業 分	⑧	▲ 77	▲ 77
全 国 防 災 事 業 分	⑨	▲ 306	▲ 225
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	621,159	620,803
	一般財源比率 $\frac{\text{②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨}}{\text{①}}$	66.9% 程度	67.0%
	地方債依存度 $\frac{\text{⑥}}{\text{①}}$	10.6% 程度	10.6%

(参考)

○ 地方の借入金残高 192兆円程度（平成30年度末見込み）
(東日本大震災分を含む)

※平成29年度末見込み 195兆円程度

○ 交付税特別会計借入金残高 31.6兆円（平成30年度末見込み）
※平成29年度末見込み 32.0兆円

1. 平成30年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	394,294 億円	390,663 億円	0.9 %
	地方譲与税	25,754 億円	25,364 億円	1.5 %
	地方特例交付金	1,544 億円	1,328 億円	16.3 %
	地方交付税	160,085 億円	163,298 億円	▲ 2.0 %
	地方政府債	92,186 億円	91,907 億円	0.3 %
	うち臨時財政対策債	39,865 億円	40,452 億円	▲ 1.5 %
	復旧一般財源復興充當事業分	▲ 77 億円	▲ 77 億円	0.0 %
	全国一般財防災資源充當事業分	▲ 306 億円	▲ 225 億円	36.0 %
	歳入合計	約 869,000 億円	約 866,198 億円	約 0.3 %
	「一般財源」	621,159 億円	620,803 億円	0.1 %
(水準超経費を除く)		602,759 億円	602,703 億円	0.0 %
歳出	給与関係経費	約 203,100 億円	203,209 億円	約 ▲ 0.1 %
	退職手当以外	約 187,300 億円	186,737 億円	約 0.3 %
	退職手当	約 15,800 億円	16,472 億円	約 ▲ 4.1 %
	一般行政経費	約 370,600 億円	365,590 億円	約 1.4 %
	うち補助事業費	約 202,400 億円	197,809 億円	約 2.3 %
	うち単独分	約 140,600 億円	140,213 億円	約 0.3 %
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち重点課題対応分	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	地域経済等基盤強化費	- 億円	1,950 億円	皆減
	公用債費	約 122,100 億円	125,902 億円	約 ▲ 3.0 %
	維持補修費	約 13,100 億円	12,621 億円	約 3.8 %
	投資目的経費	約 116,200 億円	113,570 億円	約 2.3 %
	うち直轄・補助分	約 58,100 億円	57,273 億円	約 1.4 %
	うち単独分	約 58,100 億円	56,297 億円	約 3.2 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	3,500 億円	37.1 %
	公営企業繰出金	約 25,600 億円	25,256 億円	約 1.4 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,800 億円	15,863 億円	約 ▲ 0.4 %
	水準超経費	18,400 億円	18,100 億円	1.7 %
	歳出合計	約 869,000 億円	約 866,198 億円	約 0.3 %
	(水準超経費を除く)	約 850,600 億円	約 848,098 億円	約 0.3 %
	地方一般歳出	約 712,700 億円	706,333 億円	約 0.9 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

2. 平成30年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税	4,227 億円	4,503 億円	▲ 6.1 %
	国庫支出金	約 6,700 億円	8,059 億円	約 ▲ 16.9 %
	地方政府債	32 億円	161 億円	▲ 80.1 %
	一般財源充当分	77 億円	77 億円	0.0 %
計		約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %
歳出	直轄・補助事業費	約 9,800 億円	11,406 億円	約 ▲ 14.1 %
	地方単独事業費	1,026 億円	1,231 億円	▲ 16.7 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	403 億円	389 億円	3.6 %
	計	約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	728 億円	720 億円	1.1 %
	一般財源充当分	306 億円	225 億円	36.0 %
	雑取入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,035 億円	946 億円	9.4 %
歳出	公債費	1,035 億円	946 億円	9.4 %
	計	1,035 億円	946 億円	9.4 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

**平成30年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分と東日本大震災分の合計)**

項目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	395,022 億円	391,383 億円	0.9 %
	地方譲与税	25,754 億円	25,364 億円	1.5 %
	地方特例交付金	1,544 億円	1,328 億円	16.3 %
	地方交付税	164,312 億円	167,801 億円	▲ 2.1 %
	震災復興特別交付税以外	160,085 億円	163,298 億円	▲ 2.0 %
	震災復興特別交付税	4,227 億円	4,503 億円	▲ 6.1 %
	地方債	92,218 億円	92,068 億円	0.2 %
	うち臨時財政対策債	39,865 億円	40,452 億円	▲ 1.5 %
	歳入合計	約 881,100 億円	879,986 億円	約 0.1 %
	「一般財源」	626,497 億円	626,328 億円	0.0 %
歳出	給与関係経費	約 203,100 億円	203,209 億円	約 ▲ 0.1 %
	退職手当以外	約 187,300 億円	186,737 億円	約 0.3 %
	退職手当	約 15,800 億円	16,472 億円	約 ▲ 4.1 %
	一般行政経費	約 370,600 億円	365,590 億円	約 1.4 %
	うち補助分	約 202,400 億円	197,809 億円	約 2.3 %
	うち単独分	約 140,600 億円	140,213 億円	約 0.3 %
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち重点課題対応分	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	地域経済基盤強化・費用	- 億円	1,950 億円	皆減
	公用債費	約 122,100 億円	125,902 億円	約 ▲ 3.0 %
	維持補修費	約 13,100 億円	12,621 億円	約 3.8 %
	投資的経費	約 116,200 億円	113,570 億円	約 2.3 %
	うち直轄・補助分	約 58,100 億円	57,273 億円	約 1.4 %
	うち単独分	約 58,100 億円	56,297 億円	約 3.2 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	3,500 億円	37.1 %
	公営企業繰出金	約 25,600 億円	25,256 億円	約 1.4 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,800 億円	15,863 億円	約 ▲ 0.4 %
	水準超過経費	18,400 億円	18,100 億円	1.7 %
大震災日全分	復旧・復興事業費	約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %
	国防災事業費	1,035 億円	946 億円	9.4 %
	歳出合計	約 881,100 億円	879,986 億円	約 0.1 %
地方一般歳出	約 723,700 億円	719,132 億円	約 0.6 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位: %)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和 58 年度	0. 9	0. 2	▲ 0. 1	▲ 4. 9
59	1. 7	0. 3	6. 8	▲ 3. 9
60	4. 6	3. 5	10. 6	10. 9
61	4. 6	4. 3	6. 9	4. 0
62	2. 9	2. 9	0. 6	0. 6
63	6. 3	5. 7	9. 4	7. 5
平成 元 年度	8. 6	7. 1	8. 1	17. 3
2	7. 0	6. 7	7. 5	10. 3
3	5. 6	7. 4	6. 1	7. 9
4	4. 9	5. 9	4. 1	5. 7
5	2. 8	4. 4	1. 6	▲ 1. 6
6	3. 6	4. 6	▲ 5. 7	0. 4
7	4. 3	3. 6	3. 6	4. 2
8	3. 4	2. 3	0. 1	4. 3
9	2. 1	0. 9	9. 6	1. 7
10	0. 0	▲ 1. 6	3. 9	2. 3
11	1. 6	1. 8	▲ 8. 3	19. 1
12	0. 5	▲ 0. 9	▲ 0. 7	2. 6
13	0. 4	▲ 0. 6	1. 5	▲ 5. 0
14	▲ 1. 9	▲ 3. 3	▲ 3. 7	▲ 4. 0
15	▲ 1. 5	▲ 2. 0	▲ 6. 1	▲ 7. 5
16	▲ 1. 8	▲ 2. 3	0. 5	▲ 6. 5
17	▲ 1. 1	▲ 1. 2	3. 1	0. 1
18	▲ 0. 7	▲ 1. 2	4. 7	▲ 5. 9
19	▲ 0. 0	▲ 1. 1	15. 7 (6. 5)	▲ 4. 4
20	0. 3	0. 0	0. 2	1. 3
21	▲ 1. 0	0. 7	▲ 10. 6	2. 7
22	▲ 0. 5	0. 2	▲ 10. 2	6. 8
23	0. 5	0. 8	2. 8	2. 8
24	▲ 0. 8	▲ 0. 6	0. 8	0. 5
25	0. 1	▲ 0. 1	1. 1	▲ 2. 2
26	1. 8	2. 0	2. 9	▲ 1. 0
27	2. 3	2. 3	7. 1	▲ 0. 8
28	0. 6	0. 9	3. 2	▲ 0. 3
29	1. 0	1. 0	0. 9	▲ 2. 2
30	0. 3	0. 9	0. 9	▲ 2. 0

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(参考2)

地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和58年度	50, 011	11, 911	10. 5	52
59	47, 602	▲2, 409	9. 9	55
60	39, 500	▲8, 102	7. 8	57
61	44, 290	4, 790	8. 4	61
62	53, 900	9, 610	9. 9	64
63	60, 481	6, 581	10. 4	66
平成元年度	55, 592	▲4, 889	8. 8	66
2	56, 241	649	8. 4	67
3	56, 107	▲134	7. 9	70
4	51, 400	▲4, 707	6. 9	79
5	62, 254	10, 854	8. 1	91
6	103, 915	41, 661	13. 1	106
7	113, 054	9, 139	13. 7	125
8	129, 620	16, 566	15. 2	139
9	121, 285	▲8, 335	13. 9	150
10	110, 300	▲10, 985	12. 7	163
11	112, 804	2, 504	12. 7	174
12	111, 271	▲1, 533	12. 5	181
13	119, 107	7, 836	13. 3	188
14	126, 493	7, 386	14. 4	193
15	150, 718	24, 225	17. 5	198
16	141, 448	▲9, 270	16. 7	201
17	122, 619	▲18, 829	14. 6	201
18	108, 174	▲14, 445	13. 0	200
19	96, 529	▲11, 645	11. 6	199
20	96, 055	▲474	11. 5	197
21	118, 329	22, 274	14. 3	199
22	134, 939	16, 610	16. 4	200
23	114, 772	▲20, 167	13. 9	200
24	111, 654	▲3, 118	13. 6	201
25	111, 517	▲137	13. 6	201
26	105, 570	▲5, 947	12. 7	201
27	95, 009	▲10, 561	11. 1	199
28	88, 607	▲6, 402	10. 3	198
29	91, 907	3, 300	10. 6	195程度 (見込)
30	92, 186	279	10. 6	192程度 (見込)

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理 事 長	鈴 木 博 久	(代表理事)	監 事	清 田 瑞 祥
副 理 事 長	黒 江 正 臣		監 事	飯 田 正 美
副 理 事 長	帯 刀 治		研 究 員	岡 野 孝 男
専 務 理 事	千 歳 益 彦		研 究 員	波 多 昭 治
理 事	堀 良 通		研 究 員	柴 山 章 翔
理 事	佐 川 泰 弘		研 究 員	菅 谷 肅 翔
理 事	菊 池 正 則		研 究 員	大 高 み よ
理 事	石 松 俊 雄		研 究 員	有 賀 絵 行
理 事	今 井 路 江		研 究 員	本 田 佳 行

自治権いばらき

No.129 2018年5月10日発行

発 行 所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木博久
印 刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000